

第百九十三回国会 参議院農林水産委員会會議録第二十号

平成二十九年六月十三日(火曜日)
午前十時六分開会

委員の異動

六月九日

辞任

浜口 誠君

補欠選任

櫻井 充君

六月十二日

辞任

櫻井 充君

補欠選任

神本美恵子君

舟山 康江君

森 ゆうこ君

柳田 稔君

六月十三日

辞任

柳田 稔君

儀間 光男君

山本 太郎君

補欠選任

古賀 之士君

浅田 均君

森 ゆうこ君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

渡辺 猛之君

舞立 昇治君

山田 修路君

徳永 エリ君

紙 智子君

磯崎 陽輔君

進藤金日子君

中西 祐介君

野村 哲郎君

平野 達男君

藤木 眞也君

山田 俊男君

小川 勝也君

神本美恵子君

古賀 之士君

田名部匡代君

柳田 稔君

竹谷とし子君

矢倉 克夫君

浅田 均君

儀間 光男君

森 ゆうこ君

山本 太郎君

徳永 エリ君

山田 修路君

中西 祐介君

竹谷とし子君

紙 智子君

儀間 光男君

岸本 周平君

山本 有二郎君

萩生田光一君

松本 洋平君

義家 弘介君

磯崎 陽輔君

矢倉 克夫君

大川 昭隆君

藤原 豊君

青柳 一郎君

文部科学大臣官
房総括審議官

文部科学大臣官
房審議官

文部科学省高等
教育局長

文化庁文化財部
長

農林水産大臣官
房統計部長

農林水産省消
費・安全局長

農林水産省生
産局長

農林水産省経
営局長

農林水産省農
村振興局長

農林水産省政
策統括官

水産庁長官

公益社団法人全
国農業共済協会
会長

北海道農民連
盟書記長

農民運動北海
道連合会委員長

義本 博司君

松尾 泰樹君

常盤 豊君

山崎 秀保君

佐々木康雄君

今城 健晴君

枝元 真徹君

大澤 誠君

佐藤 速水君

柄澤 彰君

佐藤 一雄君

高橋 博君

中原 浩一君

山川 秀正君

参考人

本日開会に付した案件
○政府参考人の出席要求に関する件
○商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施
に関する法律案(徳永エリ君外六名発議)
○参考人の出席要求に関する件
○農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣
提出、衆議院送付)

員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、浜口誠君、森ゆうこ君及び舟山康江君が委員を辞任され、その補欠として神本美恵子君、山本太郎君及び柳田稔君が選任されました。

○委員長(渡辺猛之君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、文化庁文化財部長山崎秀保君外一名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(渡辺猛之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(渡辺猛之君) 商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律案を議題といたします。

まず、発議者徳永エリ君から趣旨説明を聴取いたします。徳永エリ君。

○徳永エリ君 皆さん、お疲れさまでございます。

ただいま議題となりました商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律案につきまして、その趣旨及び主な内容について御説明申し上げます。

我が国の伝統と文化である捕鯨に関しては、国際捕鯨委員会における商業捕鯨の一時停止の決定以降、商業捕鯨の再開のために必要な科学的知見を収集するため、国際捕鯨取締条約に基づく鯨類捕獲調査が実施されてきました。

しかしながら、近年、反捕鯨団体による過激な

妨害活動により調査の実施に支障が生じ、また、国際司法裁判所の南極における捕鯨訴訟において我が国にとつて厳しい判決が出されました。

現在、新たな計画に基づく調査が開始されておりますが、平成二十六年四月の衆議院農林水産委員会及び本委員会の調査捕鯨実施等に関する決議を踏まえ、鯨類に関する科学的調査を国の責務として位置付け、安定的かつ継続的に実施するための法律の制定が必要とされています。

本法草案は、このような状況を踏まえ、商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するために必要な事項について定めることにより、商業捕鯨の実施による水産業等の発展を図るとともに、海洋生物資源の持続的な利用に寄与しようとするものであります。

以下、本法草案の主な内容を御説明申し上げます。

第一に、鯨類科学調査の基本原則として、主として商業捕鯨の実施のための科学的知見を得ること、条約及び科学的知見に基づくこと等の基準を全て満たし、かつ、原則として捕獲を伴うことを定めております。

第二に、鯨類科学調査を国の責務として位置付ける観点から、基本方針及び鯨類科学調査計画の策定を政府に義務付け、指定鯨類科学調査法人等により調査を実施することとしております。

第三に、鯨類科学調査の費用の補助について定めるとともに、調査研究を行う人材の養成、調査用船舶の確保等の実施体制の整備に必要な措置を講ずることとしております。

第四に、妨害行為の防止及び妨害行為への対応のための施策として、調査実施主体に対する支援、調査実施海域への政府職員及び船舶の派遣、関係行政機関による情報共有等について規定しております。

第五に、科学的知見の国内外における普及活用、鯨類文化等についての広報活動の充実、捕獲した鯨類の調査終了後における有効かつ合理的な利用及び学校給食における利用の促進等について

必要な措置を講ずることとするほか、財政上の措置等について規定しております。

第六に、鯨類科学調査以外に地域で取り組まれている鯨類の科学的な調査についても、必要な措置を講ずることとしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上が、この法律案の趣旨及び主な内容であります。

本法案の今国会での成立を目指し、何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同をお願いを申し上げます。

鯨類科学調査の実施、商業捕鯨の再開について様々な御意見があることは承知いたしております。平成二十六年四月の衆議院農林水産委員会での国の責務として調査捕鯨を位置付けることという国会決議を行っております。国会の意思によって南極海と北西太平洋において調査捕鯨は実施されております。また、反捕鯨団体が新型船を建造し、調査捕鯨船への妨害活動もますます激しくなることも予想され、今年十一月にも予定されている南極海における鯨類科学調査、NEWREPへの実施に向けて、御家族も大変に心配されております。乗組員の安全を確保するための対策が急がれます。

○委員長(渡辺猛之君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山本太郎君 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。自由党共同代表、山本太郎です。

私は、日本の文化としての捕鯨を否定するつもりはございません。問題は捕鯨の在り方ではないかという視点でお聞きします。

まずは、本委員会御出席の皆様、今年に入って何度鯨肉を食べられましたでしょうか。年間で合計何グラムほど食べましたか。去年はどうだったでしょうか。

大手水産会社が捕鯨部門を本体と分離してつくった共同船舶株式会社、この採算が合わず、二〇〇六年、全ての株式を農水所管五つの財団法人に売却。この大手水産会社三社の企業名のみ教えただけです。

○政府参考人(佐藤一雄君) お答え申し上げます。かつて捕鯨を行っていた大手の水産会社は、当時の社名でございしますが、株式会社極洋、日本水産株式会社、マルハ株式会社となっており、どこでございします。

○山本太郎君 資料の一、二〇〇八年六月十四日、朝日新聞 ラインが引かれた部分、撤退する水産会社の方々のコメント、日本、昔食べた人は懐かしいだろうが、ほかの肉の方がおいしいのでは、極洋、若い人は鯨肉を食べない、マルハ二子口、捕鯨船は数十億円の投資が掛かり、収支が合わない。捕鯨は採算が合わない、商売にならないと撤退された。共同船舶は事実上の国策企業に。当初は、調査捕鯨で獲得した肉の販売、これで調査費用を賄うつもりであったけれども、国内の消費は既にほかのものに奪われてしまっている。鯨肉よりもおいしいたんぱく源と言われる牛肉、豚肉、鶏肉などの供給が既に十分ある中で、南極海などにまでわざわざ捕りに行っても食べる人は多くなく、肉もだぶつき、採算も合いません。

日本鯨類研究所、共同船舶への負債穴埋めに復興予算の横流し、海外漁業協力財団から借入れ、もうかる漁業創設支援事業補助金導入、さらに今年度は民間金融機関から借入れしているという話も聞きます。結局、税金を五十億円とか七十億円つぎ込まないと全く成り立っていないのが現状。商業として成り立つものではないということももうはつきりしています。

なのに、なぜわざわざ南極海などでの捕鯨にこだわるのか。捕鯨は日本の文化である、よその国がうちの文化にとにかく言うなでは、筋が全く通じません。なぜなら、日本が南極海などで行う捕

鯨は、文化とは筋の違うものだからです。

人と鯨との関わりの変化。元々は、寄り鯨、流れ鯨といい、座礁したり漂着して動けなくなった鯨を捕まえていました。江戸時代から網捕り式捕鯨が始まり、鯨組などの地域共同体が発達。瀬戸内海のスナメリ網代と呼ばれる漁法や、鯨を信仰の対象とするような生きている鯨との文化的関わりが地域によつては生まれました。これこそが文化とされるものです。無形、有形文化財の保存であり、所管官庁として文化庁がこういうことを管轄するべきだと思います。

日本古来の捕鯨を歴史的、文化的に保存する動きというのは現在文化庁内にはあるんでしょうか。

○政府参考人(山崎秀保君) 委員お尋ねの捕鯨に關しましてでございますが、明治時代までは網を用いて鯨を拘束してからでも仕留める網捕り式と呼ばれる技術が存在しておりましたが、現在ではこうした伝統的な技術による捕鯨は行われておりませんので、捕鯨という行為自体は文化財として保護の対象とはなっておりません。

なお、捕鯨に関わる文化としまして、和歌山県の熊野灘沿岸地域……(発言する者あり)は。

今現在でございます。

○山本太郎君 十分しか質問時間がない中で、削るのやめていただけないか。あるかないかでお願います。ないということでした。

これ、文化としてというふうな主張をするのであれば、このような取り組み方も考えなければならぬというふうな思ふんですね。それが一切されてないという話なんです。

戦後は、食糧難解決のために南極海の捕鯨が再開され、これにより一時的に鯨肉の割合増加と鯨肉食が一時的に全国的な日常に変化をした。同時に、沿岸捕鯨衰退、南極海における乱獲へとつながっていく。現代の地球の裏側まで行く捕鯨というのは、伝統文化ではなく、戦後、食糧難の一時期に局所的

に生まれたもの。南氷洋での捕鯨が代々日本で培われてきた文化、先住民における文化というのには余りにも無理があります。古来から続く捕鯨に関しては文化として認められる部分と言えると思いますけれども、戦後、食糧難の時期に南極海まで出かけて行って乱獲をしまくった行為というのは文化とは言えません。日本が行うべき捕鯨は生存捕鯨として認められる沿岸捕鯨であり、政治が求めるべき捕鯨はその実現とそれに関わる方々に対する支援ではないでしょうか。

世界からは、南極海ではなく、沿岸捕鯨であれば認めるよという譲歩、これ、少なくとも過去三回はあったんですね。しかし、日本側、ことごとく拒否しています。一回目、一九八八年九月、東京、日米非公式漁業協議の席上、米国エバンス商務省海洋大気局長が田中宏尚水産庁長官に対して、南極海での調査捕鯨をやめれば沿岸捕鯨の再開をIWCで支援してもよいと提案したが、日本側は応じず。二回目、九七年、モナコ、第四十九回IWC年次会議にて提案を受けるが、応じず。三回目、二〇一〇年、議長を務めるチリ代表のマキエラ氏からの妥協案にも応じず。捕鯨は文化と主張しながら、沿岸捕鯨のチャンス自ら拒否する姿、これ、余りにも不可解じゃないですか。南極海にほかの狙いがあるんですか。エネルギーとか調査するために行っているんですかと言ったら、いや、違いますとはっきり言うんですよね。じゃ、何なんだよって話なんです。

日本の調査捕鯨には国際的な非難、もちろんあります。どうしてでしょうか。
資料の二。南極海、南大洋の鯨類サンクチュアリーが薄い青色の線の中、一九九四年、国際捕鯨委員会により決議されたものです。ピンク色の部分、ここが日本が捕鯨を行っているところ。サンクチュアリーって何ですか。聖域ですよ、自然保護区ですよ。例えば、野生生物保護区、鳥獣保護区など、野生生物にとつての聖域であると、野生生物を絶滅から回避するための保護区です。つまり、サンクチュアリーで捕鯨しその肉を流通させるということは、野鳥のサンクチュアリー、例えば、鳥獣保護区などで鳥を捕獲し焼き鳥にして販売するような行為と同じなんです。公的機関の指定する鳥獣保護区は当然狩猟禁止です。
先ほどの南大洋鯨類サンクチュアリーで、日本は捕鯨調査と称して捕鯨を行っている。捕鯨を行っているのはほかの国々も確かに存在します。でも、その国々でさえも、このサンクチュアリーでは一九八八年以降、調査名目であっても捕鯨は行っていません。つまり、日本以外の捕鯨国は沿岸捕鯨という枠組み守っているわけです。そんな中、南極海などでの捕鯨を世界に認めるといのはかなり恥ずかしい要求という認識が日本の政治の中になんかということに危機感を感じます。

一方、その代わりとして沿岸捕鯨を認めると提案されても日本側はそれに応じない。そんなスタンスを見てみると、捕鯨は文化、地域で捕鯨に関わる漁業者を守るとい言葉も薄っぺらに聞こえるのは私だけでしょうか。
水産庁、二〇〇五年、南氷洋のザトウクジラに關して何頭捕獲すると宣言しましたが、頭数のみでお答えください。(発言する者あり)
○委員長(渡辺猛之君) 速記を止めてください。
〔速記中止〕

○委員長(渡辺猛之君) 速記を起してください。
○政府参考人(佐藤一雄君) 済みません。お答えいたします。
ミンクが八百五十プラスマイナス一〇、あとザトウが五十となっております。
○山本太郎君 わざわざこれ、五十頭のザトウクジラ、ナガスクジラ五十頭捕りますよということをやめたんです、宣言しちやうたんですよ。このことが反捕鯨運動を燃え上がらせることになった。シーシェパードを育てているのは水産庁じゃないんですかというような事態を招いたということなんですね。

水産庁による二〇〇七年から南氷洋ザトウクジラ五十頭を捕獲する宣言により、水産庁自ら、南

半球の反捕鯨運動、火に油を大量に注ぐことになりました。豪州、ニュージーランドのホエールウォッチング愛好家は、南氷洋のザトウクジラを個体識別し、名前を付けてまなでいるほどなんです。誰が、どの子が日本の捕鯨船に殺されるのかということで大パニックになったとも聞きます。それまで日本が調査捕鯨で捕っていたミンククジラ、資源も豊富なんです。ホエールウォッチングの対象でもない。ミンククジラを守ればお金が集まらなかったところに、日本側がザトウクジラ五十頭捕るとい宣言のおかげで、これ、反捕鯨団体に寄附金が集まらなくても集まるようになったと云うことについて、これマツチポンプわざとやっているんじゃないですかという話なんです。余りにもあり得ないというような話が続くんですけど、時間がないのでちよつとまとめていきますと思うんですけどね。

税金使つてわざわざ南極まで行くことをやめたらどうですか。やるべきことは沿岸捕鯨の権利を勝ち取ることじゃないのか。で、南極に掛かるお金を沿岸の漁業振興に財源を振り分けた方がよほど漁業者の方々も助かりますよ。
本法案は、捕鯨文化を守ることは全く関係のないものだとは思いますが。ただ、南極海などに

出向くことをやめたくない、維持したい。これ、はっきり言つて時代遅れの提案ですよ。だぶついた肉を学校給食などにも出すというようなことを提案していますよ、この法案の中で。これ、消費量が増えたように見える提案でしょう。どうしてわざわざそんなことしなくちゃいけないんですか。採算合わないんですよ。消費されないんです。でも、そうはいいいながら、文化もあり、食べたい人たちがいる。だったら沿岸漁業でしっかりと権利を勝ち取つていくというのが筋じゃないですか。

○委員長(渡辺猛之君) 申合せの時間が参りましたので、質疑をおまとめください。
○山本太郎君 分かりました。はい。
ゆがんだ捕鯨を続行するもので、本法案には到底賛成できるものではありません。もう一度国会議員の方々に考えていただきたいんです。世界における日本の立場、そして本当に文化としての捕鯨を、そして漁業者の皆さんに本来の意味で何がバックアップになるかということを上上げて、私の質問を終わらせていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

○委員長(渡辺猛之君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

○委員長(渡辺猛之君) この際、委員の異動について御報告いたします。
本日、山本太郎君が委員を辞任され、その補欠として森ゆうこ君が選任されました。

○委員長(渡辺猛之君) これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。
商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

○委員長(渡辺猛之君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(渡辺猛之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(渡辺猛之君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
農業災害補償法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣府地方創生推進事務局審議官藤原豊君外十名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(渡辺猛之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(渡辺猛之君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農業災害補償法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として公益社団法人全国農業共済協会会長高橋博君、北海道農民連盟書記長中原浩一君及び農民運動北海道連合会委員長山川秀正君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(渡辺猛之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(渡辺猛之君) 農業災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。山本農林水産大臣。

○国務大臣(山本有二君) 農業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

農業災害補償制度につきましては、昭和二十二年の制度創設以来、七十年以上にわたり、災害によつて農業者が被る損失を補填することにより、農業経営の安定に大きく貢献してまいりました。

しかしながら、現行の農業災害補償制度は、自然災害による収量減少を対象とし、価格低下等が対象となっていないほか、対象品目も限定されているといった課題がございます。

また、農業者へ提供するサービスの向上を図りつつ、効率的な事業運営が求められております。

このため、平成二十八年十一月に改訂されました農林水産業・地域の活力創造プラン等に基づき、自由な経営判断に基づき経営の発展に取り組み農業経営者のセーフティネットとして、農業収入全体を対象に総合的に対応し得る新たな保険事業を創設するとともに、農業共済事業についてその実施方法の改善を図るため、この法律案を提

出した次第でございます。

次に、この法律案の主要内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農業経営収入保険事業の創設についてであります。

農業経営収入保険は、青色申告を行い、経営管理を適切に行っている農業者を対象に、その農業収入の減少について保険金を交付する事業としております。

この農業経営収入保険は、特約により、保険料に基づく保険金のほか、農業者の積立てに基づく補填を受け取ることができる仕組みとしております。

さらに、農業者の保険料及び積立てに係る国庫負担のほか、農業経営収入保険に係る保険責任につきまして政府の再保険を措置することとしております。

第二に、農業共済事業の見直しについてであります。

農作物共済の対象となる米麦を取り巻く状況の変化を踏まえ、農作物共済の当然加入制を廃止し、他の共済事業と同様の任意加入制に移行することとしております。

また、家畜共済を死亡廃用共済と疾病傷害共済に分離し、農業者の経営事情に応じて別々に加入できるようにすることともに、農業者の被害率に応じて共済掛金率を設定する仕組みを全ての農業共済組合に導入することとしております。

第三に、全国連合会の設立についてであります。

農業共済団体は、全国を区域とする農業共済組合連合会を設立し、農業経営収入保険事業のほか、農業共済団体事業を補完するための共済事業等を行うことができることとしております。

また、農業共済事業の効率化を図るため、農業共済組合の合併等に関する規定を整備することとしております。

以上の見直しに伴い、法律の題名を農業保険法に改めることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(渡辺猛之君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員岸本周平君から説明を聴取いたします。

○衆議院議員(岸本周平君) 農業災害補償法の一部を改正する法律案に対する衆議院の修正について、その趣旨を御説明申し上げます。

第一に、国は、農業者の農業保険への加入が促進されるよう、農業者の適切な選択に資する情報の提供等に努めるものとする規定を追加することとしております。

第二に、行政庁は、農業共済事業や農業経営収入保険事業の実施主体に対し、それらの事業の効率的かつ円滑な実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言を行うよう努めるものとする規定を追加することとしております。

第三に、全国を区域とする農業共済組合連合会が、農業経営収入保険事業の効率的かつ円滑な実施を図るため連携及び技術的な協力の確保に努めることとされる相手方に、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四

条第一項の交付金を交付する事業、いわゆるナラシ対策、その他の農業収入の減少について補填を行う事業を行う者が含まれることを明記することとしております。

第四に、政府が農業経営収入保険事業その他の農業保険の制度の在り方等について検討を加える時期の目的を、施行後五年から施行後四年とする

こととしております。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

ました。

これより質疑に入ります。

○山田俊男君 自由民主党・こころの山田俊男であります。

本日は満を持してこの収入保険の質疑に登場させていただいた次第でありまして、関係の皆さんに御配慮いただいたことを本当に御礼を申し上げます。

何せ農業共済の仕組みは、それこそ私がちゃんと物心が付いた以降も、農業共済が地域の農業経営、とりわけ水田経営の場において大変大きな役割をそれぞれ果たしてきたということをよく承知しております。防除にしましても、村総出で防除するという取組をやってきたわけですね。そして、一筆調査ということもそれは前提としてやる、全戸加入という仕組みであるという中で、農村の農業経営に対する共同の取組というのを間違

いなく側面から支えてきたところが私はあると、こんなふうに思います。

ところで、この度、それを大きく改正しまして、そして収入保険の事業に取り組みということに相なったわけでありまして。

収入保険は、御案内のとおり全戸加入ということではありませんし、強制加入ということでもありません。それぞれが自由に選択できるということではあります。一方で、青色申告を前提にしているということになりますから、青色申告を含めましてきちっとした記帳能力がある、能力があるという言い方はおかしいですが、記帳できる、それ

からそういう収入の体制をちゃんと取っておられる、そういう農業経営、そんな多いというふうには言えないわけですが、現在も青色申告はありますので、これをどんなふうにも拡大しつつ、より収入をきちっと把握できる経営を、そして作物選択を行っていくということとお聞きしておりますので、そういう面では私はその仕組みを高く評価しているところでもあります。

ただし、そうはいいまして、それぞれいろいろ

な課題が出てくるわけでありまして、私は、どうもあの規制改革推進会議というのはもう本当に気に入らない組織でありまして、委員会の場で気に入らないなんというふうには明言すると、なかなか、いろいろ反発も出てくる場所があるかというふうには思いますけれど……（発言する者あり）そこは、激しいのは小川先生に任せて。

私は、どうもこの一連の農協改革、全農改革、それから酪農制度の見直しに続いて、今度のこの収入保険の仕組みも、おいおい、まさか、もしかしたら、より自由な生産、流通、販売と、そして新しい挑戦ということを念頭に置きながら、そして、それは規制改革推進会議の一つの思想といえは思想なんです、それに基づく自由な生産、流通、販売の世界をつくり上げていく、それも農業者の競争の中で、新しい挑戦の中でつくり上げていくということがあるんじゃないかと思うんです。それを評価しないわけではないんです。現にそういう担い手は地域でもちゃんと育つてきておりますから、それはそれでいいんですが、しかし、農業生産が持つ共同の取組のベースを壊してしまうことにならないのかという、これまた心配も抱えているところでもあります。

とりわけ、後ほど、本日もまた議論させてもらいますけれども、御案内のとおり、我が国の農業生産の大宗を占めております米につきましては、生産調整の取組がどうしても求められるわけでありますから、だから、その生産調整の取組はやはり村を挙げてというかな、共同の取組の中で目標達成しながらやっていくということをももう定着させてきましたし、今また、よりそれをつかりやうていかないと駄目だぞということになっていくわけですが、その生産調整についても数量目標の配分を国としてはやらないという環境が出てくるわけで、その環境の中での収入保険が持つてくる意味、これも本当によく考えて対処しなきゃいかぬと、こんなふうに思っているところであります。

そこで、まず、これは経営局長にお尋ねした方

がいいですね、今回の収入保険が持つております意義を率直におっしゃっていただきたいと、こんなふうに思います。

○政府参考人（大澤誠君） お答えいたします。

趣旨、この収入保険事業の意義と目的ということでございますが、今後、農業の成長産業を図るということが必要だと思っております。そのためには、自由な経営判断に基づいて経営の発展に取り組む農業経営者、こういうのを育成していくことが必要だと考えております。

こうした中で、その現行の農業災害補償制度を見てみますと、まず、自然災害による収量減少とというのが対象でございます。価格低下等は対象外となっております。次に、対象品目が限定的でございます。農業経営全体をカバーしてないといった課題もございまして、このため、品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとに収入全体を見て総合的に対応し得る収入保険制度を導入することによりまして、新規作物の生産あるいは新たな販路の開拓などの様々なチャレンジを促進しまして農業の成長産業化を図りたい、これが収入保険事業の意義、目的と考えてございます。

○山田俊男君 時間がありますから、また局長にはこの意義をちゃんとお聞きしたいというふうには思います。

それで、この収入保険を導入しようじゃないかという議論が起ったときに、御案内のとおり、民間の保険会社を参入させるかという議論もあつたやうで、その際、事前の調査といいますが、最初の取っかかりの中でその調査に参画させたということがあつたように思いますが、民間の業者の扱いについては、今この、収入保険の今後の展開に当たってはどんな位置付けになっているんですか、お聞きします。

○政府参考人（大澤誠君） 御指摘のとおり、この収入保険事業を御提案申し上げるに際しまして、三年間、事業化調査事業を行ってございます。その中で、一度、民間事業者が事業化調査の実施主体になったことはございます。その検討も踏まえ

て、我々としては、まず収入保険事業の実施主体につきましては四つの要件が適当ではないかと考えた次第でございます。順に申しますと、一つは全国をカバーできる事業エリアを有していること、二番目に中立的な立場で事業を実施することができると、三番目に保険業務に関するノウハウを有していること、四番目に農業に関する知識を有していること、この四要件を考えたわけでございます。

様々な検討を加えました結果、実際に事業実施主体になろうとする方々の意向、こういうことも踏まえまして、農業共済団体がやはり新たに全国連合会を設立して実施主体になることが適当だというふうな検討をしたわけでございます。民間事業者もこの検討の中では、むしろ実施主体になるよりは協力する役割にしたいというようなことも表明したわけでございます。そういうことを踏まえまして、この提案している法律の百七十五条に収入保険事業の実施主体は全国連合会ということが法律で明記されてございます、という経緯でございます。

○山田俊男君 アメリカの収入保険の例、そんなに多くあるというわけじゃないし、加入がそんなに多いというわけではありませんが、品目ごとに各種の収入保険の仕組みがあるということは承知してございます。それは、民間の保険会社が展開している例が多いわけですね。

私は、局長の今答弁のありましたその方向でいいんだらうというふうに思いますが、先ほど私が懸念で申し上げましたが、より一層自由な生産、流通、販売という世界をつくるというときに、民間の会社が設計して運営していくという形が念頭にあつたのかというふうに思ったものですから改めて聞かせてもらつたわけですが、今の要件で全国エリアにして、それから、御案内のとおり、これまで農業共済事業との連携が必ず地域ではあるというふうに思いますから、とりわけ、対象となる農業者はそこに張り付いて、地域に張り付けてそこに存在しているわけですから、だか

ら、それらの要求もきちっと聞いて事業対応していくという姿勢であれば、今おっしゃった形ですっきりやっていたきたいと、こんなふうに思います。

ところで、私は、先ほど若干申し上げたこととも関連しますが、五年前に、これは平成二十五年ですが、産業競争力会議の農業分科会の座長でありました方が、唐突と言えは唐突でもありますが、一方で、ずうっとこれは長い議論をしてきた内容かというふうに思いますけれど、提案の仕方が、規制改革推進会議の前身の組織であります産業競争力会議、その農業分科会、その座長が行うということ、国による生産調整の目標配分の廃止という方向を打ち出したことに相なったわけでありました。

当初三年とおっしゃっていたのを、党内の議論もこれありで、五年後というふうにして、その期限が来年もう到達するわけでありまして、収入保険のこの取組と、それと生産調整の生産数量目標との設定、連動せざるを得ないわけでありまして、この設定をやめるわけですから、より自由な生産、流通、販売の世界に日本の農業は入っていくというところに相なるわけでありました。

もちろん、今農林水産省は、それこそもう本当に全精力を挙げてというふうには思いますが、各都道府県、市町村にも働きかけて、そして市町村、さらにはJA、それから協議会等々とも連携しながら推進に全力を挙げています、その努力は多としますが、収入保険を入れた取組と、それと生産数量目標配分の廃止ということがどんなふうな相関関係を持つて推移していくのかということについて、受け止めをお聞きしますし、それから、当然対策が必要になるというふうには思いますが、一生懸命やっておられるその対策の狙いをおっしゃっていただきたいというふうに思います。これ、政策統括官でよろしゅうございませうか。

○政府参考人（柄澤彰君） 今委員から御指摘がございましたように、今般の米政策の見直しにつき

ましては、政府・与党として平成二十五年の暮れに決定をして、それ以来今日に至るまで、この方向に沿っているような推進をしてまいりました。

今委員からも御指摘のとおり、全国の現地に出入りしていろいろな推進活動も、いろいろな各地での御努力をしていただいた結果、例えば二十七年産、二十八年産振り返りますと、現行制度が始まって以来初めて二年連続、全国ベースでの過剰作付けが解消いたしましたし、また、現在田植がもう済んでいるところも多いわけですが、二十九年産の作付けにつきましても多くの県で生産数量目標の達成が見込まれているという、こういう状況でございます。

この方向に沿いまして、今後とも、農業者あるいは集荷業者・団体がマーケットを見ながら、自らの経営判断や販売戦略に基づいて需要に応じた生産、販売ができるような環境整備に引き続き取り組んでまいりたいと存じます。

今申し上げましたこの米の政策の見直しにつきましては決められた方針どおり進めておりまして、それと別途の考え方によりまして、収入保険、今回導入がされているというふうに理解しております。

○山田俊男君 政策統括官を始めとする農林省の努力を多といたしますが、収入保険で自由な生産、流通、販売の世界に入っていくんだと、まさに、そういう世界の中で、一方で、これは従来の生産調整、米はその課題を抱えておりますので、そうせざるを得ないという側面は私はもう分からぬわけじゃないんですが、そこはちゃんと、何ですか、気持ち合っているんですか。政策の流れとしてもちゃんと合っていますか。はい、経営局長。

○政府参考人(大澤誠君) お答えいたします。

収入保険制度、これは先ほど総合的に対応し得る収入全体を見たセーフティネットとして導入するんだというお話をしていました。そうなりますと、我々考えておりますのは、やはり需要に応じて農業者の方々が、ここに需要がありそうだと

ぞ、ここが所得が上がりそうだといろいろなチャレンジを促進するようになる、こういうことも申しました。具体的には、農業者の新規作物の生産あるいは新たな販路の開拓、こういうことを促進していく効果があるのではないかとこのように考えております。

収入保険制度の導入自体は、需要とは無関係に作物の生産をしたいということでは、そういう意味ですので、全くございません。むしろ、そういうことでありますと、高付加価値な作物への転換ということでありまして、むしろ需要に応じた生産に向けた農業者の前向きな取組を促進する効果があるのではないかとこの意味で整合性が取れているのではないかとこのように考えてございます。

○山田俊男君 そうすると、大澤さん、お聞きしますが、自由な生産、流通、販売の世界に入っていきますよということ。それは否定しませんが、力になるという側面もあります。一方で、その大宗、生産の大宗を占める地域の米の生産について、それで、その目標達成も極めて重要だということは今お聞きしたところであります。とすると、何でこの二つ連動できないんですか。連動するような仕組みというのは、考えましたか、それとも全く想定外ですか、お聞きします。

○政府参考人(大澤誠君) 収入保険制度は、個人の収入全体を見て総合的に対応するというところで、品目横断的な考え方、制度設計が行われております。ですので、個々の政策、需要に応じた生産を促進するための政策が品目ごとで行われていることは前提といたしておりますけれども、それがちゃんととなっていることを前提に導入してはおりますが、それ以上、個々の品目ごとの状況を全てリンクさせるとなると考えざるを得ないという状況が複雑になるというふうにご覧いただいております。そういう形のリンクということも考えております。

○山田俊男君 もう一つ、これ、御案内のとおり、今、これも米だけというわけじゃないんです

よ、麦があつたり、大豆があつたり、作物、水田、とりわけ水田地域におきます複合的な経営を定着させる、伸ばしていくという観点でナラシという制度があります。読みやすいから、また覚えやすいからナラシという言い方させてもらいますけれども、このナラシの仕組みは、御案内のとおり、生産調整の数量目標達成を条件にしながらやってきたんですね。今度、それももう来年からこれ、なくなりますね。そうすると、ナラシの場合も需給調整のその観点が制度としての仕組みとしてなくなってしまう、収入保険もその仕組みをつくりません、だから今、柄澤さんがもう汗かいている生産調整の目標達成、これは独自設定した目標達成に全力を挙げようという設定になっている。

ちよつと、原理違いませんか。制度、仕組みはそれなしを前提にして、何度も言うよ、自由な生産、流通、販売の世界に入っていくというんだ。よ。そして、収入も補填するということだよ。米価が低落したらそのナラシの仕組みをちゃんと支えるという仕組みもあるんだよ。それに、需給調整の観点がそこで絡んでいなかったら、一体これどこの世界へ転がり込んでいきます。生産者自身の、農家自身の責任だと、農家自身がそれを判断しろ。いやいや、悪くないかもしれない、悪くないかもしれない。だったら、それをしっかりと判断できる農業者に対して、それでちゃんと判断しながら自分がそれを選択するよという農業者に対して手だてで講じなかつたらどうするんですか。手だてで講じましょうよ。

歩いて、知事さんにもお会いする、市長さんにもお会いする、団体の皆さんにもお会いする、みんな声を掛けて歩いておられる。分かるよ。分かるけど、こつちの方の原理とこつちの方でどうしてお願ひする原理が違うじゃない。これ、何年もちますか。何年もつと思う。私は三年だと思ふんだよ。だから、ここに絵を描かなかつたら、どうしようという絵を描かなかつたら、これはもう本当に混乱の極みだというふうに思います。

ましてや、一番狙っているのは誰か。規制改革推進会議。これは必ずナラシの制度をやめるといふふうに言ってきますよ。そうでしょう。これ、私が何か誘導したんじゃないかと思わないでください。私は、明確にそれはもう絶対駄目だよというふうにご覧いただいております。だから、言われる前にこの二つの仕組みを一体どんなふうにかつていものにしていくか、地域の中で受け入れられるものにしていくか。担い手が必要なんだから、どんな育成しなきゃいかぬのだから、そのために担い手対策になるナラシの制度というのは私は欠かせない大事な仕組みだというふうに思います。とすると、こつちで挑戦する、こつちでやっぱり担い手が育っていく、そして地域の農業生産を両輪相まって支えていくという仕組みのつなぎをちゃんと考えるべきではないですか。その点について、議論したのか議論してなかったのか、どうですか。こつちは、収入保険検討してきた、じゃもう一回、経営局長に聞きますか。

○政府参考人(大澤誠君) まず、事実関係で申しますと、今回の収入保険の検討に当たって、規制改革会議から何か意見を言われたり、何かあったということは全くございません。これは、あくまで平成二十六年の担い手経営安定法の審議の際に、衆議院において、全会一致で附則に、収入変動に関する総合的な施策について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずると、こういう規定が加えられましたので、それを受けて、農業者等の意見を十分聞きながら、また三年間の事業化調査を行いながらやってきたわけでございます。規制改革会議から意見を受けたということは事実としてございません。

その上で、先ほど、ちよつと繰り返しのなるかも知れませんが、この附則におきましては農災法の見直しと併せて検討するということにされておりましたので、農災法の関係、先ほどお話ししたような、品目がいろいろ限定されていたり、その補填の対象が限定されていたということ等、まずその検討をいたしまして、それから関連

制度との関係も検討いたしましたけれども、やはり一長一短ございます。

例えば、ナラシ対策ですとその地域全体の価格を見て補填をしていくと、こちらの場合には個人の収入で見えていくと。制度を、せっかく収入保険をつくりましても、やはり収入をちゃんと把握しなきゃいけないということで青色申告に限るという点もございまして、それぞれの制度をむしろ生かして、農家にとって選択肢を広げていくということがやはり今の農業の現場には非常にふさわしいんじゃないかということで全体像をつくりまして、こういう提案をさせていただいているわけでございます。

それから、繰り返しになりますけれども、需要に応じた生産との関係では、特に米につきましても、正確ないろいろな見通しを、需要に関する見通しを国が提供するか、それから米以外の水田の利活用の方策を推進するか、そういうような品目ごとの政策が行われておりますので、それを前提とした形でこの収入保険を導入しているというわけでございますので、自由な生産、流通といつても、そのいろいろな既存の施策を否定する形で自由と言っているわけでは毛頭ございませ

ん。

○山田俊男君 もう一つ、これも規制改革会議と関連する、今、国家戦略特区とも関係するから、なかなか問題を広げたくないわけですが、農地所有適格法人というのがありますね、養父の国家戦略特区で設定されました。要件付ながら、かなり制約を付けた設定されたわけでありまして、それからさらには、農地中間管理機構の運営の中で、借り手がいらなかったら県外からでもいいから手を挙げて、農業者でなくても、農外企業であってもオーケーだというのあるわけ、一定の要素は付きますけれど。そうした農外企業が、これは農地所有適格法人なんです、こうした農外企業が、どうですか、収入保険事業に加入できますか、お聞きします。

○政府参考人(大澤誠君) 加入できます。

○山田俊男君 そうすると、その中には、これまた例を挙げて言うと、名前は余り言いたくないわけですが、大きなコンビニの企業が農地所有適格法人になって、ないしは借地で農業経営をおやりになっていきますね。とりわけ野菜等を収穫して、悪くないんですよ、非常に立派にやっておられますから、さらに、その農産物を自分の関連、自分の会社じゃないんだらうけど、自分の関連会社の大スーパーで売りますよね。そこへ多くの農家、それからJA等が集めた農産物を供給しますね。一体、自分の圃場で作ったのは、特色あるうまいものを作るんだしうな、コストも安く作るかもしれないから安めに設定してやります。安めに価格出して、俺のところはこれだけで供給できているんだと、どうして持ってこれないのという話になりかねない側面もあるわけですね。収入で加入できるんだから、農地所有適格法人も収入減少したら補填してもらえんだから、何ら心配ないですよ。

これ、こういう構図が出てこないとも限らないという心配をしているんですが、何か歯止め策は、ないしは議論した経緯はありますか。

○政府参考人(大澤誠君) お答えいたします。

収入保険制度、まず足切り水準最大でも一割、まあ一割、最低でも一割ということでございます。ですから、その一割を超えるような価格低下ということがまず問題になると思いますけれども、非常に、これは、今回の提案申し上げている法律で百八十七条というのがございまして。これは準用規定ですが、百八十七条において保険法の七条とこの準用いたしましたしております。七条に何が書いてあるかといえますと、「保険者は、保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によつて生じた損害をてん補する責任を負わな

い。」ということが書いてございまして。説明の中でも意図的な安売りというものはここに該当して補填は出ませんよということを申し上げているわけでございますけれども、そういうふうな形で、通常のほかでやっているものと明らか

に違うような大幅な意図的な価格低下ということを生じた場合には、これは収入保険上は免責ということ、保険金の全部又は一部を支払わないと、あるいは重大な不正があった場合は翌年以降の加入を禁止するようなことも考えております。このような措置を講ずることによりまして制度の適正な運用を確保してまいりたいというふうに考えてございます。

○山田俊男君 もう私の時間が参りましたので、ここでやめます。質問は三分の一しかできなかったもので、三分の二残っていますが、許されるならどこかでまた質疑のチャンスをお願いしたら有り難いと、こんなふうに思います。いずれにしても、大臣にもちゃんと質問事項を用意していただきますが、この次いたただいたらこの次に回させていただきますので、お許し願いたいというふうに思います。

いずれにしても、いろんなことと関係してくるんです、大きな仕事をおやりになると思うときはね。だから、いろんなことに手打つていかなきゃいかぬですよ。どうぞ、早急に、数時間というか、党内の議論も比較的短くて、ほわんと転じて進んできましたつてみたいな話でやられた日には農業者は大変ですから、どうぞ、検討に検討に検討を重ねていい仕組みに仕上げていこうじゃないですか。どうぞよろしく願います。

以上で終わります。ありがとうございます。

○小川勝也君 民進党・新緑風会の小川勝也です。

山田委員の質問の中にいろんな思いや葛藤が含まれておりました。私も実はあります。山田先生は与党審査の中でもほわんとした議論しましたけれども、我々は今趣旨説明を聞いたばかりでありますので、大変な審議であります。

この農林水産委員会というところ、私は長年在籍をしております、委員長席を挟んで両隣も経験させていたいただきました。国会でいう仲よし委員会の一つでありました。それは、農林水産省の農業を大切に思っておられる皆さんが農家のた

め、農業のための法律案を作ってくる、それを後押しするのは与党委員も野党委員も同じ思いだったからであります。ずっと賛成を続けてきた歴史であります。

しかし、この国会、八本の法案が出てまいりましたけれども、力強く反対する法案を含め、納得のいく法案は僅かでありました。まだましと言われたこの収入保険の法案でありますけれども、本当は反対したい気持ちもやまやまでありましたけれども、衆議院で、聞くところによると、反対法案が続いたので、何とか修正するので賛成してほしいということで、衆議院の我がメンバーが与党の皆さんと議論をして送られてきて、我々はこれ賛成をすることになっているようであります。

なぜ我々が反対法案を多くここで直面することになったか、山田先生からも苦しい披露がありましたけれども、何とかかんとか会議というところが茶々を入れて法案を作ってくるからであります。すなわち、官邸主導のいわゆる審議会政治、そしてもう一つは、TPPの準備の法案があつたからであります。TPPが来るのでも前もつてこの法律を通してこういうような中身が幾つもありました。今回はどうなんでしょうか。

私は、この収入保険の成り立ちについて、いろんな思惑を私も持っていますけれども、まず、ちよつとだけ確認をさせていただきます。TPPとの関係はどうでしょうか。

○政府参考人(大澤誠君) 収入保険制度につきましては、平成二十六年の、先ほどもお話しいたしました、担い手経営安定法の審議の際、衆議院におきまして全会一致で、附則に、収入変動に関する総合的な施策について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずる、こういう規定が加えられました。これを受けてまして調査検討を開始したものでございます。

TPPとの関係でございますが、収入保険制度については、総合的なTPP関連政策大綱におけるいわゆる検討継続項目の一つとして位置付けられております。ただし、その前から、大綱が決ま

る前からこの検討は行われておりましたので、その大綱の中では、「従前から行っている収入保険制度の導入に向けた検討の継続」というふうな記載がされております。したがって、T P P大筋合意を契機として調査検討が開始されたとか、そういうことではございません。

○小川勝也君 それでは、農業競争力強化プログラムのなかでは、この収入保険はどう位置付けられていましたでしょうか。

○政府参考人(大澤誠君) 農業競争力強化プログラム、十三の項目がございますが、その一つとして位置付けられております。その経緯は、先ほど申しました総合的なT P P関連政策大綱の検討継続項目に位置付けられているからでございます。

○小川勝也君 先日の畜安法の審議のときに、北海道厚岸太田の酪農家の方が、今、乳価も比較的稳定しているしいい価格だし、生クリームも入ったし副産物もいいで、このままの制度の中で何とか頑張れるかな、政府に何かを要望したことはない、こういうふうにおっしゃっていました。実は今、農業全般それに近い部分があるのではないかと思っています。収入保険がなくとも、いわゆる共済とナラシがあるわけでありまして、

なぜ今回この収入保険制度になったのかなといいますが、やはり、一にも二にも不安がある農作物は米だと私は拝察しております。一万五千円のいわゆる農業者戸別所得補償政策から七千五百円になり、そして生産調整なしの、七千五百円、今度ゼロになるというわけでありまして、いわゆる主食米の農家の方々は大変不安におのいてるわけでありまして。ですから、私は、米価が下落する、そのことを前提にこの収入保険をつくったんだと勘づいていますけれども、関係性はいかがでしょうか。

○政府参考人(大澤誠君) お答えいたします。

米政策の見直しにしましては、平成三十年産から、行政による生産数量配分に頼らずとも農業者自らの経営判断により需要に応じた生産が行われるように、行政、生産者団体、現場が一体と

なつて取り組んでいるところでございます。

国としては、そのための環境整備として、全国の需要見通しに加えまして、各産地における販売、在庫状況などに関するきめ細かな情報提供、それから麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の生産に対する支援等を行っているところでございます。

収入保険制度は、こうした米についても含むいろいろな品目ごとの枠組みの下で、この主食用米について需要に応じた生産が行われる中で導入しようということでございます。米政策の見直しと併せて導入するというものではございません。まず、米政策改革は米価を下落させるというまず意図もないというところでございまして、趣旨としては、先ほどお話ししましたとおり、例えば農業共済制度について品目に限定があるとか、それからナラシ対策等の価格低下対策についても品目の限定がある、そういういろいろな品目の限定があるところから、どんな品目でも個人の収入に着目してセーフティーネットを措置いたしまして、それによって農業者がいろいろなチャレンジをしやすきしようと、それが意図でございます。

○小川勝也君 今日午後から北海道の生産者も来て、現場の意見も申し述べていただくことになっているかと思っております。いわゆる共済もあり、ナラシもあり、新しい制度が出てきて、生産者がいい方を選べるということであれば目くらまを立てて反対をしないわけでありまして、与党審査に参画した山田先生から三年もつかないという話もありましたので、穏やかではありません。

生産者の気持ちはどうなのかというふうに昨日お伺いをいたしましたら、様子見だろう、こう言っておりました。特に米を主力にしている稲作農家は、いわゆるナラシと共済の方が、自分のところの気象条件やいわゆる収入激減の頻度にもよりますけれども、既存の制度を選ぶ生産者の方が多いのではないかと意見が述べられました。この制度には幾つかの重大な問題点がありま

す。それを順次お伺いをしたいと思います。

北海道は、未曾有の台風被害で大変な目に遭いました。それで、農地そのものが流されるといった地域も発生をいたしました。それで、本来台風が来ない地域としての北海道の生産地があったわけでありまして、激甚な災害に遭う北海道になったわけでありまして。

例えば、基準収入一千万円、四年間続けていて、そして五年目に激甚なる台風被害で例えば収入が二百万円になった。そうしますと、これから収入保険のいわゆる算定が四千二百万円割る五が基準収入になります。ですから、大規模な災害、あるいは収入が激減になったとき、五中五の取り方を変えてもらわないと穏やかな気持ちで加入できない、これが生産者の声であります。

台風以外にもいろんな要因で激減をしたときには、それを何らかの形で上に押し上げるという、あるいは五中五ががつり下がらないような工夫がないと、これは収入保険に皆さんが入っていただけないような状況になるのではないかと私は心配しています。その辺の工夫の余地はどうでしょうか。

○政府参考人(大澤誠君) お答えいたします。

これ、収入保険制度といいますが、個々人の農業者のデータを、税の仕組みを用いまして、客観的な収入として、それを基本として制度を設計しているわけでございます。個々人の農業者のデータをを用いておりますので、例えば五中三とかそういう形にいたしますと、一年だけ収入をもう今日、もう今年には働かないというところで意図的に下げるとなつても、逆に基準収入は変わらないというところになってしまいます。そうなりますとモラルハザードの問題も起きておりますので、五中五という形で今考えているところでございます。

○小川勝也君 それは制度設計をしている人の言い訳ですよ。

基準収入の取り方がナラシの九割に比べてきゅうぎゅうになつて、本当に生産者にとっては不利

だというふうになつて印象を持たれます。そのときに経営局長は、今言つたようにモラルハザードをやつぱり回避するために五中五なんだと、こう言います。だったら、先ほど私が申し上げましたように、一回ががつり災害があつて、あるいはほかの要因でも収入が激減をして基準収入が下がつてしまふなら保険に入る意味がないという生産者の声には全く応えられないことになります。

もう一点あります。それは、先ほど山田先生が、企業の参入、これで、企業の参入で市場価格を下落させるも力が働いたとする、そのほかにも、私は、例えばT P Pのような国際的な協約によつていわゆる海外から農産物が入ってくる場合、農家のいわゆる手取りとなる農産物価格が緩やかに激減を続ける場合、ちよつとずつちよつとずつ下がっていく場合、すなわち、経済成長がゼロから一、いわゆる物価はそのままなのに、農家の手取りだけがどんどんどん、ちよつとずつちよつとずつ下がっていくときに、この収入保険は、例えば一千万円なら一千万円のレベルの収入を確保する制度になつていないんです。どんどんどん収入が下がっていく、経済成長、物価はそのままなのに、農家の収入だけがどんどんどん下がっていくということをご否定できない制度であります。その結果についてはどうお答えになりますか。

○政府参考人(大澤誠君) 収入保険制度だけが農政ということでは、そういう形での提案はさせていただきます。ただ、いらないところがございます。例えば、その品目ごとの継続的な価格低下、これについては米が典型的な分野かもしれないけれども、こちらにつきましては様々な品目ごとの政策によつて対処しているわけでございます。

ですので、収入保険制度は、あくまでもいろいろな制度の中の選択肢の一つとして収入全体に着目した制度でございますので、むしろいろいろな作物にチャレンジしてみよう、それによつて新しい局面を切り開いていこうというときに、万が一、いろいろな作物新しくやりましてなかなかうま

く見込みどおりいかなかったという場合でも、少なくとも、従来行っていた生産に基づく所得の一定部分は確保されるということが今回のこの収入保険の肝ではないかというふうな考えております。いろんな施策の中で選択していただくということをお願いしているわけでございます。

○小川勝也君 それは、だから、あくまでも制度設計した人の言い訳ですよ。

せっかく衆議院で修正で農業保険の加入促進に関する規定、みんな、やっぱりせっかくいいのをつくったんだから入ってもらおうと言っているのに、生産者の不安に全然応えていないじゃないですか。

もつと言います。これ大変なんです。というのは、一つは個々の生産者に着目をしてということとあります。収入保険と先ほど言った共済、ナラシのセツトと微妙に各個別農家によって違うんです。これは本当に周知とアドバイスができる体制が取れるんでしょうか。私は人手不足もあって大変なことになると思いますけれども、自信はあるんですか。

○政府参考人(大澤誠君) これはしっかりとやっていかなければいけないというふうに考えてございます。

まず、共済組合の職員が非常に多くを担っているわけでございますけれども、農業災害、農業共済の制度自体も、家畜共済などいろいろな事務の軽減措置を図っております。そうやって、全体の中でその収入保険をしかりやっていく体制をまずつくりたいということが一つでございます。

それから、一部はホームページ等にも公開しておりますけれども、どの制度を取ったらどういう負担があつて、それからどういふふうな方が一のときの共済金なり保険金がもらえるのかと、この関係をやはり数字で分かりたいというのが非常に大きな要望だと思えます。これを、その新しい制度ということもあって、全てにわたって制度をすぐには精通できない職員の方々がしっかりと説明

ができるように、例えば、この二十九年度予算の中で、タブレット等を活用して簡単に掛金や補償金のシミュレーションができるようなシステム、こういうのをしっかりと整備してまいりますので、加入申請時に、そういう通常の保険のように、パターン一、パターン二、パターン三でこうなりますということがすぐに分かるようなシステムを設計いたしまして、それで、あつ、こういうふうになるのかということがしかりと分かるように普及宣伝に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○小川勝也君 これはやっぱり山田さんが言ったように、懸念は払拭できませんね。設計図はいいんですよ、一つ一つ、一人一人の農家に向き合つて、おたくの経営形態でしたらこういう組合せがいいですよというところまで考えてくださつていただきますけれども、そこまでの客観的なプログラムは不可能です。今、三年もつかどうかと。衆議院も心配して、施行後五年から施行後四年に検討を前倒ししてくれました。

これから大臣に聞きますよ。私はこれ不測の事態が起こるんじゃないかと思う。いろんな、一年、二年の間にデータが出てくる。そして、この個別農家はこうだつたけど、こつちの農家はこうだつたということ、誰が得した、誰が損した、この状況がおかしいじゃないかと、こつちの組合におかしいぞというのが必ず出てくるんですよ、これ。

私は、農家のためを思つた仕組みをつくつてくれるという農林水産省の意気込みと思ひは多しですけれども、物すごい心配です。うまく機能しなくて、それこそナラシがなくなつたら元も子もない。同じ共済の中で、やっぱり労力は限られていて、理想はいけれども相当困難が付きまとうというふうに思ひます。

だから、いろんな情報が集まつてきます。いろんな見直しや検討が必要だと思ひますけれども、ここに、法律事項でありますので、附則の第十四条は、これ当然変えられない。けれども、大臣、

大臣が次の大臣かは分かりませんが、もしいろんな情報が集まつて、これはちよつというくらい検討を加えて、省令で、あるいはいろんな通達で変えなきゃいけないということが出たら、私は柔軟に対応してほしいと思ひますけれども、大臣の御発言をお願いします。

○国務大臣(山本有二君) 収入保険制度は我が国初めての制度であります。制度実施後もデータの蓄積を進めるといふことが必要でございますし、農業者のニーズを把握しながら、農業者にとつてより良い制度になるように改廃が必要だということに思ひます。制度の実施状況等、検証が必要でございます。

法施行後の見直しでございますが、一定のデータ蓄積が必要でありますことから、四年後を一つのめどとして行つていきたいと思いますけれども、制度実施後、改善すべき事項が出てくれば必ずしも四年後にこだわらずに見直していくという態度で臨みたいというふうに思ひます。

○小川勝也君 ありがとうございます。時間も少なくなつてきましたので、ちよつとお客様にも質問をしたいと思ひます。

文科省は、今新たに再調査をしてくれておりますけれども、いつこの調査結果を発表することになつていきますか。

○政府参考人(義本博司君) 文科省におきましては、総理の指示の下、文科省として国民の声に真摯に向き合い、改めて徹底した再調査を行いたいというふうに思つておりまして、具体的には、前回調査におきましては、専門教育課の関係を共有ファイル、あるいはその電子フォルダのみを対象としておりましたけれども、今回の調査においては専門教育課以外の設置認可の担当部局である部局、それから特区窓口の担当部局の共有ファイル、共有フォルダまでも確認対象とすることと拡大したいと思つておりますし、ヒアリングも行いましたけれども、前回の調査におきましては課長補佐以上の職員七名を対象にしておりましてけれども、今回の追加調査では前回の七名に加えて

て、メールで文書を共有したとされる職員約二十名おりますけれども、この人たちが自身も対象にしてヒアリングを実施することとしたいと思つております。

いずれにせよ、今回の追加調査は国民の声に真摯に向き合いたいということでございますので、いたずらに時間を掛けて調査を行うものではないと思ひます。速やかに調査を行ひまして、結果がまとまり次第、可能な限り速やかに発表したいと思つていところでございます。(発言する者あり)

○小川勝也君 これは、今、舟山さんが言つた思ひは共通ですけれども、ここで言つてもしようがないということも私はよく分かつています。あなたにも上司や上に立つ人がいるのも分かつています。ただし、国会は会期を迎えるんです。定例日は今日と木曜日と二回しかないんです。国会が終つてから出されたつて、たまつたものではあります。そのことは強く申し上げるんですが、ここから私が申し上げたいことです。

怪文書だつたものが再調査になりました。そして、今回のこのやり取りは、内閣府から文部科学省、そして農林水産省、三省三府で共有をしていなきゃおかしいんです。この人とこの人が会いまして、それぞれ両側でメモを取る、これが当たり前の姿でありますので、この文科省の再調査を受けて、内閣府と農林水産省も同様の調査をしないと意味がない、そのことを申し上げたいわけでありまして、内閣府と農林水産省にお伺いをいたします。

○政府参考人(藤原豊君) お答えを申し上げます。六月九日に山本大臣が記者会見で回答しております。内閣府では、報道されている文書の内容につきまして、事務局において関係職員への聴取を行い、総理や官邸の指示などと文科省に伝えた事実はないことなどを確認しているということでございます。

文部科学省が実施する追加調査は内閣府ではな

く文部科学省が作成されている文書等に関するものであるため、内閣府において追加調査を行う考えはないということで、山本大臣から記者会見で御発言をさせていただいてるところでございます。

○政府参考人(今城健晴君) お答えいたします。

内閣府と同様でございます。加計学園の獣医学部新設に関する一連の文書ということで、文科省さんで調査されているということでございます。

いづれにせよ、私どもとしては、直接内閣府とコンタクトを取ったという場面がほとんどないわけでございます。そういうことで、具体的なそういう文書も当然存在しないということでございます。

○小川勝也君 数少ない接触の中に三大臣合意というのがあります。三大臣合意に至る、それは、打合せなしに大臣だけが合意するということはあり得ない。それは、事務方がどういう打合せをして大臣にどう伝えたのか、それは文部科学省、内閣府、そして農林水産省、必ずあるはずだ。これは会期内に必ず出してください。いいですか。文科省、内閣府、併せて出してください。

委員長、お願いします。

○委員長(渡辺猛之君) 後刻理事会で協議いたします。

○小川勝也君 最後に、この収入保険のことでどうしても確認をしておかなければならないことだけ二、三確認をさせていただきたいと思います。

先ほど企業参入ということがありました。当然、外国から資本を受けた企業もこの収入保険の対象になるということでよろしいでしょうか。

○政府参考人(大澤誠君) どういう形態の農業をやるかによって、農地を持つような形態は事実上難しいのではないかと思いますけれども、収入保険上は外国の資本かどうかということは特に要件としておりません。

○小川勝也君 保険の支払を受けられる方はすぐにも保険を支払ってもらいたいわけでありまして、それがすぐ受けられない場合は、つな

ぎ融資、それが金利ゼロということでもよろしいですね。

○政府参考人(大澤誠君) その方向を含め、検討しているところでございます。

○小川勝也君 確定ではないんですか。

○政府参考人(大澤誠君) その方向で検討しているところでございます。

○小川勝也君 これは大臣のリーダーシップで、そういうふうな説明を受けていますので、断言していただきます。

○国務大臣(山本有二君) 関係者がそれぞれおいでなわけでございます。また、無利子ということになりますと財政的手当てが必要でございますので、そんな意味も含めて、無利子の方向で積極的に対応していきたいというように思います。

○小川勝也君 これ、保険が払われるということという、担保ががちり共済の金庫に入っているんですよ。だからゼロ金利なんです。そこはもう答弁要りませんので、よろしくお願いを申し上げ、質問を終わります。

○森ゆう二君 希望の会の森ゆう二でございます。

今日は、政府参考人の出席の関係がありまして、田名部委員が質問の順番を変わっていただきました。ありがとうございます。

農業災害補償法の一部を改正する法律案について伺います。

これで八本になります。先ほどお話がございました。農災法で八本目となりますけど、これら八本の法案が全て成立すると農業者の所得はどれぐらい上がるんでしょうか。

○国務大臣(山本有二君) 八本の法律は、それぞれ、資材・流通コストを下げる、あるいは土地改良法を改正しまして農地を集積、集約化すること、あるいはJAS規格によって輸出を促進すること、で、今回、収入保険を導入するというようなことでございますが、それぞれ経営規模、生産する品目が様々でございます。所得向上の程度につきましても農業者によって異なるというよう

に思っております。

今般八法案に盛り込んだ施策は、国から強制するものではありません。農業者や農業生産関連事業者が自主的な取組を行うということにおいて農業者の所得向上を目指すということでござい

ます。国が一定の数値を掲げることは、これは適当ではないというように考えております。それぞれの農業者の所得が向上につながるものというように確信をしながら、この法案を施行してまいりたいというように思っております。

○森ゆう二君 八本の法案を最初に提案するときと何か随分言い方変わっているんじゃないんですか。もうかる農業、何か、さもこの法案全部成立したら、いかにも農家の人たちがもうかつて所得が安定するかのような錯覚を与え続けているというふうに思います。

立法事実がないというお話が先ほど小川委員からもありました。地元、地域のその現場の方たちから、法改正の必要性、そんなものがなくて、立法事実がないということじゃないですか。

ちよつとその立法事実の質問飛ばしますけれども、収入保険は所得補償なんですか、端的にお答えください。

○政府参考人(大澤誠君) これは、その所得補償の意味にもよりますが、例えば、農業者が経営努力をしなくても常に一定の所得を保障すると、こういう仕組みではございません。これは、そういうふうな仕組みをやりますとモラルハザードが生じます、それから農業者が新たな取組にチャレンジしようとするインセンティブも働かないことになるということで、今回提案している収入保険では採用していません。

○森ゆう二君 いや、そういうことじゃないですよ。いわゆる戸別所得補償制度という中で、その所得補償という意味、ある意味定義ができていて、そういうふうな意味です。そういう意味で、本当に再生産可能となるようなきちんとした所得補償という考え方入っていないでしょう、収入保険は。そうじゃないとはつきりおっしゃったらどう

ですか。みんな誤解しますよ。所得補償じゃないと、収入保険はね。

○政府参考人(大澤誠君) これは戸別所得補償制度ではございませんし、収入保険ですので、保険の制度でございます。

○森ゆう二君 先ほど来、与党の方からも三年で駄目になるというような法案を審議していることのむなしさを私は感じますし、政策の決定の仕方がおかしいんですよ、ずっと言っていますけど。政策の決定の仕方がおかしい。

それは、内閣府、そして国家戦略特区、規制改革推進会議、いや、官僚の皆さんが悪いと言っているわけじゃないんですよ、藤原さん。藤原さんが悪いと言っているわけじゃないんですよ。トッブダウンだ。だからその実、総理のお仲間の、全くこの分野、農業に関係ない人たちが、いや自己責任だということとでどんどん変な方に変えていく、この政策決定をねじ曲げている、行政をねじ曲げている、このことが問題なんですよ。

で、結果として、たつた一人、たつた一人、この獣医学部の新設でいえば、総理の腹心の友、そのたつた一人、たつた一人だけを優遇すると、こんな政治、政治じゃないですよ、民主主義じゃないですよというところいろいろ伺っていきます。

萩生田官房副長官、平成二十七年四月二日、今治市課長、そして課長補佐、官邸を訪れたということが事実だということは既に分かっております。なぜ、その事実、官邸では確認できないんでしょうか。

○内閣官房副長官(萩生田光一君) 前回もお答えしましたが、総理大臣官邸の入邸につきましては、通行証を貸与し、厳格に管理を行っております。通行証の貸与に当たり、訪問予定者に対し、訪問先への訪問予約届の事前提出を求め、入邸時にこれに記載されている内容と訪問予定者の身分証を照合し、本人確認を行っております。

このため、訪問者の入邸確認後、訪問予約届はその使用目的を終えることから、公文書管理法や関係規則等に基づき遅滞なく破棄する扱いとして

いるところであり、適切に取り扱っているものと承知をしております。

○森ゆうこ君 別途記録あると思いますけれど、ないんですか。

○内閣官房副長官(萩生田光一君) ごさいますね。

○森ゆうこ君 いや、何を隠したいのか分かりませんけど、そういう答弁、もし事実だとしたら、セキユリティーの問題ですよ。二年前に官邸を確実に訪問したという一方の行政の記録があるのに、官邸には何もない。誰が来たか分からない。本当ですか。本当なんですか、これ。本当だったら大変ですよ、逆に。

参議院の会館の記録、訪問者の記録、一応、規則いただきました。参議院事務局文書管理規程に基づいてきちんと管理されておまして、三年間保管してあります。

で、内閣官房行政文書管理規則いただきましたけれども、どこに該当するんですか、これ。

○内閣官房副長官(萩生田光一君) 保存期間一年以上の行政文書の類型とその保存期間については、公文書管理法に基づく内閣官房行政文書管理規則において定められております。

官邸への訪問予定届については、当該規則で定める保存期間一年以上の行政文書の類型に該当せず、歴史公文書等にも当たらないことから、保存期間一年未満の行政文書として、使用目的終了後、遅滞なく廃棄する扱いとなっております。

○森ゆうこ君 信じられませんか。隠したいことは分かりました。

要するに、一地方都市の課長と課長補佐が官邸を訪れることはいないと、先日出演したNHK「日曜討論」でも下村文科大臣がおっしゃっていましたが、でも、訪れたんですよ。どなたに会ったんですか。

○内閣官房副長官(萩生田光一君) その下村先生の発言はちゃんと私承知しませんが、どなたに会ったかという確認は取れておりません。

○森ゆうこ君 答弁に気を付けられた方がいいと思いますよ。

思いますよ。今まではそういう、もう理解不能な、国民をばかにしたような、国民の代表をばかにしたような答弁でもそれで通ったかもしれないんですけど、もうみんな、皆さん、ほらカメラ回っていますよ。みんな注目しているんですよ。おかしいでしょう、その答弁。誰も分からないんですよ、官邸で、今治の課長と課長補佐が。そんな官邸の危機管理で、それでいいんですか、萩生田さん。

○内閣官房副長官(萩生田光一君) 私の方に事前にいただいた質問の趣意につきましては、その時間帯に総理に会ったかということをお前もお聞きをされましたので、総理はお会いしていないということは確認をしております。

○森ゆうこ君 通告バーバーでは、平成二十七年四月二日、首相官邸で今治市担当者は誰と協議を行ったのか。誰と行ったんですか。

○内閣官房副長官(萩生田光一君) 私は承知しておりません。

○森ゆうこ君 何で分からないんですか。

藤原さんは思い出しましたか。先週お聞きしましたからね。

○政府参考人(藤原豊君) お答え申し上げます。森委員から前回御指摘をいただきましたが、当時の担当者、これ既に外部の機関に異動しているため確認が遅れたのでございますが、改めて詳細を確認させていただきます。

平成二十七年四月初頭に、これ、大変多くの自治体の来訪がございまして日付の特定までできないのでございますけれども、今治市職員が私どもの事務局を来訪された、私と名刺交換をした後に、当該担当者が、今治市から、これまで行ってきた獣医学部の新設の提案の経緯等につきまして話を伺ったということが確認できました。

その後かどうか、これ四月二日かどうかは分からないんですが、官邸に関して、私どものスタッフないし私でございしますが、紹介ないし同行したということはございません。

○森ゆうこ君 藤原さん、お会いになったという

ことをようやく認められましたね。思い出していただいてありがとうございます。私は、今、藤原さんのことをすごく心配しているんですよ。

その前に、義家さん、あの文書、あったでしょう。メール、あったんですよね。イエスかノーか。調査が終わったか終わっていないか、私聞いていませんよ、あらかじめ言っておきますけど。文書はありましたね。

○副大臣(義家弘吉君) あの文書の意味が定かではないので、改めて質問してください。

○森ゆうこ君 どういうことですか。あなたたちが再調査すると言っていた文書とメールですよ。ありましたね。なかつたんですか。あつたかないか。今もう分かるでしょう。ちゃんと答えてください。

○副大臣(義家弘吉君) 現在調査をしております。ヒアリング、それから三課を超えたヒアリングも現在行っているところでございます。

○森ゆうこ君 そうじゃないですよ。

あつたかないか。もうすぐ分かるでしょう。一分で分かれますよ。一分で分かれますよ。あつたかないか聞いていますよ。調査が終わったか終わっていないか聞いていません。ちゃんと答えてください。

○政府参考人(常盤豊君) 森委員から今お話がございましたのは、文部科学省の中で現在内部文書に関する再調査を行っていることに關してだとうふう理解をしております。

その点につきましては、現在、前回調査を行いました国家戦略特区における獣医学部設置の担当でございます専門教育課の関係する共有電子フォルダだけではございませんで、設置認可や国家戦略特区の窓口となる関係課といたしまして、高等教育局企画課の大学設置室であるとか、あるいは私学行政課の法人係、あるいは行政改革推進室、こういう関係課室がございしますので、こういうところの共有電子フォルダ等まで範囲を拡大いたします。また、ヒアリングの対象についても拡大いたしますして、その詳細を今精査をしているところ

でございます。

速やかに調査を行いまして、結果がまとまり次第御報告をさせていただきますというふうに思っております。

○森ゆうこ君 まあ、あつたんですね、今の答弁は。あつたということですね。ありましたね。それだけ答えてください。

○政府参考人(常盤豊君) 現在、追加調査を行っているところでございます。追加調査につきましては、速やかに調査を行いまして、結果がまとまり次第御報告をさせていただきますと考えております。

○森ゆうこ君 メールも文書も一分で分かれますよ。あつたかなかつたかも今日答えられないんですよ。あつたかなかつたかも今日答えられないんですよ。

この問題は、私、金土日、土日、特に、地元、それから渋谷で街頭もありました。驚きました。今まで加計で多分読めない人がほとんどだったと思いますよ。だけど、もう皆さんから、老若男女、悔しいと、悔しいと言っているんですよ。私の質疑が報道されたのを見て。私たち国民がばかにされている、あなたたちの答弁ですよ、そういうふう言われました。そして、何か子供たちからも、そういうえば森友学園のときに、安倍首相頭張れ、安倍首相頭張れ、安倍法制通つてよかったですという、あれ、宣誓が学校の中ではやっちゃったですってね。最近加計学園の問題も子供たちが学校で話題にしているんですよ。そういう問題になつてきているんですよ。

松尾さん、あなたなら答えていただけるでしょう。ありましたね、文書は。そんなのすぐ分かるじゃないですか。せめてそう答えてくださいよ。あつたに決まっているじゃないですか。

○政府参考人(松尾泰樹君) 今局長からも御答弁させていたおとりでございまして……(発言する者あり) ええ、追加調査をしているところでございますので、速やかに調査を行い、結果がまとまり次第公表させていただきますと思っております。

○森ゆう二君 まあ、あつたんですね。その内容を今精査しているとさつき局長おっしゃいましたから、あつたということなんでしょう、どうしても答えたくないという、いや、本当に何か残念で仕方がありませんけれども。

藤原さん、心配しているのは、あの文書の中身、総理の御意向とかそういうことを言つて内閣府から文科省に圧力を掛けたのは、これ無理筋だったんですよ、この獣医学部の話は、藤原さんも最初は無理だと、藤原さん自身が反対だったという話聞いていますよ。だけど、それは職務です。いいよ、竹内さん、そんな後ろからバーバー出さなくたって。あなた一人責任取られま

すよ、総理、何としても関わつていないという話にしたいらしいから。だって、総理官邸行つたことを認めないんですからね。ということとは、どう考へても、藤原さん、あなた、あなたが虎の威を借るキツネ、総理の御意向、勝手に言つたということ責任取られることになるんじゃないかと私は思っているんですよ。

だから、いつまでも安倍総理が続くわけでもないし、あなたは、国家国民のために働く、そのために霞が関にいる官僚ですよ。だからきちんと答えた方がいいと思います。国民のためにね。お認めになったらいかがですか。四月二日、会つたことは認めたでしょう。相談をして、今治に対して、前の日に、直前に、総理官邸に行つて直接どなたとお会いするのか指示をしたのは藤原さんでしょう。

○政府参考人(藤原豊君) お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、内閣府で、これは四月二日かどうか分かりませんが、四月の下旬でございすけれども、私どものスタッフとともに事務所の方でこれまでの経緯などにつきまして今治市の職員からお話を伺つたということは確認できたわけでございすけれども、総理官邸での打合せ等々につきましては私どもは全く存じ上げません。特区の担当者、私が、部下もそうでございすけれども、官邸に紹介しないし、同行したという

事実はございせん。

私も、これは別の委員会です事務局長からも御答弁させていたでいておられますけれども、こういった自治体や事業者の方々をやはり官邸にお連れするということは、内閣府全体ではどうか分かりますけれども、事務局の中では基本的にはそういうことは無いというふうに申し上げたいと思ひます。

○森ゆう二君 いや、すごいね。誰が書いた。竹内さん書いたの、そのばかばかしい答弁を。そんなことあるわけじゃないでしょう。誰も信用しませんよ。そういう答弁している間に、あなたが責任取られることになるんですよ。

義家さん、文科省の文書の再調査は、犯人捜し、罰を与えるためにやつていらっしゃるんじゃないかというふうな話も出ていらっしゃるんですよ。これは公益通報者に当たると思ひますけれども、その調査の結果、まあすぐ分かると思ひますけど、いろいろ今回の件で告発した方たちとか、どなたか特定するためにいろいろやつていらっしゃると思ひますけど、これは公益通報者ですからね。きちんとその方の権利を守るという意識はありますか。

○副大臣(義家弘吉君) まず、文部科学省の現職職員が公益通報保護制度の対象となるためには、その通報の内容として、国民の生命、身体、財産その他利益の保護に関わる特定の法律に規定する刑罰規定違反に関する事実が含まれていること、若しくは職務内の法令違反行為の事実が含まれていることが求められていることとございまして、当該の告発の内容が具体的にどのような法令違反に該当するのかを明らかにすることが必要は必要となります。

○森ゆう二君 守るって言えないんですか。まあ、あなたがそういう答弁でもいいですよ。私たちは、今回、誰だか分かりますから、みんな。その人たちがこの大事な告白をしたわけですよ、告発を。行政がゆがめられている、国会でうその答弁をやらなきゃいけない、国民の代表である国会議員にうその説明に毎回来ていた、明らかに国家公

務員法違反ですよ。そういうことにもう耐えられなくなつて、そして、この行政をねじ曲げる、このことをもう許しちゃいけないということで勇気を持つて、全ての国民のために働いているからこそ告発したんですよ。

いろんな理屈いいですから、そういう人たちの権利は守ると言つていただけですか。一言だけお願いします。

○副大臣(義家弘吉君) 一般論として、当該告発の内容が法令違反に該当しない場合、非公知の行政運営上のプロセスを上司の許可なく外部に流出されることは国家公務員法になる可能性があるというふうに認識しております。

○森ゆう二君 いや、私は政治家としての義家副大臣の発言を期待していません、残念ですね。

官房副長官、あなた、内閣人事局の局長なんです。権力を濫用しないでください。この件に関して報復をしようというふうな動きがあつたら、私たちは許しません。いや、私たちというのか私は許しませんよ。この件に関して、国民のために働こうとした国家公務員、文部科学省の職員、守るために闘いますよ。不当な扱いを受けるということがないか監視していきますから。本日はそう言わなきゃいけないんですよ、副大臣が。

文科省は被害者なんですよ、松尾さん。無理やり言われて、そして、その文書をちゃんと取つてあるのに文書がないということにされそうになつた。でも、本日は今調べるべき、文書を明らかにするべきは内閣府ですよ。そして官邸ですよ、萩生田さん。何で隠しているんですか。

これ、今治市の行政文書情報開示請求、四分の一というのか、この四倍あります。全部は持つてこれませんでした。私も全部は詳しくは見れていません。これだけの行政文書があるんですよ。内閣府は、何でもメールもなければ、記録もなければ、何でも書類がないんですよ。農水省は何で決裁文書がないんですか、三大臣合意の。どうなつていますか。書類を出すべきは内閣府であり農水省

でしょう。

大臣、どうですか。

○国務大臣(山本有二君) 十二月二十二日の三大臣合意の決裁につきましては、今城局長から私の方に、決裁文書が内閣府から届いたということとございまして、そして口頭でそうした内容を確認の上、合意文書にサインをしたと、こういう経過でございまして、あえてそこに決裁を多数である必要は感じませんでしたし、私自身はそれで責任を持つてこの決裁を、決裁というか合意を責任を持つてすることができたということとございします。

○委員長(渡辺猛之君) 時間が参りましたので、質疑をおまとめください。

○森ゆう二君 今日もう一回お配りしましたという、これパネルです。(資料提示) これ、閣議決定しています。国家戦略特区法の第五条第一項に基づいた基本方針です。ここには、萩生田さん、あなたは利害関係者だから関わっちゃいけないかつたんですよ、利害関係者を排除する規定、情報公開の徹底、そして明らかにされていませんが、石破四条件に対する具体的な数値も盛り込んで……

○委員長(渡辺猛之君) 時間が参りましたので、質疑をおまとめください。

○森ゆう二君 ということで、内閣法第六條違反の疑いがあるということ指摘させていたいただきました。こんな答弁、本当に許していたら、この参議院農林水産委員会、国会の意義は全くありませんよということを申し上げて、終わります。

○竹谷とし子君 公明党の竹谷とし子でございます。今回創設される収入保険制度について、これまでの制度で不足していた何かがカバーされるのか、端的に御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(山本有二君) 今までセーフティネットとしましては、数量減少に対する農業共済や品目別の収入や価格の低下対策としてのナラシ対策、野菜価格安定制度などがございました。農

業共済は、収量減少が外見で確認できるものに限定されており。また、ナラシ対策や野菜価格安定制度は、地域のデータがそろっているものに限定されており。

今回の収入保険制度の創設によりまして、初めて全品目につきまして個々の農業者の収入に着目したセーフティネットが張られることになったところでございます。また、既存の制度と選択加入ということになりまして、個々の農業者のニーズあるいは実情に応じた対応も可能となつていくわけでございます。

○竹谷とし子君 この制度では、保険金及び特約補填金は収入減が発生した翌年に支払われるわけですが、保険期間の翌年の税負担に影響を及ぼさないように、税務上は保険期間の総収入に算入されるようにすべきであると考えますが、いかがでしょうか。

○副大臣(磯崎陽輔君) 収入保険制度の保険金は保険期間の翌年に支払われることとなりますが、制度のメリットを十分発揮させるためには、農業者の翌年の税負担に影響を及ぼさないようにすることが必要であると考えております。

この点につきましては、収入保険制度同様に翌年に共済金を支払う仕組みとなっている現行の果樹共済については、共済金を災害を受けた果実の収穫年の総収入金額に算入するものとされているところでございます。

収入保険につきましても、これと同様に、税務上、保険金等は保険期間の総収入金額に算入されるよう、今後税務当局と調整を進めてまいりたいと考えております。

○竹谷とし子君 今回の制度では青色申告が条件となっております。収入に着目すれば白色申告でもできるのではないかと御意見もございしますが、白色申告では捕捉できない点は何でしょうか。

○大臣政務官(矢倉克夫君) お答えいたします。収入保険は、幅広い事象に基づく個々の収入減少を国費を投入して補填をする制度でありまし

て、他産業にはない制度でありますため、収入把握の正確性が国民の理解を得るためには非常に肝であるというふうに考えておりますところ、青色申告は、日々の取引を残高まで記載する義務があり、在庫等と帳簿の照合ができる点が白色申告とは違います。これがあることで、例えば不正が起これにくくなる、手元に置いておいて売上げが減少したというような言い方ができなくなるようなことも言えると思います。白色申告ではそこまでの義務がないということが違いであると思っております。

なお、青色申告への切替えを促進する観点から、収入保険制度では、青色申告の実績が一年あれば加入でき、簡易な方式による青色申告も対象としてスタートすることとしたしております。

○竹谷とし子君 農業者の方々の青色申告は過去に比べて増えてきていますでしょうか。青色申告を促すために、これまで農水省として農業者の方々にどのような支援を行ってきたか、お答えください。

○政府参考人(大澤誠君) お答えいたします。

青色申告を実施している農業者数は毎年徐々に増えておりまして、平成二十六年からデータの新年度であります平成二十七年にかけては約一万人増加して、現在は約四十四万人というふうになっております。

青色申告につきましては、この農業経営管理能力を高めるためにも非常に有効だと思っております。従来から、その関係団体、全国農業会議所等の関係団体と連携して推進してきているわけですが、特に昨年十一月の農業競争力強化プログラムがまとまって以降は、共済団体、JAグループ、農業会議所等の協力を得まして、各機関それぞれのパンフレットの作成、配布等を行っているところでございます。

○竹谷とし子君 JAや、これまでサービスを提供して支援をしてきた団体の役割はこれからも重要になってくると思います。また、いわゆるフィンテック企業、クラウド利用で小規模の個人も青

色申告をしやすいサービスが今展開をされております。

そうした中で、法改正後、青色申告を促していくように農水省も支援を行っていくべきであるというふうに考えておりますが、いかに支援をしていただけたらと思います。

○政府参考人(大澤誠君) 法案成立後は、平成二十九年度予算において措置しております農業者に対する収入保険制度の内容の周知、あるいは青色申告書や帳簿の書き方に関する相談対応、こういうことを予算で支援することにしたところでございまして、先生の御指摘のいろいろな事業者を含めまして支援を推進してまいりたいというふうに考えてございます。

○竹谷とし子君 できるだけ農業者の負担を減らす方向での支援を、ハードルを低くする方向での支援をお願いを申し上げたいと思います。

続きまして、多様な農業、多様な担い手の参画を促す農業経営基盤強化の観点から質問させていただきます。

東京都の町田市、厳しい税制上の環境でありますが、都市農業も盛んです。一方、地域の異業種の企業や大学の技術、ノウハウを結集して、まだシルクメロンのプロジェクトに取り組んで、通常、一株、メロンというのは一個から五個ぐらい収穫をされるというふうな聞いておりますが、こちらのプロジェクトでは、一株から六十個程度、しかも高い糖度のメロンを栽培できる生産性向上技術と設備を有しております。

メロン以外にもこの技術は適用可能ということですが、粘り強い試行錯誤の末、従来、水耕栽培ではメロンは製品化は不可能と言われていたところを、水槽内の養液の流れを制御をする、そして隅々まで酸素や養分が行き渡るようにする町田式農法というものを開発をされました。

当該水耕栽培の施設の普及に関して、建築基準法及び農地法上の課題を農水省は把握されておりますでしょうか。

○政府参考人(枝元真徹君) お答え申し上げます。

まず、水耕栽培施設に関わります建築基準法の取扱いでございますけれども、整備しようとする温室が建築物に該当し、建築確認が必要かどうかを都道府県又は市町村の建築主事が建築基準法の定義に照らして判断をしてございます。一般的には、温室の被覆資材が取り外し容易なビニール等の場合には、建築確認は不要と判断される場合が多いと承知をしております。

また、農地法上の取扱いでございますが、水耕栽培施設の敷地をコンクリートで地固めをし農地に形質変更を加える場合には、現行農地法上は原則として農地転用に当たり、転用許可を受ける必要がございます。

一方、農地に形質変更を加えずに、棚の設置やシートの敷設など、いつでも農地を耕作できる状態を保ったままでその棚やシートの上で農作物を栽培する場合には、引き続き農地法上の農地として取り扱って差し支えないこととされているところでございます。

○竹谷とし子君 町田市のこのまだシルクメロンプロジェクトの場合は、基本的にビニールで覆うということでは屋根がないというふうな考えられますので、建物ではないというふうな言われれば確認は不要ということになりますが、現場ではそうしたことが曖昧であるために普及がなかなか進まないのではないかと懸念等もあるようでございますので、しっかりと説明をしていっていただきたいというふうに思います。

全国の荒廃農地、耕作放棄地について度々質問に取り上げさせていただいております。

今、年間何ヘクタールぐらい増えておりますでしょうか。また、累計はどれぐらいになりますでしょうか。農地としてもう再生利用できない土地はどれぐらいありますでしょうか。

○政府参考人(佐藤速水君) 荒廃農地のお尋ねでございますが、平成二十年以降、市町村と農業委員会による調査が実施されております。荒廃農地の位置、面積、再生利用の可能性などを把握して

多様な担い手の参画を促す農業経営基盤の強化というものは是非取り組んでいっていただきたいと思ひます。

続きまして、草地改良について前回も質問をさせていただいたましたが、続いて行わせていただきます。

生乳生産に關して、四十年前とコストがどのように変わっているか、牛一頭当たりの費用で比較をお願いいたします。

○政府参考人(佐々木康雄君) お答え申し上げます。

北海道のデータで御報告をいたしますけれども、搾乳牛一頭当たりの牛乳生産費でございますが、主な費用について、四十年前の昭和五十年と直近の平成二十七年の金額、それから費用合計に占める構成比で御報告を申し上げます。

まず、流通飼料費でございますけれども、昭和五十年が八万四千八百四十四円で、費用合計に占める構成比は二六％でございました。平成二十七年ではそれが二十二万九千八百九十四円、三一％となっております。

次に、牧草費でございますけれども、昭和五十年が九万四千八百七十四円で、構成比が二八％、これが平成二十七年では十萬五千八百八十円、構成比が一四％となっております。

次に、労働費でございますけれども、昭和五十年が七萬五千九百九十八円で二一％でありましたものが、平成二十七年では十四萬二千二百五十一円で一九％となっております。

その他の物財費につきましては、昭和五十年が七萬三千四百五十八円で二一％、平成二十七年では二十六萬五千二百四十五円で三六％と相なっております。

○竹谷とし子君 流通飼料費が、昭和五十年、八萬五千円ぐらいだったものが今は約二十三万円と三倍近くになっております。何割が輸入に依存していますでしょうか。

○政府参考人(枝元真徹君) 北海道の酪農経営におきます飼料利用でございますけれども、主に経

営内で生産いたします自給飼料が五六％、経営外から購入する流通飼料が四四％となっております。流通飼料のほとんどはトウモロコシ等の輸入穀物を原料とする配合飼料、輸入された乾牧草でございますので、輸入に依存しているというふうに考えてございます。

○竹谷とし子君 輸入に依存しているものを減らしていくという取組が食料自給率を高める上でも重要であると思ひます。

平均的な草地改良による生乳単位当たりのコスト減少の試算を教えてください。

○政府参考人(枝元真徹君) 先日の本委員会におきまして、草地改良によりまして牧草収量を増加させる場合、二五％増加させるということでお答えをし、容量ベースで約二割削減するという御答弁を申し上げます。この二割を金額に換算いたしますと、搾乳牛一頭当たり約三萬五千円に相当いたします。一頭当たりの年間の搾乳量が約八千キログラムでございまして、生乳一キログラムでは四円程度削減できるということになります。

他方、草地改良には生乳一キログラム当たり一円程度のコストが掛かりますので、差引き生乳一キログラム当たり削減額約三円というふうに試算されているところでございます。

○竹谷とし子君 非常に大きな効果があると思ひます。

草地改良のために掛かる平均的な投資額というのは幾らでしょうか。また、労働費は増減しますでしょうか。

○政府参考人(枝元真徹君) 草地改良に係る費用でございますけれども、改良の方法により異なりますが、平成二十七年、北海道で草地生産性向上対策事業を実施いたしました二十四地区の事業実績から見ますと、十アール当たり二万円から三万円程度となっております。

また、牧草の生産費のうちの労働費は約一割でございますけれども、草地改良で収量が増加いたしましたので、面積が変わらなければ労働時間はさほど変わらないというふうに見込んでおります。

○竹谷とし子君 百頭規模になりますと、年間所得はこれによつてどれくらい増えるかと試算されま

すでしょうか。

○政府参考人(枝元真徹君) 先ほど、草地改良によりまして三円のコスト削減ができるというふうにお答えを申し上げました。搾乳牛一頭当たりの生乳生産量は八千キログラムで、百頭規模の経営におきましては年間約二百四十万円の所得増になるうかと思ひます。

ただ、前回も御説明いたしましたとおり、草地改良いたしましたして、年を経るごとにその草地の生産性が低下いたしますので、約十年後に草地改良前の水準に戻るといふふうに仮定して、それを考慮いたしますと、改良後十年間の所得増は約八百六十万円、一年間で平均八十六万円というふうに試算をされます。

○委員長(渡辺猛之君) 時間ですのでおまとめください。

○竹谷とし子君 はい。

農業者の収入を向上させ、そして安定化をさせる取組という意味ではこの収入保険制度も重要でございまして、多面的な支援が必要であると思ひますので、今後もお取組をお願い申し上げます。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。

冒頭、加計学園の問題ですけれども、これ、獣医学部、獣医師自身が、獣医師は全体としては足りていて、一部偏在があるということでは言われていて、そのことが今治に新たにつくることによつて解決するわけではなく、したがって必要ないということをやつと再三言われていたわけですが、これも、これが結局、戦略特区という中で決まった、その背景に総理の意向が働いているんじゃないかと。この疑惑というのは、今本場に国民の中では大変な大きな疑惑になつて広がっております。

したがって、いろいろ様々議論ありましたけれども、やつぱり、この国会、閉会前にして、早く

その求められている再調査についても結果を出していただきたいということを私の方からも改めて強く申し上げておきたいと思ひます。

さて、今回の改正案の大きな目玉ですけれども、これ、収入保険制度を創設するものです。その理由として、農業共済制度は価格低下を対象にしている、収量が確認できるものに限定されている、そして農業経営全体を一括してカバーできていないからだというふうについているわけですね。農業共済制度は自然災害による収穫量の減少を対象にしていますから、これ当然のことなんですけれども、当然のことを何か問題あるかのよう

に何で強調するんだらうかというふうに思うわけです。今の農業共済で不十分なことがあれば、これは拡充すべきだと思ふんですけれども、改正案は、拡充するのではなくて、当然加入制の廃止など農業共済制度を縮小させるものになってい

ます。そして、農業共済の縮小とセットで収入保険制度を創設するというふうについているわけですね。

基幹産業である米麦は、これは当然加入があつたからこそ米の再生産を確保して農業生産力の維持発展を図ることができたというふうに言えると思ふんです。来年度から基幹作物である米の生産調整や減反政策は廃止をされるわけです。米の直接支払交付金もなくなるわけです。

そう考えますと、今回の改正というのは、自然災害への対応よりも需給変動による価格低下を重視する方向を向いている改正ではないのかと思ふんですけれども、いかがでしょうか、大臣。

○国務大臣(山本有二君) 御指摘の観点も含まれますけれども、今後農業が成長産業化を図るというところになりますと経営判断に基づく農業経営が必要でございまして、そうした意味での選択肢が増えるという考え方に立つていられるわけでございます。

現行の農業災害補償制度というのは、御指摘のとおりでございます。自然災害による収量減少が対象でございます。また、対象品目が限定的で

でございます。このため、品目の枠にとらわれず新しい農業経営に取り組みようとする人には、こうした今までの制度はこれは使い勝手が悪いということになるわけでございまして、今回の収入保険制度は、個々の農家の収入を自己責任で確保するわけでございまして、農業におけるチャレンジを促進することにつながっていくのではないかと、このように期待をしております。

○紙智子君 農業共済制度は、自然災害で被害を受けた農業者の損失を補填して再び農業生産力を高めるということが目的なわけで、すけれども、なぜこの共済制度そのものを拡充しないんでしょうか。

○政府参考人(大澤誠君) 共済制度についてはその品目について一定の制約がございまして、これは共済の仕組みからくるものでございまして、やはり目で見えて、あるいは、何というんですか、一定の品目の重要性とかそういうふうなデータがあるもの、こういうものが共済の対象になっておりまして、実際上は、例えば農産物の野菜なり土の中に埋まっているようなもの、こういうものについてはやはり技術的にもなかなか対象にできないわけでございます。

それからあと、じゃ、価格低下については万全なのか、それを同じ方向で拡充すべきなのかという点も検討の対象にはなりませんでしたけれども、今のナラシ対策、それから野菜供給安定基金、それににつきましてはやはり地域の統計データを基に使うということでありまして、地域にデータがないものについてはそもそも対象のしようがありません。

そうなりますと、これからいろいろな、農業者の方が苦労されて新しい作物を導入しようというときに、それが新しい作物に新しいほどの政策の手は伸びないということになります。そうなりますと、やはりこれは、どちらかというとむしろ発想を逆転させて、個々の収入を一体として捉えた方が、どんな作物をやっても原則的に対象になるということがこの新しい収入保険制度の独自の

のメリットとして考えて御提案を申し上げているところでございます。

○紙智子君 共済制度をどうして拡充しないのかということについては余り答えられていないんですけれども、米の場合でいうと一筆方式、これは事務的なコスト掛かるというふうな言われていて、人手も掛かるし、そのための人件費も掛かるということなんだけれども、こういうものを言わば効率化するための改正なのかもしれないというふうにも思っています。

それで、日本は台風や大雪や冷害など年間を通じて自然災害に見舞われることが多いわけで、農業は大きな影響を受けやすいわけですね。だから共済制度は拡充されてきたんだと、これまで、思っています。今回の改正は共済制度の縮小とセットで収入保険制度を導入すると、言わばこれ制度充足以来の最大の改正ということなんですけれども、農政の大きな転換になるというふうに思っています。

農産物の価格というのは、これ需給動向が影響するわけです。自然災害などで農産物の供給量が減れば、これは販売価格は上がるわけです。米のように、過剰になれば価格は低下すると。一方で、国内生産だけではなくて、農産物の輸入が需給動向に影響を与えることもあるわけですね。需給動向による価格低下に対応するための収入保険だということであれば、農産物の自由化の需給にどう影響を与えるのか、価格にどう影響を与えるのか、こういうことを分析するべきだと思っておりますけれども、これは分析されたんでしょうか。

○国務大臣(山本有二君) 農産物の価格は、おっしゃるように基本的に品質と需給で決まるわけでございます。需要に応じた生産を推進していくということが農産物の需給及び価格の安定を図る上で重要な要素であるというふうに思っています。需要に応じた生産の推進のために、需要の内容、すなわち消費者が求める量、価格、品質を的確に把握しなければなりません。生産者がそれ

に見合った生産、供給を行う。その際、特に品質の面で需要に見合った生産となるように、新商品の開発などによる高付加価値化や作物の転換を進めることなんかが必要であるというふうに考えておるところでございます。

品目の枠にとらわれず、農業経営者ごとに収入全体を見て総合的に対応し得る制度、これを収入保険制度と考えておりまして、このような高付加価値な作物への転換等、需要に応じた生産に向けた農業者の前向きなチャレンジを促進するため、セーフティネットとしても有効と考えております。

お尋ねの調査というものの精緻な需給バランスについて品目ごとに行っているわけではありませんが、

○紙智子君 農産物の自由化が需給にどういう影響を与えているのかということを知りたいんです。すけど、それについては調査していないという今の答弁です。ちよつともう一度。

○政府参考人(大澤誠君) 例えば、TPPの大筋合意等々につきましては、それぞれについてその影響がどうかと、こういうことを個々にはやっておりますけれども、この収入保険制度は、そういういろいろな、国際的な関係でありますとか、あるいは品目ごとの需給でありますとか、それに対応した政策が行われていることを前提として導入しておりますので、この収入保険の導入を契機として改めてそういう需給の調査をやっているということではございません。

○紙智子君 全然その調査していないと。だから、需給の、需要と供給のバランスと言いますが、入ってくるものの影響というのは分析していないということだと思っております。

それで、お米でいえばミニマムアクセス米が国内市場に与える影響が懸念されておりますし、去年はSBS米、これが、輸入米が国産の業務用米の価格を押し下げているんじゃないかという問題も問題になったわけですね。政府の政策が農産物の需給に影響を与える、そして価格が低下すると

いうことがあるわけで、こういう農業者の経営努力で避けられないような収入減少も収入保険で対応するんでしょうか。

○政府参考人(大澤誠君) 収入保険制度は、繰り返しになりますけれども、ある意味では単純な制度でございまして、農業者の収入が、過去五年間の基準収入、あるいはそれを一定程度当年の営農形態で補正したその基準収入、これに比べて当年の収入が下がった場合に補填する制度でございまして、その原因については、何というんですか、今までの個別の政策よりも幅広く、単に収入減少があればモラルハザードが起きない範囲で補填はしていくというのが基本的な考え方でございます。

○紙智子君 為替相場とか自由化という中で、政策判断で農作物の価格が低下することがあると思うんです。輸入自由化を進めるための対応なんじゃないかというふうな懸念も拭えないわけですね。主要農作物というのは保護することが重要だというふうに思っているわけです。

収入保険の保障内容についてなんですけれども、収入保険の基準収入、これは農業者ごとの過去五年間の平均収入で算定するというふうになっているわけですね。価格が毎年下落した場合に、この基準収入も減額していくわけです。それで、収入減少というのが結局歯止めなく続くということになるんじゃないんですか。大臣、いかがですか。

○国務大臣(山本有二君) 前向きな六次産業化に取り組み方や、担い手の農地の集積、高付加価値化というふうな、そうしたチャレンジ精神のある方々にとっては、この収入保険というのは非常に的確に対応できるわけでございまして。収入保険制度はこうした中で実施されるものでございまして、価格の恒常的な低下局面を想定して導入しているわけではございません。

なお、収入保険は価格が上がれば上がる局面で基準収入が伸びていくわけでございまして、単純に個々の生産者の収入に着目する、そして減少す

れば補填するという制度でございますので、また、その減少局面において、様々な営農における支援措置を講ずることによってその収入が回復できるというような制度、仕組み、トータルで行っていきたいというように思っております。

○紙智子君 制度の説明されたんですけれども、聞いたことは、価格が毎年下落した場合に基準収入も減額していくと、収入減少は歯止めなく続くんじやないかと聞いたんです。上がることもあると云うんですけれども、大体、余り上がることで想定されていくと、下がっていくことになったら歯止めなくこれ下がるんじゃないですかと聞いたんです。

○政府参考人(大澤誠君) 補足してお答えいたしますけれども、何も収入保険だけが唯一の農政ではないわけでございます。ですから、先ほどの例えば国際的な自由化ということであれば、例えばTPPであればその影響を予測して必要な対策を打つ、それによって需給のバランスを取っていくと、こういうことが別途行われているわけでございます。価格の恒常的な低下、これについても、米を始めとして様々な需給を安定化させるための対策を打っているわけです。

収入保険制度というのは、そのようないろいろな政策が行われていることを前提として導入している。そういう意味で、価格低下の補償でありますとか価格の恒常的な低下局面を想定して導入したとか、そういうことではないということを申し上げている次第でございます。

○紙智子君 農林水産省が米の相対取引価格の公表を始めたのが平成十八年、二〇〇六年からだと思ふんですけれども、主食用一等米の六十キロ当たりの相対取引価格とそれから六十キロ当たりの米の生産費を調べてみたんです。そうしたら、二〇一二年を除いては生産費が相対取引価格を上回っているんですよ。この二〇一二年というのは震災の翌年で、そのときは逆転していたんですけれども、つまり採算割れというのが慢性的になっているということなんです。例えば、二〇一

〇年の米の生産に掛かった費用というのは一万六千五百九十四円なんです。売った価格というのは一万二千七百一十一円ですから、三千八百八十三円の赤字になっているわけですよ。これ毎年のように米の生産というのは赤字なんです。

収入保険の導入で経営が改善されるんではないか、いかがですか。

○政府参考人(大澤誠君) 繰り返しになりますけれども、恐縮ですが、米の米価の問題、米の需給をどうやってバランスさせていくかと、こういう問題につきましては、様々な情報提供でありますとか、それから麦、大豆、飼料作物、飼料米、そういうものを水田で新しく作付けしていくとか、そういうような政策におきまして近年成果も上がっているというふうに認識してございます。ですので、まずそういう政策が一つあるということでございます。

収入保険は、加えてまして、どんな品目でも原則として対象にする制度でございますので、意欲ある農業者の方々が前向きにチャレンジをしていくと、で、成功すればそれは新しい高付加価値な作物の生産につながるんだと思ふますけれども、万が一そこが初めての年なりしばらくうまくいかなかったときでも、それは一定の補償があるということ、また新しいチャレンジをしていくこと、こういうような前向きな努力を促すということによって所得の向上にもつながっていく効果があるのではないかとこのように考えてございます。

○紙智子君 これは調査室の資料に書いてあったんですけど、当年の収入が過去平均よりも低くなる場合の基準収入について、営農計画で収入減少が見込まれる要素があれば過去の平均よりも下方修正されると言われているんですね。これでは所得の下支えにもならないんじゃないですか。○政府参考人(大澤誠君) これは、やっぱりそういうような仕組みになってございまして、収入保険制度における基準収入は過去の平均収入を基本としながら当年の営農計画を考慮して設定するというところでございます。例えば、この経営規模を

半分にするというときに、これは自発的に決められたことでございます。そういうときに、半分に自発的に決めても今までの経営規模に即した収入が得られる、こういうことになりましてなかなか国民理解を得る点でも非常に問題があると思ふますし、これは保険の世界でいえば損失以上の補填を行うといったモラルハザードが生じるといふことになるのではないかと思ふまして、この下方修正というところで経営の実態に合った基準収入が設定されるような仕組みとしている次第でございます。

○紙智子君 そのモラルハザードというのは物すごく気になるんですけれども、あくまで農業収入の変動を緩和するための制度であって、これ農業収入の水準を保証するための制度ではないと。結局は生産費が考慮されない底なしの調整に、制度にならねないというふうに思ふます。

ナラシ対策などの類似制度についてもお聞きします。百七十六条において、農業共済の加入者その他省令で定める農業収入の減少補填を行う事業の加入者は収入保険に加入できないというふうになっていますね。農業共済、収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策と、それから野菜価格安定制度、それから加工原料乳生産者経営安定対策などがそれに入ると思ふます。

なぜこれらを対象にしないのか。衆議院で我が党の斉藤和子議員が聞いたところ、ナラシ対策などは国費が投入される類似の制度だと、税金の二重取りになるんだというふうに答えられているわけなんです。

そこで、ナラシ対策と収入保険とを比較した場合にどちらが農業者にメリットがあるのか、農水省が行った有識者会議に資料が出されております。ナラシ対策が有利なケースを紹介していた。だきたいと思ふます。

○政府参考人(大澤誠君) いろんな違いが収入保険といわれるナラシ対策についてはございまして、ナラシ対策の場合には収入が、地域のデー

を使うということは前提ですけれども、その地域の価格水準よりも少しでも下がればその九割が補填されるという仕組みでございます。収入保険につきましては、それこそ全部、収入が全然出なかったときも補填はされますけれども、一割の足切りがございまして。ですから、その点だけでいえば、少ない収入減の場合にはナラシの方が補填が出るというふうなことになるかと思ふます。

ただ、これは非常に複雑でございます。先ほどもお話ししましたけれども、いわゆるナラシ対策は地域の統計データを使って地域平均の収入減少を補填することになりますので、地域全体としてはむしろ価格は上がっているという状況であったりしても、その方の農家がいろいろな理由で収入減になった場合には、それは収入保険の方が出るといふことになりまして……(発言する者あり)

初めにお話ししたようなケースが一般的にいますと有利なケースでございますが、ケース・バイ・ケースでありまして、必ずしも全てにわたってナラシが有利だとまでは言えないというふうにお話をしております。

○紙智子君 農水省の資料を見ますと、米の複合経営では、収入保険の補償額百九十五万円に對して、ナラシ対策は二百五十万円になっているんですよ。それから、米の単作経営でいうと、収入保険の補償額は三百二十九万円、ナラシ対策は四百八十七万円ということで、ナラシの方がメリットがあることが分かるんですね。米の比重が大きい農業経営者はナラシの方がメリットがある、畑作はほぼ同程度というふうな試算をいたしますけれども、この経営形態によって変わってくると思ふんです。

それで、ナラシ対策の方がメリットがあるということになれば、これ、収入保険に移行しようとする農業者のインセンティブは働かないんじゃないでしょうか、大臣。

○国務大臣(山本有二君) そういう米単独の農家と比較すればそうであるわけでございますけれども、最近の傾向といたしましては、新しい品目に

挑戦しようという意欲が若者の間にあるわけでございまして、そんな意味で複合経営の方向に農家があると、こういうように認識しておりますので、その点においては収入保険が適切ではないかというように思っております。

いずれにいたしましても、既存制度と並行加入が可能でございますので、並行的に制度、仕組みが存置されるというように考えているところでございます。

○紙智子君 衆議院の参考人の質疑の中で、収入保険制度への十分な加入者を確保するために米の大幅な下落が必要になると。逆の言い方をすれば、米価の大幅な下落を見越しているからこそ、青色申告者を救うために収入保険制度を生産調整廃止に合わせて導入するという指摘がありました。そういうことなんでしょうか。

○政府参考人(大澤誠君) まず、先生御指摘のこの農林省資料というものにつきましては、その資料に明記してございますけれども、事業化調査の事例からみた作物類型別の試算ということで、実際にその経営類型はその事業化調査に参加していただいた農家の経営内容をそのまま書いてございます。ですので、ここで米単作でありますとか米の複合経営という方は、あくまでこの特定の地域にいらつしやうって、この特定の制度を使えるとしたらどうだということです。なかなか一般化するのには難しいところがございます。我々は別途ホームページ上に収入保険制度と既存の類似制度の比較のポイントというのを出しておりますので、そのときにはもう少し一般的な説明をしております。

なお、米価の下落を想定してこの制度を導入したということは、前にもお答えしておりますけれども、そういうことではありませんが、個別の需給安定のためのいろいろな品目別の施策を前提としてこの収入保険制度を導入したわけでございます。○委員長(渡辺猛之君) 時間が参りましたので、おまとめください。

○紙智子君 はい。

まだいろいろあるんですけども、まだ残りは次回やらせていただきますけれども、保険者の資格などを含めて疑問がたくさんありますので、次回に質問を回したいと思います。

○儀間光男君 日本維新の会の儀間でございまして。今日は農業災害補償法が議題ですから、関連して質問をさせていただきたいと思っております。

まず、いろいろ議論になってまいりましたけれども、この保険の資格の問題で少し聞きたいと思っております。法案を見てみますと、収入保険の対象者が青色申告を行っている農業者に限定されていると私理解しておるんですね。ある意味、例えば、不正受給を防止する方策としてはやむを得ない一面もあるのかなという思いもするんですが、政府の資料によると、平成二十七年年度の農業経営者全体は百三十七万七千名、二十八年度が百三十一万八千経営体というふうになっております。

そのうち内訳を少し見ますと、青色申告をしている方々を見ますと、今、先ほど、竹谷委員の質問に、二十八年度が、七年度ですか、四十四万になつて、対前年度一万人増えていると。対前年度、二十六年度は四十三万ですから、四十四万だと二万増えている。二十六年度の個人、法人の内訳は、そのうち個人が四十一万五千事業体、法人が一萬五千というふうになっているんですが、二十八年度の四十四万から、個人、法人、どういう内訳になっているか、お示しいただきたいと思っております。

○政府参考人(大澤誠君) 平成二十七年で農業者が青色申告している方四十四万人のうち、個人が四十二万一千人、法人が一萬九千でございます。○儀間光男君 確かに、これは経年で見ておつてみても、少しは上がつて、上回つてきていますね、個人も法人も。非常にいいことではないかと思っております。

〔委員長退席、理事山田修路君着席〕

ここに見るように、青色申告者の数を見ても分かるように、申告を行っている農業経営体数、経営者は全体の三割強ぐらいかな、三割強ぐらいしかない現状で、対象を青色申告者に限定するこの収入保険は、我が国の農業全体を支えていくという意味では少し疑問が残るんですね。

それについて伺いたいと思うのと同時に、一般的な事業者において、所得が増えるに従つて、個人です、従つて、恐らく青色申告は多くなつていくと推定できますね、これ見ると。例えば、水田作などの平均収入が非常に低い農家が青色申告やるとはちよつと思えないんですね、思えない。別の手だてで救済事業やるんでしようけれども、この収入が低くて白色申告しか行っていない農業者への是正措置などお考えあるのかどうか、この二点、これについて伺いたいと思っております。

○政府参考人(大澤誠君) 青色申告については、やっぱり制度の肝だと考えておりまして、やはり収入を、ある意味では収入だけを着目して制度を導入している以上は、やっぱり収入が正確に把握できること、これが非常に大事なことでございまして。ということで、我々も青色申告を推進しているわけでございまして、やはり青色申告さえ行えば、逆に規模の要件なく誰でも加入できるという面もあるかと思ひます。現に、各地の農協でその青色申告の促進なり、比較的安いい値段で申告の代行も行っているところがございますので、小規模な農家もそのような制度を活用するなりで加入の資格を得ることもできるのではないかと、そういうふうにご存じでございます。

それから、全体として四十四万人では農業者全体をカバーできていないのではないかと、これは、それはそのとおりでございますけれども、ほかの既存の制度、農業共済、いわゆるナラシ対策、野菜の対策などは、もう並立、並立といいますが選択制にございまして、それから牛、豚のマルキン対策等は、これは別建てということですが、そちらの方で入っていくということもありま

すので、全体として見ればその農業者の実情に応じて様々なセーフティーネットができた。特に、この収入保険が導入されれば品目を原則として全てカバーするセーフティーネットが完成した、できたというふうにご存じしております。

○儀間光男君 なぜそういう懸念するかといいますが、青色申告をするには複式簿記が必要ですね。国の会計もそうだと思うんですが、白色だと単式簿記ですから、行政簿記と一緒に歳入と歳出でゼロであればオーケーなんです。一足すは一足減。それから、一円、一厘余つても一厘不足しても過不足でペナルティーを受ける可能性があるんですね。実際、私、それ経験したんですが、一円探すのにスタッフ五名で三日間掛かったという事例が、私経験しておるんですけれども。

〔理事山田修路君退席、委員長着席〕

そういうことで、その青色申告は、つまり、農家のストックしている資産、これ、貸借対照表、借方、貸方作るわけですから、ちゃんと付加価値も含み資産として評価していくんですね。棚卸資産であるとか含み資産であるということで、付加価値を展開して貸借対照表でいくわけですから、これは基礎データを集めるという煩雑な作業があるわけですよ。これ、農家で、特に稲農家でこういうことはなかなか難しいと思うんですね。日報が必要になつていまして、白色だと大体月報で十二か月掛けるやつでいけば割と簡単にいけるんですが、これ、いろんな棚卸資産、含み資産等も付加価値に上げて貸借対照表を作つて入れなければ通じませんから、非常に煩雑を極める。そういうのが収入が割と低い農家で果たしてやっていたいのかという心配がある。

今、代理業務をやる人がおるから、安い手数料でできるから使いたい人は使えばいいと、こうおつしやつていられるわけですが、恐らくこの四十四万人中個人の四十二万というのは、私は畜産業界だと思ふんですね。肥育業が物すごい高値を張つて非常に好調である。ああいうところは恐らく青色でいけると思ふんですが、畑作とか水田作

とか、そういうところは、あるいは林業とか山林なんかも、日々日報でそういう動きを準備をして年末の確定申告のときに青色申請するというのは、なかなかこれ手の込んだことで難しいと思うんです。そういうものに皆さんどう対応するんでしょうね。

○政府参考人(大澤誠君) まず、青色申告、全体農業者四十四万人の中、品目別どうなっているかというのは残念ながら資料はないんですけれども、ただ、畜産農家の数を考えますと、この四十四万人のかんりの部分が畜産だとまでは言えないのではないかと考えておりますし、まさに農協の代行等がかなり行われていることを鑑みますと、耕種作物が、むしろ四十四万人の中に耕種作物の方がかなり多いのではないかとというふうに考えております。これは推測ですので、今後更にこの制度運用の中で調べていく課題だとは思っております。

なお、青色申告につきましては、この検討の際の議論でも、やはり複式簿記まではなかなか難しいのではないかと、特に制度を始めるに当たって早期に加入者数を、その加入を促進していくためにも何らかの措置が必要ではないかということを議論がございまして、正規の簿記、複式簿記が必要とされる正規の簿記だけではなくて、簡易な方式というのがあるんですけれども、これについては、白色申告との違いは、現金出納帳、売り掛け帳、買い掛け帳、固定資産台帳というものを整備しておきなさいということでございます。

日々の請求書、領収書等については今では白色でも義務になっておりますが、先生御指摘のように、やはり在庫的なところもしかり見ていかなければと全体収入を把握するという面では困難を伴いますので、白色では難しいにしても、この簡易な方式も含めることとして、しかも一年分あれば加入できることにして、制度を円滑にスタートさせたいというふうに考えている次第でございます。

○儀間光男君 このことは、さっき言ったように、農家の歴史を見ても、これまで対応なかなか

やってこれなかった、また、さっき言ったように、畜産がそのほばだろうというところは思っていますんで、畜産が占める割合が他の作物より大きいんじゃないかというふうな、これもデータなくとも私も推測で言っているから、議論はする必要は何もないんですが、そういうことであるということを見通しとして見ているわけでありまして、

それで、なぜこんなことを聞くかというと、私、本委員会、今議会、農業の競争力強化プログラム法案、これが出たときに、どうも、何というかな、ふわつとした感じで、全然かみ切れぬと言ったんです。全然、かんで喉元に落として、腹でしゃくをしてということになっていないんですね。ふわつと、ぶわつとしたような感じ。それが、その関連でできた後の法案も、かみ切れたのは土地改良事業ぐらいなんです。あとは、畜安法にしても、何ですか、一元集荷多元販売などを見て、農業者側が自由選択になりましたよと、今まで必然であったのが、任意でもって自由で選択できますよということには非常にいいですね、競争力を持つていく意味では非常にいいと思うんですが。

政策マターが、例えば、これも先ほど竹谷委員が言っていましたけど、水耕栽培なんて、これも私、実際やってきたんですけれど、水耕栽培なんです。私はこれは一・五次産業だとまで言ったんです。工場から農産物が出る、一・五次産業に産業登録のそれを増やさなきゃならぬというふうなことも思ってたんですが、事ほどさように、こういうことでどうもぶわつとした感じで法案が進んできて、これとて農家のための収入保険制度、あるいは共済制度も残しながら、そうではあるんですが、どつちかというところ、農家が良くなるという直接よりは、周辺環境を整えるというふうな感じの法案になるんですね。省庁横断で刺して、それはいいとも思いますけれど、これがT P Pの名残を惜しみながら法律が作られてきているということに、少しはやつとした、ふわつとした感じがしてならないんですが、皆さん、そういう感じ

ませんか。

例えば、これ、経産省マターであつたり、あるいは金融マターであつたりするわけですよ、保険金ね。そういうこともあるんですが、私は、だから、そうなるというところ、関係する大臣が皆そろつた方がいいと、共通の当事者になった方がいいと思うんです。だから、事が生じたら関係大臣がそろつていろんな議論をしてやつていくと、そういうことをしないというところ、縦割りについて、先ほど出た三年以内でおかしくなるなんというふうなことがあつてはならないわけでありまして、そういう感じしませんか。どうでしょうか。

○国務大臣(山本有二君) 当初、私も、白色申告の農家の大勢の皆さんがおられて、青色への変換について抵抗感を示されておりました。私としましても、それを経営局長とも議論をさせていただいたわけでございますけれども、結果的には青色で大勢の、全てのとは言いませんけれども、ほぼ全ての皆さんが納得をいただくことになりました。特に地元の農協の団体の皆さんとも、最初抵抗感がございましたことは否めない事実でございます。

しかし、結果として私が考えたことは、やはり農業も経営でございます。特に最近における農業については、新規参入者の若者たちは経営感覚に優れているというように、逆に私の方は認識をしております。つまり、今後、農業が更に飛躍、発展するためには、新しい経営感覚や創意工夫という、あるいはチャレンジということがキーワードになってくるだろうということを思っております。特に、先に変わりますけれども、白色の方々が青色にすることによる事務負担あるいは金銭的負担、これがどうなるかというところ、団体の代理というのもありますけれども、私の地域の二農家の生産の若者たちは、税理士を一人雇つてみんなそれを学習しながら既にやつておるといふ方々がおられました。また、インターネットで確定申告をするということをやつておられる若い方々もおられました。

言わば、私は慣れによつてこの問題は解決することができ、申告制度について。そして、経営感覚を持つて自分自身で帳面を付けて、そして日々の棚卸しができて、そして将来の農業についてどうしようかという計画をすることができるといふように確信を得ることができました。

そんな意味で、今後、青色申告に移行するのは困難があるかもしれませんが、一度乗り越えることができるならば、私は新しい農業の分野に夢開かれるというように確信をするところでございます。

○儀間光男君 ありがとうございます。

今の話よく理解できますし、またそのとおりであります。青色申告者が農家において増えることを期待するんですね。決して否定するものじゃない。青色申告に変えさせる方法はこれいかによつて節税でございます。なぜなら、青色を使うことによつて節税もできるわけですからね。白色は節税できませんね、何の恩恵も税制上受けないわけですね。

青色申告して節税するわけですが、最小限度は幾らぐらいまであるんですか。白はその代わりゼロでしょうね。

○政府参考人(大澤誠君) 青色申告の場合は六十五万円の特別控除の対象になります。

○儀間光男君 簡易はどうなんですか。簡易もこれ、青色と一緒にですか。

○政府参考人(大澤誠君) 簡易な方式の場合には十萬円の特別控除の対象になります。

○儀間光男君 次いで、白色はゼロとおっしゃるばいのに。確認しましょうか。白色はゼロですね。そういうことだと思つていいんです。ですから、一農家でも多く青色へ変わつていくように、皆さん、これには制度の徹底が必要だと思つてらるんですね、後でちよつと聞きますけれど。

それで、この農業収入が対象となるわけですから、農家が作った農産物、この額や所得によつてこれに資格は得るわけですが、例えば農家でもつて自分たちのレストランがあつて、今は農家レストランというのがよくはやつていらるんです

が、自分たちで作った農産物を加工して出している。この加工部分、つまり、この付加価値部分は農業収入に入らない、どうなんですか。

○政府参考人(大澤誠君) 今後、細部は実態を踏まえて詳細詰めてまいらなければならぬんですが、この基本的な考え方だけ申し上げます。

この収入保険制度は、税の仕組みを活用して農業者ごとの販売収入を把握するというものとしております。所得税法上の農業所得として申告されているものは、農産物の販売収入に含める考えでございます。

加工でございませうけれども、精米、荒茶、梅干し、畳表などの加工品でありまして、農業者が自ら生産した農産物を加工して販売しているような場合には、その収入も対象に含まれるというふうに考えております。その方向で検討したいと思っております。

○儀間光男君 例えば漬物、梅干しなんかそうですね。沖縄でいうとシマラッキョウ、農家が取って自ら一夜漬けにしたり、あるいは自分の農家レストランでフライにして出したりして、これは農家収入に入るわけですね。

○政府参考人(大澤誠君) シマラッキョウの加工品につきましては、農業者が自ら生産したシマラッキョウを酢漬け、塩漬けなどにして販売するような場合に対象になり得ると考えております。今後、実態を踏まえて検討していきたいというふうに考えてございます。

○儀間光男君 ありがとうございます。

それでは、農業者には、制度が変わってくるといういろいろリスクが伴ってきますね。考えられるリスクはたくさんあります。今までも共済制度であった、価格低減したとき、つまり価格のリスクや生産減少のリスク、人的リスク、これはエビデンスやあるいはJGAPに出てくるんですけれども、この農家の人的リスク、最近農業が大型化の中で大型機械が導入されて、機械のオペレーションによる農業事故がたくさん発生しているんですね。ちよつと見てみたら、他の産業よりは発

生率が高いと、ここまで言われているんですね。

例えば、木を剪定するときに、ずっと三メートルぐらい立ち上がって剪定作業いろいろやるわけですが、それが落ちたり、土手が弱いところにコンバインが入っていつてひっくり返ったりというような人的リスクもありますし、多くのリスクがあるんですが、この軽減はもちろん農家自身が自覚をし、責任を持っていかねければなりませんけれど、この農業者に対してのリスクの回避、これについて政府は今まで指導されたことがあるのか、注意喚起も含めて、どのような対応をしていらっしゃるのか、お聞かせください。

○政府参考人(大澤誠君) 農業者に対するリスクという観点から議員にいろいろな分類をお示しいただきまして非常にありがとうございます。

価格リスク、それから収量減少リスクというお話がございました。この二つにつきましては、既に御説明申し上げているとおり、価格リスクについては今までナラシ対策や野菜価格安定制度、収量減少リスクについては農業共済が担っておりますが、いずれも品目が限定的だという課題がございまして、今回の収入保険制度の創設によりまして、原則として全ての農産物を対象にこの価格、収量減少の各リスクが補償の対象になったと考えておりますので、その点は周知してまいりたいと思っております。

また、先ほど機械で事故を起こすとか、そういうところにつきましてもこれは人的リスクというお話がございましたが、この一定のものにつきましては、営農を継続するための通常行方努力をしようかと思うけれども、個別の事情を確認する必要があるかと思うと、一般的にはこの補償の対象となり得ると考えておまして、今後、客観的かつ具体的な判断基準について検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○儀間光男君 法律作って勝手にしなさいじゃ駄目なんで、航空機が事故起きたら調査委員会が国交省から派遣されると、ああいうのと似たようなものですよ。

例えば、東京オリンピック・パラリンピックがやってきますけれど、ここに多くの外国の方々が入国されると思うんです。その人たちに国産の何というんですか食料資材、これを提供する必要がある。国産で賄うぐらいの勢いを持って迎えぬといけませんが、そうするには、エビデンスの基準の中に百五十項目ぐらいあるんですが、その中に、安全な食料を確保するための幾つかの条件の中で人的リスクが入ってくるんですよ。病気を持った方が農産物を手入れされて、それが媒体となって、不健全という安全じゃない農産物ができては……

○委員長(渡辺猛之君) 時間が参りましたので、質疑をおまとめください。

○儀間光男君 はい。いけませんから、それをハードルをつくっているいろいろチェックしてやっているんですが、それに向けて、その結果が海外展開になると思いますから、その辺の指導、人的リスクも含めて指導していただきたいんですが、いかがですか。

○委員長(渡辺猛之君) 時間ですので、簡潔にお願いします。

○政府参考人(大澤誠君) 収入保険の制度の幅を超える問題ではございませんけれども、グローバルGAPの推進なり、非常に安全性、先生の言われる人的リスクも含めた対策をどうしていくか、今後の検討課題として検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○儀間光男君 ありがとうございます。次にやりや、保険に関係してくるんですよ。次にやりや、ありがとうございます。

○田名部匡代君 民進党・新緑風会の田名部匡代でございます。

早速、今日は、収入保険制度についてと、また加計の問題もどうしても取り上げていかなければならないと思っておりますけれども、もう早く調査をして結果を出していただければ、いつまでも、こんなことを何か月もやっているといいわけですよ。皆さんだってそんな苦しい思いしなくていい

いんだと思うんですけど、ぐちぐち言っていて時間が過ぎるので、加計は後でやらせていただきます。

先ほど来、皆さんの御質問聞かせていただいたとおりまして、実は私、この収入保険制度、最初にこういう制度をつくり出すときに、また何か怪しいんじゃないかなとちよつと疑っていたんです。でも、制度の骨格ができていろいろ御説明を聞いているうちに、何というか、今まで出されたほかの法案とは違って、まさに先ほどの山田先生の御発言じゃないですけど、規制改革推進会議とやらが主導して一部の有識者なる人たちが何か言ってきたのと違って、一生懸命皆さんがこの制度設計されたんだということを感じます。すし、今までの制度とは違うまたメリットも出てくるのかなというふうに、素直にそう感じました。

どこが政権取っても、何というか、いろんな制度が変わっていくというのは農業者の方にとつていいことではないと思うので、やはりしっかりと安定した制度をつくっていく必要はあると思っております。多分、大澤局長のお顔を拝見して、少しひいき目なところもあるかもしれませんが、

ただ、でも、先ほど紙委員もおっしゃっておいしましたけれども、私は、この収入というところに特化した制度ではやっぱり不十分で、掛かったコストに対してしっかりと支援をする仕組みもこれからつくっていく必要がある。私たちが例えばやつぱり戸別所得補償制度のようなああいう仕組みということになるんですけれども、やはりその部分が少し足りないのかなというふうには思っています。

そのことをちよつと申し上げながら、今日は、青森県は、皆さん御存じのとおり果樹、リンゴの産地でありまして、少し果樹に特化してこの制度の設計について伺っていきなというふうな思っています。果樹共済加入率、これ全国的にも非常に低いわけですが、この新たな制度の

ことも、しっかりとそのメリットというものを情報提供していかねばならないし、農家の皆さんに丁寧な御説明をしていく必要があると思っています。どの制度を選択するのがそれぞれの農家にとってメリットが高いのかということ。

この間、ちよつと農家さんとお話をしたときに、もういろいろ考えるのも面倒くさいし、青色申告とか言われたって、そんなことももう手間だし、資料を見たって分からないし、後継者もないし、もういいよと、こういうふうな方もいらつしやうたんです。ですから、是非そこは丁寧に情報を発信していただきたいと思うんですが。

質問の順番、ちよつと後の方から行きますが、この加入促進に係る予算、この間御説明では、ちゃんと予算も確保していますと、またシステム開発の経費なんかも含まれているということだったんですが、システム開発も大事なんですけれども、やっぱり人員をしつかり確保をして、直接農家の皆さんに御説明をしていくことが大事だと思ふんですが、そういう人員に対する手だてにも使えるような予算がしっかりと確保されているんでしょうか。まずその点からお聞かせください。

○政府参考人(大澤誠君) 平成二十九年予算、これはもちろん法律成立することを前提に執行させていたいただきたいと考えておりますけれども、二十九年度予算におきましては、農業者に対する収入保険制度の内容の周知、青色申告書や帳簿の書き方等に関する相談対応の取組の支援としまして、通常の共済に対する事務費に加えて一億円を措置してございます。

それから、システム開発の経費は一億五千万程度でございますが、この中で、先ほど来申し上げております、例えばタブレットの開発等も含めまして、農家の方々に共済の職員の方々が数字を見せ、個々人の経営状況に合せて、どういような保険金を受け取れるのか、どういような掛金等になるのかということをお示しできるようにするための開発することを考えてございます。

○田名部匡代君 是非、関係機関と連携しながら

しっかりと取り組んでいただきたいと思ふます。大田役所のやる仕事というか、ほかの補助金なんかもそうですが、いろいろ手続しようと思つたら、その制度を使つてほしいのか使つてほしくないのか分からないような膨大な量の手続なんかをやらなきゃいけないとか、なかなかぱつと見では分かりにくい、本当に伝えたいと思つてはいるのか、余り分かつてもらわれない方がいいなと思つてはいるのか分からないようなやり方、これまでもあったわけですから、是非、農家の方々は高齢者も多いですし、そういうことをしつかり考えながら丁寧な取組を進めていただきたいと思ふます。

果樹というのは、まさにほかの作物と違つて、その年に種を植えてその年に取る単年度のものではないです、青森のリンゴも、五十年の老木又は百年を超えた老木から、それを大事に育ててリンゴを収穫をされている、こういう方々もいるんです。まさに、一本の木を何年も何十年も育てながら、その中で農業生産活動をされているわけなんです。

ただ、リンゴもまさに三十年から五十年たつと枝だとか木が弱つてくる、病気になるやういふこともありますし、樹齢によつてはその収穫量というものに変化が出てくるわけでありまして。そういう特性のある果樹農家でありまして、農家の方々の物すごい高い技術であるとか徹底した栽培管理、また主体的なリスク分散など、独自の経営努力というものがまさに果樹産業を守り、青森でいったらリンゴ産業を発展させてきたということだと思つています。

このように、一本一本の木を見ながら全体の中で需給バランスを取つたり、大きく収量が減つたりしないように考えながら優良品種への転換などもやつてきているわけなんですけれども、こういう果樹農家の実態とか特性というものを踏まえて、この新たな制度で経営安定を図つていく必要があるというふうにも思つています。

そこで、まず、今申し上げたように、樹齢によつて果樹は収量に変化が出てきます。まさに、

こうした収量の変化とか品質の変化というものが今回の新たな制度で基準収入の算定に何か影響があるのか、また、農家の方々がそういうことも考えて基準算定、何か農家の側がやる作業が出てくるのか、そこを教えてくださいたいと思ふます。

○政府参考人(大澤誠君) 先ほど、収入保険制度の補填の基準となる基準収入につきましては、原則として過去の平均収入を基本としながら、当年の営農計画を考慮して設定するという形にいたしているというふうにお話ししました。

ですので、先ほどは規模拡大の例で御説明をいたしましたけれども、もし仮に農家の方が樹齢に応じた収穫量が減少するというところ、そういうことだということであれば、それに応じた縮小の営農計画を立てていただくことになるわけなんですけれども、青森県も特にそうだと思いますが、様々な技術、たくみの技術も含めて、いろいろそういう収穫が極端に落ちないような仕組みを取られていると思ふます。

我々は、この収入保険はまさに収入全体を把握するわけでございますので、個々の木というよりも収入全体が営農計画にどうなっているかということを見るということになります。ですので、そういうような実態をよく見ながら、現場で混乱が生じないような客観的な算定ルールというのを考えていきたいというふうにご覧いただきたいと思います。

○田名部匡代君 ありがとうございます。

まさに全体を見ながら農家の皆さん生産活動をされているんですが、そうした老木が、何年もたつと木が増える、一方で、また上手に収量が減らないように改植の作業もしていくと。ただ、改植をすれば一定期間未収益の期間がありますから、そこはそこで、今の国の制度の中でも改植であるとか未収益の期間に対する支援策というものはあるわけなんですけれども、そういう新たな意欲を持って優良品種に変えたり改植をしたりということによつて一定期間収入が減るということをや、基準収入の算定でどのように見なければい

いか。また、これ国の補助金が出るわけですが、この収入保険の対象の収入にこれは含まれるのか含まれないのか、農家の皆さんにも分かるように、分かりやすく御答弁願いたいと思ふます。

○政府参考人(大澤誠君) まず、この収入保険制度につきましては、先ほどもお話しているとおり、過去五年の平均収入を基本としながら当年の営農計画を考慮して設定するということになりまして、ある意味でそのように単純に割り切っているからこそ事務経費も安く済むという面がありまして、それは農家のメリットになるわけでございます。ですので、極めて単純でございます。収入が改植等により落ちるということであれば、それを考慮した営農計画を作つていただくということが結果的には事務費を上げなくて済む、いろんなチェックをしなくて済むということになるわけでございます。

改植については、農林水産省として、特に、前としては果樹農業好循環形成総合対策事業ということになると思ふますが、改植の費用あるいは改植後の未収益期間における管理費用を支援する補助金がありまして、多く利用されているというふうにご覧いただきたいと思います。

補助金につきましては、収入保険の収入に入れるかどうかという点については、ごく一般的に申しますと、これ、例えば補助金がある財政上等々のいろいろな理由で減額されると、これを収入に含めてしまふ、収入保険の収入に含めてしまふと、政策判断で補助金が減額された部分が収入保険で、国の補助と農家の掛金で補填されてしまふということになりますので、それは少しおかしい話ですので、それは一般的には補助金は対象収入には入れないことにしております。数量払いのような、価格と一体となつていような補助金だけ限定的に、例外的に含めることとしていたるところでございます。

ですので、改植費用については、恐らくこれは一般的な補助金の方に該当して、収入保険の対象

となる収入には入らないというふうに考えてございます。

○田名部匡代君 ありがとうございます。

果樹に限ったことではないですけれども、優良品種など新たな栽培への転換であるとか、規模拡大もそうだと思いますけれども、農家の方々が積極的な経営展開を図る、その意欲がそれがないような、まさに簡単に、意欲を持って、規模拡大しよう、新たな品種に変えてみようと思つても、すぐに結果が出ないのも農業だと思いますし、何年かたつてそれがうまく軌道に乗る場合もある。やつてみたけれども、やっぱり合わなかつたという場合もある。そういういろんなそれぞれの地域ごとの、またそれぞれの努力に対するものもきちんと見ていただきながら、経営の安定にしっかりと資する制度として柔軟な対応をしていただきたいというふうに思つておられますけれども、意欲ということと、先ほど磯間先生もお取り上げになつていました加工品、これも、六次産業推進といつて農水省としても国としても一生懸命取り組んでこられたわけですから、余り厳しく線引きしないで、私は、せめて一次加工品ぐらいのところまではしっかりと幅広に対象として、更なる六次産業化の推進につなげていくべきじゃないかなと思つておられます。

いただいた資料も、何かジャムの説明あつたじゃないですか、何か砂糖だとか瓶代が掛かつているとか、元々の原材料以外の部分が幾らでどのくらい入っているか分からないから、それは難しいとか。そんなこと言わないで、いろいろ事情もあるし、どこで線引きするのかというのは難しいと思うけれども、やっぱりそうやって農家の皆さん、特にリンゴなんかで言うと、出し過ぎない、需給バランスを考えて安い加工品に回すとか、裾物をリンゴジュースにして出すとか。それだつて、今、リンゴ果汁、輸入が増えているので売り先が見付からないとか、なかなか安く利益にはならない、それでも何とか、そのままにしておいてほしいというのから、自分たちで努力をしてジャム

作つたりリンゴジュース作つたりして頑張つていくわけですね。そういうこともしっかりと、どういう判断や線引きをされるのか分からないですけれども、もう少し国として、六次産業の推進という意味も含めて、こういう制度の中で見ていくべきじゃないかなと思つておられますけれども、いかがですか。

○政府参考人(大澤誠君) 先ほど御答弁申し上げたとおり、この六次産業化の趣旨にも沿うと思つておられますが、農業者が自ら生産した農産物を加工して販売しているような場合には、もうその加工品の収入、係る収入も対象に含まれるという方向で、今後、実態を踏まえて検討してまいりたいというふうに考えておられます。

一般的に加工品は対象外ということにつきましては、これはやはり、農業を行わないで加工のみを行つている事業者との公平性もありますし、原材料のウエートが大きいとかいう場合もあるわけでごさいますし、そこらはそちらとして一つの原則として考えておられますけれども、あくまで農業者が自ら生産した農産物の加工については、税務上も農業所得として申告されているようでごさいますので、そこは前向きに検討してまいりたいというふうに考えておられます。

○田名部匡代君 前向きに検討をよろしくお願ひしたいと思います。

例えば、一定の高く買つてくれる地域に物が集まつて、そうじゃないところでは品薄になるような場合があるのかどうかとか、そういうことが起こらないのか、市場の流通バランスというのは今後どこでどうやって見ていくのか、その必要はないのか、こうしたことまで御検討されたのかどうか、教えていただきたいと思ひます。

大臣政務官(矢倉克夫君) お答えいたします。先ほど局長からも答弁があつたかと思つておられますが、これは個々の需給調整のための制度を前提とした、存在していることを前提とした上で収入保険を今設計をしております。品目ごとの需給調整、これとリンクをした形であると複雑になりま

すので、そこはまた切り離した上で考えるべきところであるかと思ひますが、先生御指摘の野菜なんですけど、野菜については、緊急需給調整事業という形でありまして、こちらは、野菜の需給や価格の安定を図るため、野菜価格安定制度の関連対策として、価格が大幅に下落又は高騰した際、実施をしているところであります。

現在では野菜価格安定制度の参加者のみを対象にしておりますが、先生今おっしゃつたように、野菜価格安定制度から収入保険に移行する農業者が増えるというふうなことも予想される中で、今後ですが、野菜の需給変動に的確に対応する観点から、収入保険制度に加入した者につきましても緊急需給調整制度への参加の在り方については検討してまいりたいというふうに思ひます。

○田名部匡代君 ありがとうございます。

ちょっと加計のこともあるんですけど……(発言する者あり) はい、時間はないんですけれども、いろいろまだ課題はあつて、さつき言つたように、年々農家の方の所得が減つていけば、やつぱりそれは幾らこの収入保険があつたとしたつて農家にとつての安定経営にはならないし、大臣が今回八本の法案、その都度、農家の皆さんの経営安定だと、所得の向上につなげていくんだ、力強くいろいろお話をされてこられたわけなんですけれども、それはそちら側の勝手な言い分で、農家にとつては決してそれが安心にはつながらない。つまりは、安心や安定があつてこそまた後継者の育成にもつながっていくと思ひし、今回、先ほど冒頭もお話しさせていただいたんですけれども、まだ果樹、六十代の方ですよ、それでも、もう後継者も見付けれないし、いつまでできるか分からないから、新しいことをいろいろやられてももう面倒くさいし、いいよなんていう声が出てきています。

でも、私は、是非そういう方々にもせつかくつくるこの制度のメリットをよく知つていただきたい、安定や安心をつくり出すことで若い人たちにもまた意欲を持つて農業に参入をしていただきたい、そういうことをしっかりと進めていくのが農林水産省の役目だろうと、そんなふうに入つてい

るので、是非、申し上げたように、そのコストの部分もしっかり対応できるように仕組みもまた今後御検討をいただいていたと、そのことを申し上げて、加計に移らせていただきたいというふうに思ひます。

昨日、民進党の加計調査チームの集まりがあつたわけなんですけれども、そこに来られた内閣府の塩見さんは、今もいろいろ答弁聞いていると、記憶にないわ、メモは取つていないわ、メモ取つていたものはすぐ捨てるわ、こんな状態で本当にこれで大丈夫か、この国と。じゃ、どれだけ記憶力が良くてメモを取つていないのかと思つたら、聞いた記憶にないというわけですから、本当にどうしようもない答弁が返つてきているんですね。

事務方同士のやり取りはメモに残さない、そういうこともあつたとか、残さないみたいなことをおっしゃつていたんです。でも、相手は審議官、文科省は審議官が来られた、そういう中で事務

同士のやり取りで、そういう会議は必ず大臣なり
に報告しているはずですよ。それをメモも取つて
いないなんてことはもう考えられない、白々しい
にも程があるというか、よく平氣な顔してこんな
ことが言えるなと思つて本当にあきれてるんで
す。

何聞いたつて答えにならないわけですから、
も、その場でもお尋ねが、今日、神本先生からも
お尋ねありました、九月の二十六日、藤原審議官
が文科省のこれ浅野さんですか、に会いたいとい
うメール、これ相当急いでいたんでしようね、こ
うしたメールのやり取りが私たちの手元にあるわ
けですけど、それについての確認をしましたか
と。文科省さんは、これらも含めて一定の内容は
今確認されているでしょう。それにしたつて、
前回の調査は半日で終わつたんですか。そんなも
の、すぐにできますよ。早くやつてほしい。内閣
府さんに聞いたら何て答えたか。それは文科省の
ことだからとか、知らぬ存ぜぬ、俺たち関係ない
みたいな話してきますけれども、私は内閣府とし
てもしっかりと調査をするべきだ、というふうに
思つてゐるんです。

総理が何もやましいことは言つていないと、こ
れ正々堂々とやつたんだ、竹中平蔵さんも五月二
十二日の会議でおつしやつていますけど、一点の
曇りもない真つ当な議論をしたとおつしやつてい
ます。そう言うんであれば、これだけの疑惑が出
てきていることにきちんと答えるのは、私は政府
の側の役目だと思つていますよ。これだけ、やつ
ぱりこのままでは駄目だと、正義が曲がついて
る、何とかせねばならぬという官僚の中から声が
上がつてゐる中で、私は、総理が何でもないと
言ふなら、それを証明してほしいと思ひますし、調
査もしないでそんなことはないとか怪文書だなん
て、本当にいいかげんにしてほしいと思つていま
すよ、国民納得しませんよ。

内閣府としてもちゃんと調査をしていただき
たいと思ひますが、どうですか。

○副大臣(松本洋平君) 六月九日に山本幸三大臣

が記者会見で回答したとおりでありますけれど
も、内閣府では、報道されている文書の内容につ
きまして、事務局において関係職員への聴取を行
い、総理や官邸の指示など、文科科学省に伝えた
事実はないことなどは既に確認をしているところ
であります。

文科科学省が実施する追加調査とは、内閣府で
はなく文科科学省が作成したとされる文書等に関
するものであるため、内閣府において追加調査を
行う考えはございません。

○委員長(渡辺猛之君) 時間が参りましたので、
おまとめください。

○田名部匡代君 終わります。

○委員長(渡辺猛之君) 午後二時十五分に再開す
ることとし、休憩いたします。

午後一時三十六分休憩

午後二時十五分開会

○委員長(渡辺猛之君) ただいまから農林水産委
員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、儀間光男君及び柳田稔君が委員を辞任さ
れ、その補欠として浅田均君及び古賀之士君が選
任されました。

○委員長(渡辺猛之君) 休憩前に引き続き、農業
災害補償法の一部を改正する法律案を議題といた
します。

本日は、参考人として公益社団法人全国農業共
済協会会長高橋博君、北海道農民連盟書記長中原
浩一君及び農民運動北海道連合会委員長山川秀正
君に御出席いただいております。

この際、参考人の皆様に一言御挨拶を申し上げ
ます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席をい
ただき、誠にありがとうございます。

ただいま議題となつております法律案につきま
して、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を

賜りたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひ
いたします。

本日の議事の進め方について御説明いたしま
す。

まず、高橋参考人、中原参考人、山川参考人の
順序で各一人十五分程度で御意見を述べたいだ
き、その後、各委員の質疑にお答え願ひたいと存
じます。

なお、意見の陳述、質疑及び答弁のいずれも着
席のままで結構でございますが、御発言の際は、
その都度、委員長の許可を得ることとなつており
ますので、よろしく願ひいたします。

それでは、高橋参考人から願ひいたします。高
橋参考人。

○参考人(高橋博君) 全国農業共済協会の高橋で
ございます。

この度は、農業災害補償法の一部を改正する法
律案の御審議に当たりまして、参考人としてお招
きをいただきまして意見を申し述べざる貴重な機会
をいただきましたことについて、大変恐縮に存す
る次第でございます。また、日頃より参議院農林
水産委員会の諸先生方におかれましては、農業共
済事業及び組織につきまして御指導、御支援をい
ただいておりますことについて、改めて厚く御礼
を申し上げます。

本日でございませうけれども、農業共済事業並び
に今回新たに創設が予定されております……

○委員長(渡辺猛之君) どうぞ座つて。

○参考人(高橋博君) はい、じゃ失礼して、座ら
させて陳述させていただきます。

今回の新たに創設が予定されております収入保
険事業、この両事業の実施者としての立場から本
日は意見を申し述べさせていただきますと存じま
す。

最初に、これまで農業共済制度が果たしてまい
りました機能、役割並びにその実績について簡単
に触れさせていただきますと存じます。

農業共済制度は、昭和二十二年の制度発足以
来、本年で七十周年を迎えるわけでありまして

ども、この間、我が国の農業災害対策の基幹的
セーフティーネットとして、災害による損失を補
填し、農業の再生産が阻害されることを防止す
る、これを目的といたしまして、長きにわたり幾
多の自然災害に対して被災農家への支援並びにこ
れを通じた地域経済の安定に貢献をしてまいった
ところでございます。

御承知のとおり、広域的災害として大冷害のあ
りました平成五年には、水稻を中心に五千四百八
十七億円の共済金を支払い、また、同じく冷害年
の平成十五年でも千八百七十一億円の共済金の支
払いをしていただいております。

近年におきましても、東日本大震災を始め、地
震、大型台風、豪雪、集中豪雨、竜巻、ひょう害
など、全国各地で過去に経験したことがないとい
うような表現そのものが陳腐化するほどに頻発を
しております甚大な自然災害などに対しまして、
農業共済団体といたしましては迅速な損害評価と
共済金の早期支払に努力してまいつてるところ
でございます。

また、共済金という金銭的な給付だけではな
く、家畜について見ますと、農業共済団体の家畜
診療所の獣医師などによります平日頃からの診療
はもとより、さらには、口蹄疫や鳥インフルエン
ザなど大規模伝染病が発生いたしました際には、
これら農業共済団体の獣医師あるいは職員が防疫
措置の一翼を担うなど、地域の家畜衛生にも大き
な役割を果たしてまいつたところでございます。

このような中で、平成二十七年の農業共済事業
の引受戸数は延べ百八十九万戸、その内訳を見ま
すと、当然加入制ということもあり、水稻、麦の
加入率は九割を超える大きな高位となつておりま
す。また、乳用牛なども九割以上でございます。
畑作物については七割、園芸施設は五割というこ
とになつておりますが、果樹については残念なが
ら二四％と、他の作目に比べますと低くなつてお
ります。

次に、農業共済制度を運営いたします農業共済
団体につきましては、従来は、地域レベルでの農

業共済組合又は市町村が農家との間で共済関係を結び、その共済責任を保障する都道府県単位の農業共済組合連合会、さらにはこの保険責任を更に再保険する政府という三段階制で運営してまいったわけでありまして、近年では、組織及び業務の効率的な運営を目的といたしまして、合併による組織整備を強力に推進しております。現時点におきまして、三十の都府県で連合会も吸収したいわゆる一県一組合を実現し、政府との二段階制に移行しております。さらに、今後におきましてもこのような動きを加速することといたしております。

次に、今回の改正法案についてであります。冒頭に申し上げましたとおり、農業共済制度は、今年、制度施行七十周年となるわけでありまして、この制度は、これまでも農業をめぐる諸事情の変化に対応いたしまして、その時々々の農業、農業生産の実態に即した法律改正が行われてまいりました。しかし、前回の法律改正は平成十五年でありまして、今回の改正まで十四年が経過をいたしました。この間、農業、農村の変化は著しく、その中で、農業経営のセーフティーネットに対する農業者のニーズなども大きく変化をしております。また、農業政策全体を見ましても大きく変化をし、新たな施策が展開されてきており、このような状況を踏まえ、今回の改正に至ったものと認識しております。

すなわち、昨年十一月に農業競争力強化プログラムを新たに加えるなどの農林水産業・地域の活力創造プランが改訂され、その一環として収入保険制度の導入及び農業共済制度の見直しも位置付けられたのでありますけれども、今回の改正は、法律の題名自体が変わるということに端的に表れておりますように、制度発足以来最大の改正となったと認識しております。

このように、改正内容が膨大かつ多岐にわたるため、ここでその全てにつきましてお話することは発言時間の制約もあり難いため、制度実施者の立場からの意見ということで述べさせていただきます。

だきますことをあらかじめ御容赦をいただきたいと存じます。

最初に、今回新たに設けられます農業経営収入保険事業、いわゆる収入保険についてであります。これにつきましては、今回の法案の中で、私も農業共済団体が実施することとされております。過去三年間にわたり国から収入保険制度検討調査事業を受託し実施してきたという実績を重ねまして、かつ、収入保険の実施主体として国から御提示されました中立的な立場で事業を実施することができるとなどの四条件を充足し得る唯一の組織としての責任と自覚を持って、組織を挙げるところであります。

具体的には、収入保険の実施主体として法案に規定されました全国連合会を新たに立ち上げるなどの組織体制の整備や、保険に不可欠な電算処理システムの開発、また農家への説明推進に必要なタブレットなど端末機材の整備などについて、法案成立後、本格的に取り組んでまいることとなります。

しかしながら、平成三十一年産からの事業実施が予定されているわけでございますが、農家の加入申請はその前年、すなわち来年の秋から冬になるわけでありまして、それまでに万全の体制を整えておく必要があります。今申し上げたような組織、事務処理体制の整備、さらには、後ほど申し上げますが、農家への丁寧な説明の実施ということも考えますと、時間的に余裕があるとはとてもは言えない状況であります。

是非とも、本法案につきまして早期に成立をいただき、政省令を始めいたしました制度の詳細を早く御決定をいただいた上で、今申し上げたような準備あるいは農家への説明に取りかかれますよう、よろしく御審議のほどお願いをいたしたいと存じます。

次に、今申し上げましたような農家、農業者に対する丁寧な説明ということについてであります。今回の収入保険の導入により、農家は、収入

保険に新たに加入をするのか、あるいは従来どおり農業共済と米などのナラシ対策、あるいは野菜価格安定制度などに引き続き加入をするか、そういったものを自ら判断し、選択する形となっております。農家が自己の経営に適した政策を選択できるといことになるわけで、従来のように一つの政策が全ての農家に一律に適用されるという形とは異なります。その意味では、画期的な仕組みの創設とも言えます。

もちろん、一方で、どちらに加入すればよいのか分からない、どう判断したらよいのか分からないといったような農業者の声も数多くございます。このような声に対しましては丁寧に対応しなければなりません。そこで、先ほども少し触れましたけれども、各制度の比較が庭先で簡便にできるようなタブレット端末機材など説明ツールの整備も必要ではあります。何よりも、この推進を図る私ども農業共済組織の役職員の意識改革が極めて重要であり、その徹底を図ってまいりたいと考えているところであります。

それはどういふことかと申し上げますと、これまで私も農業共済組織は、災害対策の基幹的セーフティーネットとして、言わば縁の下の力持ちとしての役割を担ってきたわけでありましてけれども、今回の収入保険の導入により、これからはそこにとどまらず、農家の経営の発展をどのように支えていくのか、損害の補填だけではなく、農家が経営改善を進める方向を選択する際に、その手助けをしていくということが求められることとなります。

このような新たな業務を円滑かつ適切に進めるためには、これまで以上に農業の現場に入り、その実務に日頃から携わり、知識を蓄えつつ農家の方々に対応していくということが必須であると考えております。また、JAや農業委員会など他の農業団体や都道府県、市町村にお付き合ひについても、従来の災害担当部局にとどまらず、農政一般の担当部局との連携も一層深くしてまいりたいと考えているところでございます。先生方に

は、これらの点につきまして、なお一層の御指導をお願い申し上げます。

なお、今回、収入保険の対象者は青色申告者となります。青色申告の普及については、JAなど関係団体とともに、これを集約的に進めることとしております。また、あわせて、職員の資質向上を図るため、全国で税務署の職員の方などを講師にお招きしての税務に関する研修も開催しているところでございます。

次に、農業共済制度の見直しについてであります。今回の農業共済制度の見直しの中で私も実施主体として一番気掛かりなのは、やはり米、麦の当然加入制の廃止、あるいは、経過期間はございますが、一筆方式などが廃止されることでもあります。

米、麦におきまして高い引受率を維持してきまして、当然加入制であるということとはもとより、圧倒的多数を占める一筆方式など、地域の要望に応じた引受方式の提供あるいは損害防止事業の実施など、様々な工夫が講じられてきたということも大きな理由であります。

これらが今回廃止されるというようことになるわけでございますが、今後の農家の加入率の低下が懸念されます。実施団体といたしましては、これまで以上に加入推進に力を入れていかねばならないと考えております。そのためには、先ほどの繰り返しになりますが、私どもとしては、これまで以上に農業の現場に出かけ、実務に関わり、農家との信頼のきずなを高めるとともに、備えあれば憂いなしという自助、すなわち自ら助けるといふことに対する農家の一層の理解を求めてまいりたいと考えております。

この点に関しましては、国におかれても、様々な農業政策を展開する際におきましては、このような自助の仕組みである農業共済あるいは収入保険への加入を前提とするという、いわゆるクロスコンプライアンスの考え方を採用していただきたいと強く希望するものであります。

農家が経営改善を図るにしても、災害対策を含めたりスクヘッジについて一定の措置を自分なりに講ずるといのは、経営体としては当然の考え方でございます。この自助を前提とした上で、共に助ける共助、そして公が助ける公助があるんだと考えます。

このような考え方の下、全国の組織を挙げて、農家が無保険になることのないよう、農業共済あるいは収入保険への加入の維持推進に全力を尽くしてまいりたいと考えております。そもそも農業共済は、その事業運営に農家自らが、全国で十四万人の損害評価員として、また、同じく七十七万人の共済部長として積極的に関わっている組織であり、自分たちの組織としての意識を大事に農家の理解を得てまいりたいと考えております。

なお、家畜共済の見直しについて触れさせていただきます。

今回の家畜共済の見直しは、畜産・酪農農家の制度改善の要望が相当程度反映したものととなっております。また、事務の効率化、合理化の点で大幅な改善が図られております。家畜の異動の都度農業者が申告する仕組みから、期首に年間の飼養計画を申告し、期末に掛金を調整するなど簡素化をする、あるいは、共済事故一件ごとに国が再保険金を支払う仕組みから、年間の共済金支払額が一定の水準を超えた場合に国が再保険金を支払う方式に変更するなど、私どもが従来から要請してきた事項であり、高く評価しております。

最後になりますが、制度改正後のフォローアップについて申し上げたいと存じます。

今回の法律改正は、冒頭申し上げましたとおり、収入保険の新たな実施並びに農業共済制度の大変革となります。このような大きな制度改正の場合、過去におきましては、例えば果樹共済あるいは畑作物共済、園芸施設共済を新規に実施する場合には、五年間の試験・試行期間を経た上で本格実施へ移行してまいりましたが、今回はこのような試行期間は設けられておりません。現状の農業、農村の変化の速さを見れば、過去のように試

行期間を設けるといようなスピード感では対応が難しいということは理解できます。

ただし、このような全く新しい保険制度の創設あるいは既存制度の大変革であれば、実際に施行した段階で初めて認識できるような課題も出てこざるを得ないのではないかと考えております。今回、法律案では、当初の法案では五年後、その後、衆議院段階で四年後となりましたが、見直しを行うことが明記されておりますけれども、実際に施行された段階でいろいろな課題が生じた場合、今回、政省令で定めるとされた範囲も拡大されていることでもあります。四年を待たずに臨機応変に弾力的あるいは柔軟な対応を取っていただきたいと要望をいたします。

農業共済制度、収入保険共に国が制度設計を行う公的な保険であります。その安定的かつ適切な実施を担う私どもといたしまして、改めて、今申し上げましたような弾力的な対応も含め、国による適切な御指導と制度の企画運用をお願いしたいと存じます。

以上、本日は農業共済事業並びに予定されております収入保険事業の実施者としての立場から意見を申し上げさせていただきます。

御清聴ありがとうございます。

○委員長(渡辺猛之君) ありがとうございます。次に、中原参考人をお願いいたします。中原参考人。

○参考人(中原浩一君) まずもって、こういう機会を与えていただき、ありがとうございます。また、私たち農業者のために、日夜、日本の農業の発展のために委員の皆さんにおかれましては御尽力を賜っていることを、この場を借りてお礼を申し上げます。

私は、いろんな立場で今ここに来させていただいているわけなんですけれども、自己紹介ということで、五十五歳であります。そして、北海道和寒町で農業法人として約五十ヘクタールの農地で

農業を営んでおります。社員、そして研修生、また外国人技能実習制度も活用して、大体十名から十二名も含めながら、構成しながら農業をやっているという形の中でございます。また、地元では地方議員をやらせていただき、また上川管内の農業法人会の会長、そして今日は、北海道農林連盟の書記長として、全道約二万二千人の農業者の構成している代表として今日は来させていただきま

した。

本日は、農業者として、また経営者として、そして組織している立場から、農業災害補償法の一部改正について、要望と一部考えていた、きたいという内容に対して意見を述べさせていただきます。

まず、収入保険制度の導入についてということで、この制度の導入に当たっては、平成二十七年に、事業化調査前から、農水省の担当、保険課の皆さんとは何度も説明を受けて、私たちも農業者の立場で、この収入保険が加入してよかったという制度にしてほしいという議論を重ねてきた経過にあります。そういう点では、今までにはない制度の導入ということで、担当職員の方々には多大な事務作業、それから御苦労もあつたんじゃないかというふうに思っております。私たち農業者の経営安定に資するセーフティネットの構築のために御尽力をいただいていることも、併せてお礼を申し上げます。

その議論を重ねてきた内容なんですけれども、四つの点でございます。

一つ目は加入要件について、二つ目は手続の簡素化について、三つ目はやはり掛金の負担それから仕組みについて、四番目としては支払基準と支払時期について、この四つを議論してきました。

まず、加入要件についてということでございます。

これもいろいろ計画はあつたんですけれども、青色申告、複式簿記帳から十万控除の簡易な青色申告までこの加入要件となつたという形の中で

ございます。ただ、北海道でも、畑作地帯は八割以上が青色申告なんですけれども、空知、上川を中心とした米地帯は約五〇、六〇%のやっぱ青色申告といったような形の中、今回の内容であれば、記帳義務として各作物ごとの面積と収入額を白色も申告するということになっていて、収入に着目した本当は保険であれば、白色のそういった収入の部分のきちっとやっぱ申告しているということでは認めていた、きたいなというふうには思つたんですけれども、説明上、税務上の信用性という観点から一定の理解をしたといったような経過があります。

これから、お願いなんですけれども、今後において、農業災害補償法としての農業者への配慮から、やはり現行の共済制度と収入影響緩和対策、ナラシですね、今後も、収入保険に入れないという人たちのために今までもどりの制度内容と予算の確保をお願いしたいというふうに思っています。また、現行の共済加入者が掛金などが収入保険への移行によって影響を与えない制度の構築を要望します。

また、先ほども高橋参考人の方からお話ありましたが、やはり、我々も内容、制度がなかなか理解できない部分があります。そういった中では、担当職員が丁寧な説明と加入の可否も含めて、やはりその作物ごととか、それによって、今までの現行の共済プラス、ナラシの方がやっぱり考えたら経営にはメリットがあるという場合もありますので、その辺も含めて、制度設計、その他農家個々の経営をきちんと勘案した中の説明と加入をしていただきたいといったのが一点目でございます。

二点目、手続の簡素化についてということで、当初の加入時の事務作業量がかさむことは、私たちも過去五年の直近の収入を出さなきゃいけないということで、これは理解はしています。ただ、少ない品目を、作物を中心として作っている農業経営体は比較的簡単に基礎資料は多分できると思っています。ただ、複数の作物等の作付け経営をして

いる方、その中でも直売所等を含む野菜経営は、複数の作物と面積もその都度混在しているといった形の中から、収入額と作付面積を例えば葉物系でくくるだとか、そういった形の中で簡素化していただけではないかというふうに思っております。

申告時と算定の簡素化ができる申請用紙となるよう要望をいたします。また、申告用紙等について担当職員はかなり苦労されていると思いますけど、記入例も含めて、分かりやすい内容の、記入できるような内容にしていきたいというのが二点でございます。

三点目、掛金の負担についてと仕組みなんですけれども、新たな保険についての掛金などは、現状の共済制度プラス、ナラシの積立て等々、そのやはり支出よりメリットがなければ加入率も上がらないというふうに思っております。

そういう点を考慮しながら制度設計を求めてきたといった形の中で、今回は国と同様の1%の収入額ベースでの掛金ということで、提示している積立割合についても、当初独り歩きしていた数字から見ても私たちは妥当だなというふうに思っております。

あと、基準収入から減収を補填する仕組みの改善です。

収入保険制度については、補填割合、基準収入の九割をまず限度額として、更に支払率の九割に設定をしている、現行のナラシ対策等に比べてもやっぱりメリット性がそこでは薄れるのではないかとこのように思っております。現行のナラシ対策の補填割合は、過去五年中の三年平均という部分ですけれども、基準収入から下がった額の九割を補填しています。今回の収入保険制度の補填については、委員の皆さん御存じのとおり、経営努力を怠ることの防止策として、限度額から更に支払率九割までという設定になっていきますので、そういったことを勘案すると、その辺を改善していただきたいなというふうに思っております。現行のナラシにおいても、制度の補填をもううために農業経営を怠るような農業者は私たちはいない

というふうに思っていますので、その辺を考慮していただきたいなと思います。

また、収入保険の制度の仕組みについては、当初よりアメリカの保険も参考にしながら進めていくといったような内容でございます。その中で、アメリカの保険制度も、不足払いという生産コストに見合う差額を補填するという部分と、その中によつて岩盤政策というのが入っているというふう聞いております。経営のきちつとしたセーフティーネットをする上では、下支えになるような岩盤政策をきちつと入れた中で収入保険の導入ということをやったり私たちは望んでいるといったことでございます。

皆さん御存じかもしれませんが、アメリカの保険制度のスタート時は、それこそ言われたような一割足切りの中の、自己責任分の一割という支払から九割といった形だったんでしょけれども、その後、やはり生産者の要望だとか、あとはやっぱり加入率とかという形の中では、今の現行のアメリカの保険制度は、作物別ということもありまだけれども、九割を、足切りした中での補填率になっているというふうに聞いておりますので、その辺も含めて、我々はやはりナラシ対策と同じような形の中でそういった制度に改正していただきたいなというふうに思っております。

いろんなパターンの経営があるんですけれども、その中でも、やはり我々収入を一つとしてやっていくという形のこの導入なんですけれども、私たちとしては、本当を言えば、米なら米、大豆なら大豆、そういった個別のきちつとしたセーフティーネットを確立した中で私たちが選択できるような、そういったのがやっぱり一番いいなというふうに思っております。

あと、四番目の支払基準と支払時期についてというところでございます。

基準収入は過去五年の直近となっていることから、右肩下がりに毎年下がり続けた場合、セーフティーネット機能が失われかねない仕組みになるかもしれません。そういった部分でいくと、先ほ

ども言ったように、きちつとした下支えのある制度の中でやはりこれを導入していただきたいなということがまず一点。

それと、昨年、北海道は特に災害年ということ、四つの大きな台風の中で大きな被害を受けました。そういう中では、ここにいる委員の皆様方のお力を借りながら、今やつと八割強復旧しました。ただ、あと、また次年度になつてもそこに作付けできないという方もいらっしゃると思います。そういった意味では、災害年をどうするのかということでございます。

でも、収入保険の基礎的なものというのは、該当になるときで、何というか、やっぱりあるとやっぱり災害年。それとか、もう一つはやはり市場が暴落したときですね、価格が。もう一つは、やはり契約していた相手方、それが倒産するだとかいつて入らないだとか、いろんなパターンが多分考えられます。その中の一つの災害なんですけれども、ただ、私たち農家にしてみれば、例えばその災害年というのは大きく下がります。だけれども、また次の年も、先ほど言ったように、農地を全部持つていかれて、復旧するまでには、元に戻すまでには私たちは五年掛かるというふうに思っています。やっぱりそういう形の中では、その減収分をどう見るのかということも含めて、災害年についてはきちつとした考えの中で、直近の五年からはやはり省いていただきたいなというのが私たちの考えでございます。

また、先ほどから言っている経営の下支えというところで、七千五百円の直接支払交付金の廃止ということについては一定の理解はしましたけれども、ただ、地域にとってはその七千五百円というのがすくやっぱり効果があったと。というのは、やはり地域政策として、そのお金によって土地を購入したり、また機械の更新、新規に買ったりといたところの中で、やつぱりお金が還流した中で地域はすくある程度潤ったという形でございいますので、やはりそういった機能を發揮して

いたいただきたいということ、米は特にそうなんですけれども、私たちの試算では、共済プラス、ナラシと、あわせて収入保険、単作の場合はどうなのかという計算をしました。三割下がらなかつたら多分収入保険の方がメリットがないという試算が出ましたので、いや、今、米の部分でいくと三割も下がつたら大変なんですけれども、そこまで下がるのかなと。それによつて、収入保険のメリットがどうなのかなということもやはり今疑問視しているところでございます。

最後に、高橋参考人もお話しされましたけれども、やつぱりこれ初めての制度なので、いろんな多分問題も出るかなというふうに思っております。全段階においていろんなお話ししました。問題点もお話をしました。そういう中で、やはり生産者のための保険であるのであれば、加入促進、また改善点や、制度のスタート後のいろんなやはり不都合な問題点が発生したときには、毎年でも見直しできるような形の中でやっていただきたいなと、やはり臨機応変に対応するといったようなことを求めたいというふうに思います。

本日は、このような意見を述べる機会を与えていただき、誠にありがとうございます。この改正されるであろう農業災害補償改革法案が農業者にとつて経営の安定に大きく役割を果たすような、そういった制度になることを望みまして、私の意見陳述といたします。

ありがとうございます。

○委員長(渡辺猛之君) ありがとうございます。次に、山川参考人をお願いいたします。山川参考人。

○参考人(山川秀正君) ただいま御紹介を受けました農民運動北海道連合会の委員長をしております山川秀正といたします。

まず、自分の農業経営の話から始めたいと思いますけれども、私自身は、一九七一年ですから四十六年前に就農をいたしまして農業経営をやつてまいりました。私の住んでいるところは十勝管内

の音更町、北海道の畑作地帯の中心地ということ
で、そこで畑作経営と野菜の複合経営をやつてい
ると、そういうことであります。

共済制度については、私自身、先ほど高橋参考
人のお話を聞きますと、当然加入の米麦が始まっ
たのは昭和二十二年、私どもは畑作の中心地です
から、私が農業を始めたときには畑作共済制度は
ありませんでした。昭和四十九年、一九七四年に
畑作共済制度がスタートして、そのスタートとい
いますか、一九七四年には試験共済でありまし
た。五年間試験段階を経て本格実施と、その試験
段階から畑作共済に加入をして、当然、今お二人
からお話がありましたとおり、制度の内容の改善
等々をそれこそ農民として求めながら農業を続け
てきたと、そういう状況でございます。

去年は非常に、何といいますが、今お話ありま
したとおり、相次ぐ台風の襲来、それから天候不
順ということで大変な年でした。この大変な年を
乗り切れたのは、取りも直さず共済制度、農作物
共済と畑作共済、そしてナラシ対策があつたから
であります。

それで、私の、自分の経営を基に収入保険とど
んな状況になるのかということをちよつと比較し
てみたいと思つて、付け焼き刃で比較をいたし
ました。去年、先ほど言いましたとおり、被害を
大きく受けたということもありまして、共済金
等々の支払のない時点での収入は三千三万二千円
と、約四十ヘクタールの経営ですから十アール当
たり八万円を切つてしまつた。しかし、畑作共
済、麦の共済、ナラシ対策、それぞれ、畑作共済
が六十五万四千円、麦共済が三百四十七万六千
円、ナラシ対策百七十七万七千円、これを合計しま
すと三千五百八十六万九千円ということ、下に
この五年間、昨年を含まない、五中五の平均数字
も含めてということに載せてあります。二
〇一五年が四千五百二十三万円、これは史上最高
の大豊作ということでありました。それで、五年
前が、二〇一一年が三千五百三十五万円という形
で、これを今収入保険制度で言われている五中五

で平均しますと、三千七百六十六万四千円なん
です。

それで、ちよつと収入保険と比較をしようとい
うことで、今言われているように、私ちよつとこ
で大きな計算の間違ひをしたというか、収入保
険を過大評価したと言つたら怒られるんですけど
も、収入保険はその五中五の平均収入の九〇％
を引き受けるということですから、収入保険で引
き受けるのは三千三百八十九万七千円、それでそ
の九〇％引き受けたうちの九〇％支払をする。と。
九九の掛け算の一番最後、九、九、八十一です
から、そうすると三千五百七十七万七千円にしかなら
ない。去年みたいな大災害を受けて単純に比較させ
ていた、だましました。去年、現行制度では三千五
百八十六万九千円、収入保険、今の制度設計でス
タートしたとしても三千五百七十七万七千円とい
うことで、その差額は五百三十六万二千円というこ
とで、非常に、何といいますが、現行の共済制度
の方が収入保険よりも私の経営には合つてい
る、畑作地帯にも合つていふに率直に申し
上げておきたいと思つています。

そうした点から、三つの点について、私は意見
を述べたいと思つています。

一つは、収入保険制度、農家の減収をカバーで
きない。昨年、北海道への四つの台風の襲来で、十勝で
も甚大な被害を受け、畑作物も大幅な収量が減少
しました。しかし、この被害で離農に追い込まれ
る農家はほとんどいませんでした。これは、現在
の農業共済制度が発動され、減収分の九割を補填
するナラシ対策があつたからであります。その面
では現行制度に感謝をしております。

現在の共済制度は、小麦、バレイシヨ、ビー
ト、大豆など作物ごとに基準が決まられ、その基
準よりも減収となつた場合、作物ごとに発動され
ます。例えば、小麦とバレイシヨは年並みだつ
たがビートと大豆が被害を受けた場合、小麦やバ
レイシヨの収量に関係なく、ビートと大豆の分
については共済金が出るということになっておりま
す。

して、ナラシ対策は収入全体の減収分の九割を補
填しますので、最大九九％を補填することになり
ますので、近年天候不順が続く中で、畑作農家を
営む上でセーフティーネットの役割を果たしてい
ます。

しかし、今審議されている収入保険制度は、九
割補填といいますが、実際には九割の補填を力
バーする制度設計ではありません。最大で八九
％、多くは八一％にしかありません。現在の農業
共済制度とナラシ対策よりも補填が下がる仕組
みをなぜ導入しなければならぬのか、私たち農業
者も農協も、そして地元共済組合も、誰も望ん
でいないのではないかと、こう考えます。

十勝や北見・網走地域の多くの畑作農家は、収
入保険に加入するよりも現行の農業共済制度とナ
ラシ対策の方がいいと言つております。網走地域
の清水農協のシミュレーションでは、どの農家
も収入保険に入らない方がいいということになつ
たものであります。しかも、補填基準は五年の平
均となつていますので、これまでの上と下を除い
たものではないために、損害や価格下落で減収と
なつた場合、どんどんと基準価格が下がることに
なつてまいります。

二点目、負担が増えること。

ナラシ対策があることで、北海道は、昨年、小
麦が減収となりましたが、補填が発動され、今年
に入つてからの入金でしたが、大変助かつていま
す。

このナラシ対策は、私ども農業者の負担が二五
％、残りを国が持つていた、だいております。こ
ろが、収入保険制度では、積立分には二五％です
が、保険分、いわゆる掛金での負担は五〇％とな
りますので、掛金は増えて補填は減少されること
になる。二重の減収となるということであり
ます。今、稲作や畑作農家にとって全く安心でき
る制度ではないと思つています。

ただ、農業共済制度やナラシ対策の対象外と
なっている果樹や価格安定対策に加入できない野
菜などにとつては、新たな制度ができるので助か

ると思つています。したがつて、現行の制度対象外の
農家が入れる制度として一定の安心感をつくるこ
とにはなると考えております。

ですから、現行の農業共済制度とナラシ対策は
そのまま維持して、その対象外になつていいる農業
者に限定した収入保険制度にすべきではないかと
考えております。

三点目は、加入者を限定すべきでない。

収入保険制度の加入要件は、青色申告に限定さ
れております。その理由は、帳簿の信頼度が高いと
いうものですが、白色申告も現在記帳が義務化さ
れており、帳簿の信頼度という曖昧な根拠では、
白色で申告している農業者を脱税しているかのよ
うな印象を与え、国が言うべき発言ではないと考
えます。農業者を差別するような政策はすべきで
ないと思つています。

農水省は、収入保険は二割から三割の農家が加
入すれば十分だと私どもが三月にレクチャーを受
けたときに述べておりましたが、国は、農業所得
向上ということで、これまで七本の農業競争力関
連法案を提案し、可決してきました。所得向上に
つながらない農業保険法、収入保険制度をあえて
導入する意味が全く分かりません。近い将来、国
内の農業者は、現在の農家戸数の二割から三割ま
で減少しても構わない、そういう視点での発言な
のでしようか。

現行の農業共済制度とナラシ対策を維持すべき
だと考えます。収入保険制度が導入されたら、共
済金の掛金が増え、補填は減少され、農業共済が
後退するのではないかと多くの農業者の不安
に率直に応えていただきたいと思います。現に、
農作物共済の当然加入や無事戻しの廃止などが既
に提案されております。現行制度よりも事実上所
得が減少する制度が必要だということができるの
か、甚だ疑問であります。

したがいまして、現行制度対象外の農業者が安
心して営農できる制度に限定すべき、収入保険に
ついてはこういう意見を述べさせていただきます。

大変どうもありがとうございます。
○委員長(渡辺猛之君) ありがとうございます。

以上で参考人からの意見の聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山田俊男君 座ってやらせていただきます。

大変、お三方共に、新しい、私にとりましては発見といえますか、びつくりさせていたいただいたところであります。それぞれありました、とりわけ中原さん、山川さんありました、これらのことについて、農業共済の仕組みとナラシの仕組みで、それはもう相当程度ちゃんとカバーできているぞと。

一方、それで収入保険を入れてみたって、というのは、共済入ってナラシ入っていたら、収入保険入れないんですよ。ですから、そう考えてみますと、御両所にとりましては、収入保険の値がないぞというふうに今日は聞かせていただいたかというふうに思うんですけれども、明後日また質疑の時間がありますので、それはそれで、これらのことを率直に意見交換させてもらおうと、こんなふうにしております。

ところで、いいですかね、簡潔にします。高橋さんに、ありがとうございます、これまでも、農林水産行政なり、それから、さらにまた、この大事な農業共済の仕組みをずっと見てきていたのだいた次第であります。そういう面からすると、大変仕組みも含めてよく御存じだというふうに思います。ですから、高橋さんから見ると、余計、本日の中原さんなり山川さんの御意見は驚かれたんではないかという気がするんですね。

一方、高橋さんのところの、これからの、全国連合会を含めまして、一県一組合へ合併する、さらには、全国連合会はいろんな形で機械化も含めた体制刷新なり仕事の仕方を変えていくというふうにおっしゃっているわけですが、そしてその一方で、これまでの、農業共済、災害対応にとどまら

ず、農政を担う組織として発展していくことも述べていただいた次第であります。

そういうことなんだろうというふうに思うんですが、心配は、やはり農業共済が果たしていた地域に根差した取組と、もう一つは、多分間違いなく収入把握、全体の収入把握を中心としながら、それこそパソコンや電子的取引で場合によつたら物事が決まっていかなければならないこととの間のギャップをどんなふうに埋めていかれるのか。

今御案内のとおり、農協や全農も含めて大変な改編が求められてきた。農協は、農業共済組合とずっと連携しながら地域に存在する組織として活動してきたというふう思うんですけれども、どうぞ、両方の組織が共に今後ともどんな形で発展して、地域や農業者に役割を果たせるのかということをは非きちつと描いた上で仕事を展開していただけたらと、こんなふうに思いますので、感想をいただけたらと思います。

○参考人(高橋博君) 今、山田先生の御指摘ですけれども、やはり今回の制度改革に伴いまして、私も農業共済団体としては、自然災害に対する対応だけではなくて、価格低下も含めましたセーフティネット、どちらかを提供する立場になるわけでありまして、当然のことながら、単に農業共済だけの仕組みではなく、個別の作目ごとの様々な行政施策も含めてきちんと把握をした上で農家に対してどちらを選んでもいただくかを推進する形になります。

その際、JAあるいは農業委員会、そうだけれども、この方々は、積極的に農産物の販売支援を更に自分たちがまた主役となつてやっていく、より一歩前に進んでいく、そういう役割でサービスをしていく農業団体であったり、農業構造改革を推進する推進委員としての役割をされていくわけ、そのところの下支えのセーフティネットというところで、基本のところは押さえますが、やはり全体の政策を今回は更に私も農業共済団体としては把握をしていくということ、より良い意見交換ができるんじゃないかというふう

思っています。これは青申の問題も含めてでございます。

○山田俊男君 大変ありがとうございます。

中原さん、さすが活動家の中原さん、そしてまた、農民組織の役割も持っておられて、議会もやっておられる、大規模経営もやっておられると、直売所なんかも運営されたりして、やっておられるんじゃないかというふうに思いますから、事業家としても大変な存在であるというふうに思います。

そして、ましてや、私は本当にうれしいことは、今日のことがあったというだけじゃなくて、仲間の多くの皆さんと一緒にちゃんと議論していただいて、その上で加入要件や手続や掛金や支払基準なんかについてもこうして的確におっしゃっていただいたというのは本当に有り難いというふうに思います。

ただ、中原さん、現行の共済制度とナラシの維持は必要だと、こうおっしゃっていただいた。これ、維持したら、維持したらと言っただけで、維持しないんだけど、収入保険に入る人いなくなっちゃうわけよね、要は一緒に入れないから。どうぞ間違ひなく、現行のナラシに比べてメリットが少なくないとおっしゃっている収入保険、先ほどもおっしゃっていただきましたが、どうぞ、内容をどんなふう改善したらいいの、今日だけにどまらずに、今後の展開、地域での活動や事業展開の中で、この改革と良いものを実現していくという、それを是非是非御提案いただいたらというところで、お願いします。

○参考人(中原浩二君) 山田先生、どうもありがとうございます。本堂にいいお言葉をいただきました。

私も、やはり農業経営者として、十二名の社員だとか、研修生も含めて、その人たちの生活がやっぱ懸かっています。そういった意味では、一生懸命やはり農業について勉強しながら、経営も含めて頑張っていかなきゃいけないというふう

に思っています。

その中で、今回、収入保険の関係なんですけれども、今お話をしたように、いろんな方の意見を聞きながら今日発言をさせていただきました。そういう中で、私だけの経営を少し、先ほど山川参考人もありましたけれども、少し試算をしたんですけれども、実は私は、よく農水省の方から言われているように、リスクを回避する経営をしないさいよと、特に法人ならというふうに言われています。

そこで、私の経営というのは、米あり、飼料米あり、小麦あり、バレイショあり、てん菜あり、大豆ありと。そのほかに、和寒町で作付けの一番多いという、全国で一番多いというカボチャ、十四ヘクタール。それから、北海道は冬が、通年雇用では大変なので、越冬キャベツという冬出しのキャベツ、雪の中から掘っていくキャベツも五ヘクタール作っています。そういう中で、十二名の仕事確保でき、きちつとした雇用につながっているのかなというふうに思っています。

その部分の共済の試算をしてみました。それだけの面積によつて、引受単収だとか、それによつてのいろんな計算あるんですけれども、実際に私、二十九年年度、共済の掛金プラス賦課金等々でいくと、今の品目で六十万四千円ほどお支払いしています。なおかつ、ナラシの部分なんですけれども、積立てなんですけれども、これも三十五万ほど積立てしながら、これは積立てということですから置いてあります。私の経営ですけれども、なかなか言いづらいんですけれども、九十万ほど、一%だったら支払しなきゃいけないかなというふうに思っています。

だから、先ほど山川参考人が言われたように、プラスアルファは、私は直売所の中で、二十品目ぐらい作っています。だから、私としては、米だとか麦だとか、そういうものについては共済に入りたいです、今までの現行の。ただ、野菜ですね、今作っているのはトマト、ミニトマト、ピーマン、ナンバン、シシトウ、ナスだとかという、

本場に二十種類くらい作って直売所の中で売上げを上げて頑張っていますけど、そちらの方がやはり市場動向が大きいので、そちらの方が入りたいんですよね。だから、やっぱり我々農業者としては、選択制を持って、品目ことも含めてそういう仕組みにしていきたいというのが一番ベストだと思います。

そんなことも含めて、私は、収入保険は反対じゃないです。ただ、今言ったいろんな問題、先ほど言った災害の問題とかいろんな問題を一つ一つやはり丁寧に説明しながら、またそこに対して現場の意見を聞いていただいて、そこで一つずつ修正しながら、すばらしいやはり経営のセーフティーネットとなり得る、礎となるような保険にしていきたいなということをお願いして、私の答弁にさせていただきます。ありがとうございます。

○山田俊男君 ありがとうございます。

中原さんがやっていけないから、全国どこでもみんなやっていけないから、だから、是非やっていける仕組み、どんなふうにするかというのは、どうぞ提言いただいたり、我々もまた頑張ります。

山川さん、ありがとうございます。時間がもうないので、恐縮です。山川さんからいただいたこの意見をあさつての農水省に対してきちっと質問して、今後の対応をやつぱり迫りたいというふうに思います。

どうもありがとうございます。

○徳永エリ君 民進党の徳永エリでございます。

三名の参考人の方々、それぞれのお立場から御意見、また収入保険、それから類似の制度について御要望もいただきましたことに感謝を申し上げます。

衆議院の審議の中でも、今国会で審議された八法案の中でこの収入保険だけは規制改革推進会議主導ではないという話がありましたし、今日もそんな話がありましたけれども、私は、農協法の改正のときを思い出しますね。あのときに在日米

国商工会議所からの要望というのがありまして、郵便局の次は、それこそ信用事業だ、農協の共済だ、共済事業だという話がありまして、果たして、そういうことを考えると、これからどうなっていくんだらうという不安な気持ちもありますし、そして、やはり非常に現場の皆さんから評価も高いということで、共済事業を縮小させるようなことがあつてはいけないと、むしろ充実させなければいけないんじゃないかということに改めて感じておりまして、民進党は今回、修正案を出して、この収入保険には賛成しているんですけども、ちよつとどうかという気持ちになつてまいりました。

山川参考人から先ほどお話がございました。収入保険、類似の制度を比較されて、メリットがないと、自分の経営には合わないというお話でございました。今審議されている収入保険制度は、九割補填といながら実際には九割の補填をカバーするような制度ではない、最大で八九割、多くは八割にしかありません、現在の農業共済制度とナラシ対策よりも補填が下がる仕組みをなぜ導入しなければならぬのか、私たち農業者も農協も共済組合も、誰も望んでいない制度ですというお話がありました。そしてさらに、現行の制度対象外の農家が入れる制度としては、一定の安心感を与えることになるだろう、ですから、現行の農業共済制度とナラシ対策はそのままにしておいて、その対象外になつていない農業者に限定した方がいいと思います。そのとおりと、私も実はお話を聞いていて思いました。

いわゆる現場の声なんだと思います。相当この収入保険には、いろいろ自由貿易の問題もありまして、米なんかはこれから価格が下がつたらどうしようという不安もありまして、農家の皆さん、期待をしていたんだと思うんですね。期待外れというような声だつたと思いますが、中原参考人や山川参考人のお話を受けて、高橋参考人、今どのようにお感じになつていらっしゃるか、お伺いしたいと思ひます。

○参考人(高橋博君) 中原参考人あるいは山川参考人の農業の互恵、やはり北海道におけます大規模畑作地帯における典型的な農業経営だろうというふうには私は解釈しております。

私もが実施しております畑作共済、これは先ほどちよつと経緯を説明いたしましたけれども、昭和四十九年ですけれども試行を行いました。五年間の試行期間の後、本格実施しております。そのときの基本的なモデルというのは、やはり北海道の大規模畑作ということに相当程度勘案したモデルで設計をしております。

したがって、現行の農業共済の中で、この畑作共済というのは、北海道における、何と申しましようか、農業経営の中を想定をした、もちろん九州、沖縄のキビとか、そういった意味での府県の畑作もあるわけでありまして、やはりこういうようなものを想定をしてきた現実があるのかと思ひます。

さはさりながら、逆に、それではほかの府県はどうか、あるいは道南ではどうかということになりますと、畑作はピートや何かもやっているかもしれないけれども、そこに野菜が入つてきていると。あるいは、さらに、空知、上川の一部の米の状況と、それから、いわゆる水田の畑作、水田大豆、水田ピートみたいなところ、そういうような転作のところの農家の状況は、今申し上げたような十勝とかあるいは網走とか、そういうところとはまた違つてくるんじゃないか。

今回の制度は、あくまでも畑作共済はきちんと残しますし、それからナラシも残る、その中で当該農家にとつてこの収入保険がいいのか選んでいただくというわけで、それで、典型的に、畑作共済プラス、ナラシの方がよければ、引き続き私どももそちらを推進をするという形になるわけだと思つておりますので、私どももいたしましては、農業共済として新しい農家に対するセーフティーネットのツールができた、手段ができた。そこはやはり、例えば、先ほどもございましたけれども、従来この共済の災害対策のネットワークから

外れてしまつて農家さんもおられるわけですから、そういったような人たちは今まで対象外だったと、これが生産額で四十何%もあるとするならば、そういった人たちに私どもはきちんと提供をしまひたい。そこは農家にきちんと説明した上でお願いいたたく。

これ、今度の収入保険が導入されたからといって既存のものがなくなつてしまふということではないというふうにも思つておりますので、そこをきつちりやつてまいりたい、そういうふうにも思つております。

○徳永エリ君 それぞれ農家、経営形態も違ひますし作っているものも違ふと。そして新しいチャレンジという話も出てきておりますので、何を選択することが自分の経営にとつて一番いいことなのかということ、この選択は本当に難しいと思ひますので、正しい選択ができるようにしっかりと説明なりいろんなシステム設計なりしていただきたいということをお願い申し上げます。

そして、この農業共済でありますけれども、これまで米、麦が当然加入だった、これが任意加入になるわけでありまして、これで加入する人が相当減るんじゃないか、そういう部分からも本場に共済大丈夫なんだろうとかという声があるんですけど、その辺りをどうお考えなのかということ、それと、これまでの制度も試行期間というものが五年間というお話がありましたけれども、今回は事業化調査から二年です、僅か。最初は民間の会社がやろうとしていて、何度か報道されて、えつ、ここがやるのかという話もありましたけれども、それがやつぱり民間は難しいということ共済でという話になつたわけでありまして、ですね。

ですから、本場にこの制度設計に時間もなかつたし、そして試行期間もなかつた、こういう部分のやつぱり問題を私はすごく強く感じるんです、その辺りは高橋参考人、どうお考えでしょうか。

○参考人(高橋博君) 加入率の減少につきまして

は、冒頭申し上げさせていただきましたとおり、やはり私もこれについては相当心配しています。ただ、今回、前回の法律改正の際にも既にこの当然加入制の是非ということが御議論をされた上で、その後の様々な情勢変化の中で今回は任意になったことだろうと思っております。

ただ一方で、当然加入制とは申しまして、当然加入制の適用対象農家というのは一定の作付け規模、これ都道府県によつてちよつと基準違ひますけれども、それ以上の作付け規模をしている農家が当然加入ですが、それ未満の農家は実はもう既に任意加入です。

全国で見てもみると、今の農作の共済契約の四分の一はこのような任意で入つていただいている方です。このような方々は当然加入に入っているわけでも何でもないわけですから、そういう人たちに對して、今まで共済としていろいろと農家と一緒に取り組んできた、そういうことを、当然加入がなくなつてもそういった農家と一緒にこれはそれだけの実績を持ってきたということを進めてまいりたいということで、何とかこの当然加入に対する懸念を払拭したいと思つています。

それとあと一点、国にもやはりクロスコンプライアンス、冒頭申し上げたようなもの、やはり自助ということに対する一つの備えというものをクロスコンプライアンスの形で更に促していただきたいというのが一点であります。

それからもう一点、事業化調査の關係で申し上げました。確かに、過去五年、私今申し上げましたけれども、五年の試行期間で園芸とか果樹あるいは畑作は行いましたけれども、あれはやはり対象品目がある程度決まつていたということだったと思います。今回の場合には、その対象品目ももうありとあらゆる作目まで、畜産の一部を除きまして拡大をいたしました。そういったと、典型的な、試行調査をやつたときのように、先ほどの畑作じゃないんですが、ここで集中的にやれば全体像が分かるみたいなところもなかなかできなかったのではないかなというふうと思つておりま

すことと、やはり五年ということを制度までの間に掛けられるお時間があつたのかなというところは、ちよつと私としても現在の状況が大変だなと思つております。

○徳永エリ君 これから施行された後にいろんな問題点が出てくるかもしれないということでございますので、しっかりと現場の声を受け止めて対応していただきたいということを改めてお願いしたいと思ひます。

今日の日農新聞の「論説」にも書かれておりましたけれども、衆院での審議で幾つかの問題点が浮き彫りになった、最大の論点は下支え効果が十分かどうかだ、過去五年の平均収入を基準とすることから、価格下落で収入が下がり続けることと基準となることを懸念して岩盤対策の必要性が指摘されたということでありました。やはりその岩盤対策というのは非常に重要だと思ひます。

私たちは、やはり戸別所得補償制度、これが非常に重要だと思つています。民主党時代に戸別所得補償制度がつくられた目的は、販売価格が生産費を恒常的に下回つている作物を対象に、その差額を交付することによって農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もつて食料自給率の向上と農業の多面的な機能を維持するということでありました。当時、自民党の皆さんにはばらまきだ、ばらまきだとやゆされましたけれども、その後、現場からは大変評価が高かつたということは皆さんも御案内だと思ひます。

米の直接払い交付金、今年度で廃止されるというところでありますけれども、中原参考人にお伺ひいたしますが、改めてこの戸別所得補償制度、これに対する評価、それから十アール七千五百円、これがなくなることに今後の懸念、お伺ひしたいと思ひます。

○参考人(中原浩一君) ありがとうございます。今言われた戸別所得補償というところで、当時一萬五千元、それから七千五百円という期間、その間、やはり先ほどもちよつとお話ししましたけれ

ども、米に対する岩盤的なものの差額補填ということについては、本当に我々、経営として考える部分ではすくなくやばり役立つていたという形の考えが一点。

それと、先ほどお話ししたように、地域にとつてはやはりすごい地域政策として役立つていたと。先ほどもお話ししましたけど、この部分の財源というのを、やはり担い手などは土地の購入、また、地域は本当に皆さん御存じのとおり高齢化でなかなか土地に關しての借り手がいない中で、頑張るんだぞという担い手がその財源を確保しながら次の投資をしていったという、そういった部分では本当に地域政策としては役立つていたなというふうに思つています。

三十年から国も生産配分をやつぱりしていかないと、それを地域の再生協なり任せた中で、私たち米農家としてもすくなくやはり不安があります。ここ二年、国が言っている生産数量を下回つたんだと、これからそういう傾向へ行くんだという意見もありますけれども、実際に生産調整の配分をしなくなつたときにどつちに転ぶのかというのが本当に不安です。

そういった中で、こういったような直接支払みたいな下支えをきちつとやつぱり取つた中で今回の収入保険の導入に当たつていただきたいなというふうに思つております。

○徳永エリ君 この米の直接払い交付金が廃止されることによって農家の皆さん今後どうなるのかと、いろいろと不安な思ひがあると思ひます。

今年度の予算で七百十四億円ということでありますけれども、この七百十四億円をどこに仕向けるかという議論がいろいろされておまして、収入保険という話もちよつと聞かえてきたりしておりますけれども、稲作農家の方々にとつてはどういうふうにかこれらに対応していつてもらいたいというふうにお考えなのか、お伺ひしたいと思ひます。中原参考人。

○参考人(中原浩一君) 今、徳永委員から言われたように、やはり水田を一つの経営体としてやつ

ている農家の方々は、今その七百十四億の財源がなくなるによつて、先ほど私がお話ししたような地域政策も含めてやつぱりいろんなこれから不安が起きてくるという形の中で、やはりその七百十四億の財源を、私たちも汗をかいてきちつとその地域の特徴を生かしたそういった作物体系の中でやつていくと。米には付けられない形ですけども、実際には地域として、その地域の作物も含めて戦略的にそのお金を地域再生協議会などに裁量を持たせてやつていくという、そういったやはり形がいいんじゃないかなというふうに私たちは思つております。

○徳永エリ君 じゃ、時間がないので、最後に山川参考人にお伺ひいたします。

やはり農家の皆さんにとつては、安心して経営を維持していくと、安定ということが何よりだと思ひます。この収入保険にもそういう期待があつたんだと思ひますけれども、改めてこの制度を見ておられて、どの点が問題で、どういうところをもう少し意識してもらいたいという御意見があれば最後に伺ひたいと思ひます。

○委員長(渡辺猛之君) 山川参考人、申し訳ありませんが、時間が来ておりますので、簡潔にお願いいたします。

○参考人(山川秀正君) はい。

収入保険、一番やつぱり私は、さつき皆さんから発言あつたとおり、岩盤という部分で生産費を償うというところをどう担保するかと思つています。

お米の場合、過去二十六年間で生産費調整をやつて販売価格が上回つたのは僅か八年だけと、まさしくそういう逆転現象。だから、先ほどから皆さんから指摘があつたとおり、どんどんどんどん価格が下がつて売上げが落ちていつて、収入保険、それではセーフティネットにならないというの私は率直に思つていますし、もう一点は、やつぱり差別を持ち込まない。先ほど、是非、今の畑作共済や農作物共済でカバーできないところを重点に対象にするんだというふうなお考えもあ

りましたけれども、これは取りも直さず、青色申告をやっていない人たちなんですよ。ですから、そういう意味では、やっぱり白色申告をやっている人も当然今記帳の義務がスタートして、もう二十年近くたとうとしていくわけですから、そういった点では、そこに差別を持ち込まないで、農業者がたつた加入できるんだという制度にきちっとすべきだというふうに考えます。

以上です。

○徳永エリ君　ありがとうございます。終わります。

○竹谷とし子君　公明党の竹谷とし子でございます。

三人の参考人の方々には、貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。

〔委員長退席、理事山田修路君着席〕

同僚議員が質問をさせていただきまして、更に議論が深まってきたというふうに感じておりますけれども、まず山川参考人に、今の徳永委員の質問に重なるところでございますけれども、白色申告も対象にするべきであるという御意見がございました。これは私も午前中の対政府の質疑の中でもなげ駄目なのかということについて質問させていただきました。ただいたんですが、ほかの農協の方々には伺いませんでした。収入だけ見るのであれば白色でいいじゃないかということでありましたが、在庫に持っていたときにそこが恣意的になつてしまつてはいけないというのが農水省の答弁であつたわけでありまして、この青色申告というの、また簡易なやり方といつても結構な作業になるというふうに感じております。

山川参考人、これ、青色申告、皆さんにやつていただくに当たってはどんなことをしたら支援になるんでしょうか。今、白色をやっている人はもう諦めてしまふようなものでしょうか。ちよつと現場の御意見伺いたいというふうに思います。

○参考人（山川秀正君）　率直に私のそうしたら感じることを述べたいと思います。

税金、私自身も農民運動に高校卒業以来関わつ

て、当初から税金申告、皆さんと一緒にやつてまいりました。圧倒的に長い期間は白色での申告でした。今現在は青色申告ですけれども、白色申告が、何といひますか、在庫とか、要するに取れた分で販売してないものを、何というの、きちつと把握できないんだ、だから駄目だということなんですけれども、逆に言えば、簡易な青色、現金主義でやつている場合については、在庫まできちつといたしますか、その年その年の売上げで計算をします。ですから、昨年取れたものを今年売った場合には今年の申告に計算をするという形での簡易な現金主義での青色申告は今現在行われていると思うんですよ。

〔理事山田修路君退席、委員長着席〕

当然、だから、白色申告の部分でも記帳の義務化がされて収支内訳書の提出があるわけですから、在庫で抱えていた農産物をそのままどこかに隠してしまうなんていうことはあり得ない。当然、それは販売して現金化して農業経営の役に立っている、生活の役に立っているわけですから、そういった点でいえば、現金主義を取つて、その年その年の収入をきちつと把握するということが担保できれば、青色と白色と差別する必要は私は率直に言つてないと思いますし、今現時点でも青色申告じゃなくて白色申告で頑張っている人も大勢いらつちやいますし、私自身も、青色申告は今のところ専従者給与を支払うというメリットがあるから青色申告を選択していますけれども、その必要がなくなれば、例えば自分のところで一緒に農業をしている人間が減つたりして、例えば私一人が農業経営者になつたら青色申告をやっているメリットがきつとなくなつて。ですから、そのときには白色に戻ろうと思つていますけれども、ですから、そういった点では、税金の申告の仕方は青色と白色と両方あつて、それを選択することを今の税制度が認めているんですから、そこに差別を持ち込むこと自体私はやつぱり断じてやめべきだということをお私に考えています。

以上です。

○竹谷とし子君　ありがとうございます。

山川参考人にもう一点。今回の収入保険制度について、現行の農業共済制度とナラシ対策はそのままとすることで高橋参考人からも先ほどありましたけれども、そうであれば、その対象外になっている農業者が利用できるのであればそれはそれでいいのではないかと御意見ということに合っていますでしょうか。

○参考人（山川秀正君）　全くそのとおりでございます。現行でやつぱりセーフティネットに加入できていない農業者の皆さんを救う、そういう制度として収入保険を活用する、そのことは私は可能だと思ひますし、ただ、一番懸念しているのは、今、中原参考人も発言しておりましたけれども、収入保険制度と選択制になつて、結果的に収入保険の方に重点を置きたいということになれば、そつちには国の支援を厚くするけれども、現行の農済制度の支援についてはだんだん薄くなつていく、そういう懸念が私一番心配しています。そのスタートがどうも当然加入だつたり無事戻しの廃止だつたりというふうに見えるんじゃないんですけれども、そういった点でいえば、二つの制度を両立するように、手厚く両方とも守り続けるんだという、そこが私は是非担保してほしいなと思ひます、収入保険制度をスタートさせる上では。

以上です。

○竹谷とし子君　貴重な御意見ありがとうございます。

中原参考人と高橋参考人に伺いたいんですけれども、先ほど中原参考人から、今農業共済やナラシに入っている部分についてはそれはそれで助かっているのはいんだけれども、その対象にならないうのがあるの、そこがもし何らかの対象になるのであれば助かるという御意見であつたかというふうに思ふんですけれども、今、割合的には売上げベースでどれぐらいが対象になつていないのでしょうか。まず中原参考人に伺いたいと思います。

○参考人（中原浩一君）　ありがとうございます。

率直にお話をすると、多分該当にならないのがやつぱり四割強あります。先ほどお話ししましたように、私もリスク回避という意味で、やつぱりいろんな作物を作ることによつてリスク回避ができる。一作物がやはりその時期によつても雨に当たつたりいろんな部分で駄目になつてもほかのものがあるという、そういった中でやはり経営をきちつと安定的なものにさせたいということですから、だから、逆にいえば、そういうことをやっている経営体の人たちは、多分、申し訳ないけど収入保険に入りづらかな。ただ、先ほど言つたように、品目ごとにきちつと選べるのであればそれはすぐメリットがあるので、現行の共済、ナラシの対象外の作物については収入保険に入りたいなというふうに思ふと思います。

○参考人（高橋博君）　中原参考人が言われたベースだと思ひます。たしか農林水産省の推計の中で、農業の全体の粗生産額の中の五十何％が農業共済の対象作物の生産額というふうなことだつたと思ひます。ただ、個々の農家にとっては、特に複合経営農家はいろんな作物をやつておられますので、当該農家の一部は共済入つていて、今の中原さんじゃないですけど、同じ農業経営の中で入っていない作物というのがどの程度あるのかちよつと私もよく把握はできておりません。

ただ、いずれにしても、今回の収入保険の場合に、既存の、ともかくこれまでの価格対策なり収入変動対策と共済の仕組みをするのか、今度の収入保険という前提の中で、掛金がまだちよつと最終のところ出ておりませんけれども、そういう中で収支、どういうふうに見るのかというのをやはり個々の農家にきちんとこれはもう説明して選んでいただくということだと思ひます。

あともう一点、山川参考人が言われた中でちよつと気になつておりましたのは、今の収入保険よりも共済がいいということであれば、当然のことながら共済の方を今後とも選ばれるだろうと思ひます。そうすると、じゃ、共済の母集団が減るということではなくて、逆に言えば、収入保険

の母集団は、今申し上げたように、これまで対象になっておられなかったような方々にどんどんまたきちんと説明して入っていただくようなことをやって、これはこれで四十何%も入っておられない方がおられるわけですから、そこでまた母集団をつくっていくということも非常に重要ではないかというふうに思っております。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

高橋参考人に続いて伺いたいんですけれども、今おっしゃられたような、農業者に対してシミュレーションをしてコンサルティングを行っていくような、そういう役割がこれから農業共済連合会さんの方にもお今まで以上に求められてくるのだというふうに思っておりますけれども、それについてどのようにお取組をされていられるのか、伺いたいと思います。

○参考人(高橋博君) 先ほど申し上げましたとおり、今回、収入保険が導入されますと、当該農家の個々の本当の経営にとって、既存の政策のパッケージがいいのか、収入保険という新しい政策がいいのかを最終的に選んでいただきます。これを両方とも、農業共済にしましても収入保険にいたしましても、農業共済団体としてきちんと説明をしていく、農家のアドバイスをきちんと行っていくということが大事だと思っております。これは、実際に契約関係結ぶのが私どもですから、これは当然のことだと思えます。

ただし、その際、先ほどちょっと幾つか山川参考人からお話ありましたように、例えばもう既に一部のJAでは、傘下の組合員が収入保険に入った方がいいのかどうかというようなこと、農協によつては、JAによつてはそういうことも既に始められておられるということもあるわけでありまして、それはこれまでの関係団体の、JAならJA、青申だと農業委員会もあるわけでありまして、さらには行政組織だと思えます。例えば普及の組織、都道府県の改良普及組織でありますとか農家の経営相談をやるようなところともきちんと連携をしながら、基本的に農家の選択に資

していくと、そういうふうにしてまいりたいというふうに思っています。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

続いて、また高橋参考人に伺いたいんですけれども、事前調査も担われてきたということで、事前にいただいた資料の中で、青色申告のデータも農家さんから提供していただいて、民間の保険会社も一時調査事業を行っていたけれども、いろいろ踏み込んだ話を聞くので、よほど信頼関係がないと難しいようですというようなコメントをされておられまして、全国農業共済協会だからこそ安心して農業者が託せるという点があるのかなというふうな理解をしたところでございますけれども、農業者さんと全国農業共済協会さんとの関係性、いい面について、地域のきずなといえますか連携といえますか、そういうつながりをつくってきたというふうな理解をして、おりますけれども、その点については是非教えていただきたいというふうに思います。

○参考人(高橋博君) 農業共済組合組織、先ほど申し上げましたように、組合であります。したがって、組合員は農家です。組合員の農家のための共済制度という形になるわけですが、でも、それと同時に、その利益を受ける立場と同時に、自分たちがその事業実施を担っている、その一翼を担っています。損害評価員の立場であれ、共済連絡員、共済部長さんの立場であれ、やっぱり、今はそれぞれ十数万のオーダーになっておりまして、これまでは更に二十万、三十万という人たちがそういうような形で、組織の受益者であると同時に組織の運営者の立場で、自分たちの組合だということと信頼関係があったと思っております。

かてて加えて、今回の事業化調査は、青色申告書をはつきり言えば農家が他人に見せるわけですね。農家が自分の青色申告書、なかなかこれ人に見せるようなものではないと思えますけれど、それをやはりきちんと見せてくれるというのはそれなりの信頼関係がないと、今まで見たこともない

ような人に自分の青色申告書はいどうぞというのはなかなか抵抗感があったというふうに伺っております。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。三人の参考人の皆さん、本当に今日はありがとうございます。

それで、今日は、北海道から、生産活動に取り組んでおられる農業経営者が二人そろって来られているという、ちよつとなかなか珍しいことなんですけれども、それで、中原参考人は上川の地域で農業法人を立ち上げて大規模にやっておられるし、山川参考人は十勝の畑作を中心しながらやつぱり頑張っておられて、お二人とも本当に頑張っておられたと思うんですけれども、それで、これまでお二人とも様々な自然災害や気候変動やいろいろなことに遭遇をし、そしてそれらと向き合いつつ乗り越えてこられたんだと思うんですけれども、そこで二つ、二点お聞きしたいと思うんです。

農業共済制度の目的というのは、自然災害で被害を受けた農業者の損失を補填をし、再び農業生産力を高めるところにあるわけです。この目的が今回の改正で削除されるということになります。

そこで、一つなんですけど、一つは、農業共済制度の役割をどのようにお考えでしょうか。あわせて、改善すべきことがあれば、今までの共済制度、どういった改善が必要なのかというところを一つ目にお聞かせいただきたいのと、二つ目は、今回の改正についてなんですが、当然加入制それから一筆方式の廃止、無事戻し制度の廃止ということがあります。それから、家畜共済は診療費の自己負担制度が導入されると。こうした改正についてどのように思われるかということで、それぞれからお聞かせいただきたいと思えます。

○委員長(渡辺猛之君) それでは、中原参考人からお願いたします。

○参考人(中原浩一君) ありがとうございます。先ほど紙先生からお話がありましたように、私も初めて参考人が北海道同士なんだというふうには思ったんですけれども、経営は全く多分違うと思えます。私どものところはもう米作ですと頑張ってきた地域で、と言いがらでも、国のそういったいろんな施策に翻弄もされてきました。ただ、逆を言えば、やはり農家、農業者のための農水省だというふうな思っていましたし、またそこから、いろんなお話をすると、農業者がその都度その都度困ったときに対策、政策を打っていくのが農水省なんだよといったようなお話もずっと私も青年部時代から聞いてきました。ここに来て、そういったことが少しやつぱり変わってきたのかなという思いもあります。

今質問のあった、農業共済制度の本質の目的も含めてお話をいただきましたけれども、私は、現行の共済制度については、やはり収入に着目するのか、また災害のときの減収を補うのかという、そういった部分は違いますが、私はやっぱり大きな役割を果たしてきたのかなというふうに思っております。そういった中で、個々の努力も含めながら、やはりその努力に報われない災害と、それに対して、私はセーフティーネットの役割を十分果たしてきたんじゃないかと。

ただ、入れない作物もやつぱりいっぱいあったというのには事実です。高橋参考人が言われたように、それをクリアできない部分も四〇%以上あるんだといった形の中で、収入保険についてはそこを補うような仕組みにしたいなというふうな思っておりますけれども、ただ、経営全体を捉えたと、私も先ほど言ったように、野菜も作り、米も作り、畑作四品も作りという形の中で、先ほど言ったように、そこに該当になっていないものだけを収入保険というわけには今回はいかないので、その辺はやはりちよつと、私としては、加入するかしないかも含めて経営としてどう考えていくかというのをやはり勘案しながら進めていかなきゃいけないのかなというふうに思っ

ております。

それと、改正の部分の無事戻しも含めて、そういったいろんな部分はありましたけど、私はちよつとそちらの方の關係については余りよく分かつていません、済みません。その辺については、また勉強させていただきながら、紙先生の方にまたお話をさせていただければというふうに思っております。

○委員長(渡辺猛之君) 続いて、じゃ、山川参考人、お願いいたします。

○参考人(山川秀正君) 共済制度の必要性については、特に十勝の畑作、歴史を見ると、以前は四年に一回冷害が訪れる、そういう歴史の中でずっと悪戦苦闘してきたのが十勝の畑作の歴史なんです。この間、農業の基盤整備だとか品種改良だとか、そういった農業に関わる技術の向上、取組の向上の中で一定程度物が取れるようになってきた。しかし、自然災害、これはもう間違いないやってくる。そういう状況の中で共済制度が果たしてきた役割は私は大きいと思いますし、ですから、畑作共済のそれこそ、試験段階と先ほど話しましたけれども、モデル町村になったのはきつとうちの町だったと思います。

うちの町は全体で試験共済をやつて、モデルの町になって畑作共済制度の根幹をつくつていった。そういう中で、いろいろ制度改正、先ほど詳しくは触れませんでしたけれども、足切りを減らす。今でも、例えば小豆はまだ三割足切り、要するに半相殺、一筆ごとで、そういう評価しかできない。今、圧倒的に畑作共済も全相殺、出荷量による調査が可能な作物については出荷量で調査するわけですから、そういった部分でいえば、何といいますが、人的な部分で人の確保、共済部長なり損害評価員なり、そこを確保するのが難しいという話がありましたけれども、そういう今の現代の文明の機器が発達している中で、出荷量で調査できるものはほとんど出荷量で調査することは私は全然問題ないというふうに思っています。

それで、今後、共済に望むという点でいえば、

今、私の去年の共済掛金賦課金払込通知書というのを持ってきたんですけれども、やはりその中で、やつぱり一番、先ほど、岩盤をつくるんだと、生産費を下支えしてほしいという話しましたけれども、要は、キログラム当たり共済金額、これを何ばで引き受けるかということが一つ大きな鍵だと思ふんですよ。

今、例えば小豆の場合はキログラム二百九十九円、三百円に一円切れるだけということですから、六十キロ一俵換算すると一万八千円と。今の相場、去年辺りですと、小豆一俵なかなか一万八千円は取れなくて、一万五千円前後という世界なんですけれども、まさしくその部分できちつと再生産ができるような、引受けの単価を、生産費を償えるような、そこを担保できたら今の共済制度は私ほつともつと逆に言えば充実すると思うし、安心して加入できるようにするのではないかなというふうに率直に思っています。そういった点が一点です。

それから、無事戻しというの、これもなかなか、私に言わせたら、制度が後退してきたと言ふんですけれども、今まで無事戻しというのは、最初始まった頃の無事戻しは二分の一だったんですよ。共済事故が発生しない場合は掛金の二分の一を三年に一還戻すと。それが三分の一になったんです。無事戻しが、だから、そういった点でいえば、そういう後退はされてきているんですけれども、やつぱり無事戻しの制度というのは、一定程度やつぱり被害が発生していないわけですし、共済組合に行つてお金が集ま上がつていてというふうな状況であれば、やつぱりそれを組合員に還元するというのは当たり前のことでないかなというふうに率直に思っています。

そういった点で、当然加入の維持だとか一筆ごとの評価、ここはなかなか、一筆ごとの評価を残すか残さないか、特に水田が難しいのかと思うんですけれども、だから、水田地帯でも、北海道でいつても、カントリーエレベーターがあつて、そういうところについては全相殺でやっている水田

の調査もあるということを考えて、やつぱりケース・バイ・ケースの中で臨機応変に対応していく必要があるというふうに率直に思っていますけれども、そういう部分での合理化も図りながら、是非、今の農済制度を後退させることなく維持してほしいということを望んでおきたいと思ひます。

以上です。

○紙智子君 もう一点、山川参考人にお聞きしたいんですけれども、先ほど、御自身の収入を基にして、現行制度と新たに創設される収入保険制度の比較がありました。収入保険では農家の減収分をカバーできず、補填が下がる仕組みであつて、しかも農家の負担が増えるという話であつたんですけれども、この辺もうちよつと、どうして負担が増えていくのかという辺りも話をさせていただければと思います。

○参考人(山川秀正君) 先ほど説明しましたとおり、収入保険は五中五、今の畑作の専業地帯にとつて、五中五という評価の中で計算されると。共済事業、共済の引受単収等々については七中五、要するに、七年のうち一番上位の数字と一番下位の数字を捨てて、その平均の五年間で引受単収を決めますよということなんですけれども、収入保険の部分での収入の評価の仕方といいますか、算出の仕方ともう、先ほど中原委員から発言もありましたとおり、天変地異、当然発生するわけですから、五中五ということになつていくと、どんどんどんどんやつぱり数字が下がっていく懸念は率直に感じています。

そういったことの中で、私は、単純に比較をしたということで、ナラシ対策というのは実際に現金収入になつたのは年明けといいますが、私どもの口座に振り込まれるのは今年なんですけれども、いづれにしても、これも二十八年度収入というふうに考えると三千五百八十六万九千円の収入になると、去年、災害年であつてもですね、これはまさしく、共済制度があつて、ナラシ対策があつたからなんですけれども、これが収入保険に

なると、この数字は収入そのまんまといひますか、五中五の平均三千七百何がしをそのまんま九割補填されるというふうに計算して三千三百と書きましてけれども、九割の九〇〇というところになれば、八一％になると、さつきも言ひましたとおり、五百万も収入が変わつてしまつと、去年みたいな年でも、それがやつぱり私の経営の中では現実としてあるので、やつぱりそこは是非、そういう状態の中ではなかなか、私は、収入保険に今の畑作地帯は必要がないんじゃないかと率直に思っています。

それで、去年といひますか、今年年明け、三月十五日までに税金の申告するわけなんですけれども、そういう部分で多くの方から声を掛けられました。収入保険がスタートするので、青色申告やつていないと収入保険に加入できないから、青色申告をするという手続をする必要があるかないかという相談がたくさんありました。そのときにどう答えたかといつたら、今の現行の収入保険制度では畑作経営ではメリットないんじゃないのという話をしました。だから、今すぐ自分の、何といひますか、農業経営をやつていく上で青色申告がメリットあるなら青色申告やめるとは言ひないけれども、収入保険のためだけに青色申告に飛び付く必要はないぞという話をしたんですけれども、まさしく私は今そういう評価をしています。

それから、負担が増えるという部分では、問題は掛金です。掛金を、先ほど一％で落ち着くのか二％かという、いろいろ話がありますけれども、例えば、一千万の収入保険に入るのは約三十万円の保険料だといふような数字が出ています。うにお聞きをしているんですけれども、その数字がちよつと間違つていたら指摘もしてほしいと思ひますけれども、一千万で三十万であつたら、三千五百万あつたら百万超えるという、まさしくそういう掛金になつてしまつわけですから、そういった点では、現行より掛金は上がつて補填が少ないという点でやつぱり私はそういう意見を持っております。

以上です。

○紙智子君 ありがとうございます。

ちよつと時間が詰まつてきたんですけど、高橋参考人のお話を聞いて、やっぱり今回の改正が制度発足以来最大の改正となったという御認識をお話しされていて、これまででいうと試行期間が結構な時間を取つてやつてきたと思うんですけど、それがやっぱり十分持つてゐるわけではないので、この後いろいろ予測される問題に柔軟に対応する必要があるという話をされたんですけども、その点では、本音としては、やっぱりちゃんと、じっくり本当だったら試験の期間設けてやるべきだというふうに思われているんじゃないのかなと思つたんですけど、その本当のお気持ちと、それから、やっぱり最大と言われる部分のその最大というのは何をもつて最大と思われているのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長(渡辺猛之君) 高橋参考人、申し訳ありませんが、時間が来ておりますので、簡潔にお願いいたします。

○参考人(高橋博君) はい。

やはり試行期間、これまでの三つの大きな共済のときありました。ただ、今回は制度設計をするために調査事業だけで既に三年間掛かつております。かてて加えて、そこから試行ということになると、制度設計を二十六年の法附則の御決議いただいたときからやつてくると一体いつ始まるのかというふうなこともありましようし、水田の問題もいろいろあります。ですから、それでそこまでは多分できなかったのではないかなと。理論論とか万全を期せればそうですが、やはり実態を考えればやむを得ないと、私は、残念とは思いますが、やむを得ないと思つています。

それから、最大と申し上げましたのは、農業保険法になったということを端的に言いましたけれども、やはり先ほど言いましたように、対象作物が無限定のそういうセーフティーネットと、これは今までとは違つた、保険数理では同じでありますけれども、今までの共済制度とは違います。

それからもう一つは、全国一律の制度であるということでもあります。これまでの共済事業はそれぞれの地区で決められることが相当数多かつたんですけれども、今回は全国一本で行う。ただし、これを支えているのは、先ほど言いましたように、農業共済でないこれはなかなかできないでしょう、信頼関係の間でもということ、支える組織は農業共済制度であります、こういう全国一本、しかも全農業収入ということ、最大の改革であつたというふうに評価をさせていただいています。

○紙智子君 終わります。

○浅田均君 日本維新の会の浅田均と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

三人の参考人の方々には、今日は貴重な意見を聞かせていただきまして、本当にありがとうございます。御礼を申し上げます。

それで、まず高橋参考人からお伺いしていきたいと思うんですが、私は選択肢ができるというのは良いことだと思つてはいます。保険という性格上、加入者というか、母数がある規模以上ないと成立しないというふうに思います。今、国民健康保険なんかを見ても、保険者である市町村によつて保険料がいろいろばらつきがあるというところで広域化の流れがあります。同じように、この共済の一県一組合へ移行されているというのもそういう流れの上に立つてのことだと思ふんですが、今回、青色申告農家に限定するということですが、今回、青色申告農家に限定するということですが、そういう青色申告をされております農家の大体何割が参加したらこの制度は成立するということに事業者としてお考えになつておられるか、お尋ねいたします。

○参考人(高橋博君) 保険事業として母集団がどの程度なければならぬかというのは、これはやっぱりリスク量とそれからその給付量のところをどのよう設計をするかによつて多分違つてくると思つています。もちろん、母集団は大きければ大きいほど内部におけますリスクが分散されますので一定程度の安定性というのは持つわけであ

りますけれども、リスクが、いわゆる事故率が低いところの場合の安定度と事故率が高いところの安定度との場合ではちよつと異なつてまいります。

この辺については私もそんなに勉強はさせていただけでしたけれども、今回農林水産省において、これまでの事業化調査の中でデータの収集というのを過去も十年ぐらいの分も多分収集をされた上で計算をされて、今後、多分保険料率や何かも全部決まってくると思ひますけれども、その中で今の青申の中から、幾らとは分かりますけれども、それなりの方が移行というかこの収入保険に入つていただければ保険としては成り立つという前提の下に今回の制度設計をされたというふうに伺つております。ただ、幾らかというものはちよつと私どもとしてもそこはよく分かりませ

○浅田均君 幾らかというのは、おっしゃつたとおり、加入者によつてリスク量と給付量が決まりますので、その辺りにならないと望ましい数字というのとはちよつと言えないと思ふんですが、それなりの加入者ということで、六割ぐらいですよね。

○参考人(高橋博君) 私も余り数理の専門家ではないんですけども、民間の保険商品でもその保険商品ごとにある程度のものが成り立つてゐる。ただし、それが何万のオーダーの保険商品ばかりではないというふうには私は承知しておりますので、ですから、やはり多い方がいいとは私も思ひますけれども、本当に保険として成り立つかどうかというのは、ある意味、先ほど来申し上げたような要素の中で決まってくる。四十万人という

中の、それなりの、四十幾つというのは大きな数字でありますので、私どもの家畜共済の対象人数はもつと少ないわけでありまして、そういった意味で、ほかの共済との関係から見てもそこから一定程度が入つていただければと思つております。

○浅田均君 先ほど、中原参考人の方からも山川

参考人の方からも白色申告も入れてはしかつたというふうなお考えを披瀝されておりましたけれども、加入率を上げるためにそういった白色申告者まで枠を広げるという考えは、事業者さんとしてはどういうふうなお立場になるんでしょうか。

○参考人(高橋博君) これは保険の場合に、先ほど言いましたように、保険として成り立つかどうかということ、もう一つは、この保険について、申告制でありますから、その保険に対しての事実関係の把握、どんな保険であつても、損害がどの程度であつたのか、これは損害保険の一種でありますので、そのきちんとした査定がないとその制度に対する信頼感が薄れてしまふと思つております。

ですから、今回、仕組みの中で、青色申告が必要だと言われているのは収入プラス在庫の変動というふうなことが言われているわけでありましてけれども、我々は与えられた必要な書類においてその申告がきちんとチェックできるか。これは、信頼度が高い書類であればチェック度は薄くなります。どんな信頼度高くてもきちんとしたチェックは要するんですけども、だけれども、このところ幅広に、少し考慮の要素が大きいような資料ですと、それに対して投下する事務量ですが、これは膨大なものにならざるを得ないと思つております。

この辺は、余りにも綿密なものをつくれば今度は申告する方も大変、それは簡素化が要りますけれども、簡素化をし過ぎますと今度は保険としてきちんとした形で査定をするということができなくなつてしまふ。ですから、その辺の微妙なバランスじゃないかなと思つております。

○浅田均君 そこでもう一つお伺いしたいんですが、査定でかなりの人が要すると思ふんです。あとまた、新たな電算システムを導入されるというお話も先ほどされておりましたので、かなりの人が要するようになると思ふんですけども、そういう人的投資しても保険事業は成り立つていくというふうなもちろん前提に立つていないと事業者なれ

○参考人(中原浩一君) ありがとうございます。
今御質問があつたように、やはり、先ほど、多
分大変だろつと思うんですが、普及率とい
う、収入保険の、部分をやっぱり頑張つてもらわ
ないといけないのかなというふうに思いますけれ

いますので、無事戻しもあれば、それは一つのメリットとしていいのかなというふうに私は思っております。

それともう一点、ごめんなさい。

先ほど時間なくて、その支払時期なんですけれ

いうふうに率直に思っています。そういった点でいえば、やはり収入保険の岩盤をどこかに設けないといけない。

今盛んに、農業関連改革七法案が通ってしまった、国際競争力だ、農業を輸出産業だと言っている。

ないかなというふうに思うんですね。

まず、高橋参考人に伺いたいんですけど、いろいろ農業共済の改善点というお話は私も理解できるんですが、であれば、今回はその農業共済を抜本的に改正し、今まで足りないといった部分

を充実させるというふうなことが制度の安定性という意味からしても私はよかったですんじやないかなと思つたんですけれども、なぜ、まあそれは政府じやないですか、参考人は。ただ、事業者として、共済のこれまでのいろいろな足りない部分というのをむしろ補つた方が農業者のためにもよかったですんじやないかなと私は思ふんですけれども、高橋参考人はいかがお考えですか。

○参考人(高橋博君) 農業共済七十年の中で、度々制度改善を行つてきております。先ほど言いましたように、当初発足時は米麦、家畜、そして蚕さんだけであつたものが、今のように園芸ですとか畑作とか、それから果樹とかというところまで拡大してきたわけでありまして。したがつて、制度改善については、毎年毎年、私どもの内部でもいろいろ検討しているんですが、やはり最後行き詰まる点は何かと申し上げますと、保険の事業で共済は運営しておりますから、保険として単品ごとに作れるものにやはり限度があるということでありまして。

例えば、新しい西洋の野菜、新しい洋野菜を、新品種のを導入しようとする、それは保険として直ちに、過去の事故実績も何もない、それから確認手段もないというような形で、四割強の生産額についてはこの保険でカバーできないような状態になつてきているということだろうと思ひます。ですから、これまでの制度改善の中にこの単品の作目ごとの保険というシステムで相当詰めてきましたけれども、やはりその段階でどまつていけるものが今の状況ではないか。更にそれを一歩進めるといふことは、この収入保険、いろいろな御議論あるかと思ひますけれども、全てをカバーし得るということが大きなことではなかつたかと思つております。

○森ゆうこ君 参考までに伺いたいんですけれども、先ほどの御説明の中で果樹の加入率が一番低いというふうな御説明があつたと思うんですけれども、それは理由は何なんでしょうか。

○参考人(高橋博君) 果樹の問題につきまして

は、私よりも非常に精通されている方おられると思うんですが、先ほど来お話がありました、例えば畑作です。畑作は、畑作共済とナラシの制度というふうなお答えが北海道の参考人お二方からありました。お米も同じです。お米の農作の共済、さらにはナラシの制度がある。じゃ、果樹はどうかと申し上げますと、基本、今、果樹共済でございます。自然災害に対応する果樹共済がございますけれども、そのほかの部分で、お米のナラシでありますとかあるいは畑作のナラシ、そういうものに匹敵するといふもの、治山対策として改植や何かを行つていられるといふものと思ひますけれども、その部分、なかなか果樹といふものには政策的な議論がない。ですから、そういう意味で、果樹共済について単独で共済制度だけで支え切れていられるかどうかという議論が一つあるかと思ひます。

それからもう一つは、果樹はお米というくりに比べても、そもそも品目、それから品種がもう本当に多岐にわたつております。かんきつだけでも、温州だけでもなくて指定かんきつとか、そういう形で今果樹共済がつくられていられるわけでございます。それぞれごとに本当に、じゃ、つくり切れるのかというふうな議論もあろうかと思ひます。

○森ゆうこ君 ありがとうございます。

この間、八本の法案に、これちよつとこだわりますけれども、この改正案あるいは廃止法案というふうなものを議論してきて、もちろん農業競争力強化といふことを否定するつもりはないんです、担い手もしつかり育てていたのかなきゃいけませんし。でもやっぱり、何かこの間の議論の中で、農業の持つ多面的機能であるとか、産業政策ではなく社会政策、つまり地域の農業が駄目になつてしまへばその地域そのものが成り立たなくなるとか、何かその視点が物すごく欠けているといふのを本当に痛感してきました。

昨年、皆さんから御支援いただいた糸魚川、大火に見舞われた地域ですけれども、実は私、去年

の春、その糸魚川地域の支援者の方が、オオエサラゲに來いやといふことで、何だろうと思ひながら、前の晩から泊まり込んで、早朝より、地区の農家の方も農家じやない方も総出で、農業用水路、そしてもうその農村に住宅街がありますから、その側溝とか全部、川上からずっと皆さんが地区総出で、オオエサラゲと言ふんですけれども、そういうことを地域の中でやっていると。そういう、何といふかな、お互いに助け合つていく共済、そして共同という、そういうものがやっぱり非常に重要なんだなといふふうに改めて思ひました。

そういう観点から考えますと、収入保険もいいんですけれども、やっぱり再生産可能な、そして多面的機能にも配慮した直接支払制度、そして戸別所得補償制度の復活、充実というのが私は何よりも求められると思うんですけれども、その点に關して中原参考人と山川参考人のお考えを是非お願いいたします。

○委員長(渡辺猛之君) では、中原参考人からお願ひいたします。

○参考人(中原浩一君) ありがとうございます。

今回、農業経営のセーフティネットとして収入保険を導入するんだということに対しては私は反対ではないし、この内容が、私が先ほど言つたようなことも含めて、改正、内容を変えていつていただけたらということであれば、この保険もやはり一つの収入といふ、収入といふか、所得といふ意味では一つのやつぱり一助になるのかなといふふうに思つています。

ただ、根本的なことを言うと、今、森先生が言われたように、昔なんか価格は市場で、所得は政策でといふようなお話がありましたけれども、やはり米も今、国が生産調整をしないといつた中で先ほど言つたように心配な部分もあります。

例えば、畑作だつたら経営所得安定対策の支払、それから酪農だつたら補給金制度だとか、肉関係だつたらマルキンだとか、品目に限定されま

すけど、野菜価格安定対策だつたら、市場のここまで下がったときには発動になりますよといふ、国と地方と生産者が一対一の積立てをしなげらやつていられる、これは互助の精神の中で助け合つていられるといふ、この今言つた加入の保険も私はそうだと思うんですよ。それがイコール所得補償にながるかといつたら、私はつながらないと思つています。

ただ、これは、今の議論としては、収入保険の内容をどうするかということに対しては、私、先ほど言つたようなことですが、根本、そもそも、岩盤政策がきちつと成り立つていなかつたら農家の所得の確保といふのはできないので、米が上がったときは要らないけれども、やはりその時々状況だとか、先ほど言つた災害なんかで下がったときは、それをきちつと補える所得補償制度的なものをきちつとやつぱり確立していただきたいといふのは私たちの願ひだといふふうに思つています。

○委員長(渡辺猛之君) では次に、山川参考人、お願いいたします。

○参考人(山川秀正君) 私も中原委員同様、森先生の御指摘のとおりだといふふうに率直に思つています。

今回の七法案、既に成立してしまつた。さつき種子法の話もありましたけれども、現行の、何と申しますか、種子法のどこが悪くて新しい種子法を作つたのかと。誰に門戸を開くのかといふところが、私は率直に言つて非常に大きな疑問を持つています。昔から種を制する者は世界を制すると言つていますから、そういう点ではやつぱり非常に大きな危惧を抱いていられるのが率直なところですよ。

確かに、いろんな、例えば経営所得安定対策で菜種という品種が新たに対象になりました。ただ、それで、私自身も実は菜種作つて、七年、八年作つていられるんです、交付金がなかつたときから作つていられるんですけれども、その菜種が今非常に大変な目に遭つています。経営所得安定対策で支

援の対象になったから、作りたい農家はたくさんいる。北海道でいえば、小麦の病気の関係とかか芋の病気の関係とか、そういう対応として菜種を導入したいと考えている方がたくさんいる。だから、生産は伸びています。全国的に見ても面積が伸びているのは北海道だけでないかと思つていますが、その菜種を、実は国産菜種の消費が進まないから来年はちよつと作るのを遠慮してくれという搾油業者が出てきています。菜種の自給率は1%行っていないんですよ。統計数字見ると0・0何ぼなんですよ。その菜種、せつかく経営所得安定対策に国の制度として乗つけたのに、実際には来年は作付けできないんじゃないかと心配しているんですけれども。

まさしく、何といいますが、一品ごとの経営安定対策なんというのは、そういう点ではやっぱり総合的な支援にはなっていない。大豆でさえ、せつかく一万一千六百六十円という去年までの支援が、経営所得安定対策の数量支払の支援があつたのが、今年から三年間は九千四百円ですよ。二千六百二十円も下がる。二三%も下がる。大豆の自給率何ぼあるのというような世界ですよ。

だから、そういうふう考えたときには、やっぱり本当に国内で取れるものは国内で取るうやと。そのために、国は生産も支援するけれども消費も支援しよう、そういう総合的なやつぱり食料政策、農政においては、当然、だから経営所得安定対策でなくて戸別所得補償と、これを組み合わせて所得補償もやるということが私は必要だと思ひます。そういう点では、森先生の地元、新潟の米山知事が県の予算を使つて試験をやる、所得補償の試験をやるんだという、まさしくそういう取組を今度地方からも発信して、やつぱり国に広げていくという取組を是非やっていくといういなというふうに思っています。

以上です。

○森ゆうこ君　ありがとうございます。
本日に、農林水産省がやることは農家を本全面的に応援することだということで、今朝、小

川委員の方から御指摘があつたんですけど、こはずつと仲よし委員会だつたんだというふうなお話があつて、あれ、私が来たから駄目になったのかなとちよつと思つたりしたんですけれども、やつぱり本日に、食料安全保障、そして社会政策として、皆さんが安心して生産し、そして地域をつくっていくというふうな、まあ収入保険の方にはちよつと改善点あるような気もいたしますけれども、改めて頑張つていきたいと思ひます。

今日は本日にありがとうございます。
○委員長(渡辺猛之君)　以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の皆様一言御礼を申し上げます。
本日は、長時間にわたり御出席をいただき、また、貴重な御意見を賜ることができました。委員会を代表いたしまして心より厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。(拍手)
本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十一分散会

六月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律案(徳永工リ君外六名発議)

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律案
商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、鯨類は重要な食料資源であり、他の海洋生物資源と同様に科学的根拠に基づき持続的に利用すべきものであるとともに、我が国において鯨類に係る伝統的な食文化その他の文化及び食習慣を継承し、並びに鯨類の利用に関する多様性が確保されることが重要であることに鑑み、商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査に関し、基本原則を定め、及び国の責

務を明らかにするとともに、基本方針及び鯨類科学調査計画の策定、実施体制の整備、妨害行為の防止及び妨害行為への対応のための措置その他の鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するために必要な事項等を定め、もつて商業捕鯨の実施による水産業及びその関連産業の発展を図るとともに、海洋生物資源の持続的な利用に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「鯨類科学調査」とは、鯨類を適切な水準に維持しながら持続的に利用するための科学的情報を収集することを目的として行う鯨類に関する科学的な調査であつて、鯨類の捕獲その他の方法により行うもののうち、この法律の定めるところにより実施されるものをいう。

2 この法律において「妨害行為」とは、鯨類科学調査又はこれに必要な物資の輸送その他の鯨類科学調査と密接に関連して行われる行為を妨害する行為をいう。

(基本原則)

第三条 鯨類科学調査は、次に掲げる基準の全てに適合し、かつ、原則として鯨類の捕獲を伴つて実施されるものとする。

一 主として商業捕鯨の実施のための科学的知見を得ることを目指して実施されること。

二 我が国が締結した条約その他の国際約束及び確立された国際法規に基づき、かつ、科学的知見を踏まえて実施されること。

三 必要な研究成果が得られるよう、調査の結果については十分な分析及び研究が行われ、それにより得られた研究成果は広く公表されること。

四 必要に応じて国内外の鯨類に関する調査研究機関と連携を図りながら実施されること。

(国の責務)
第四条 国は、前条に定める鯨類科学調査についての基本原則(以下「基本原則」という。)にのっとり、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施

するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 鯨類科学調査の意義に関する事項

二 鯨類科学調査により収集する科学的情報に関する目標

三 前号の目標を達成するために必要な鯨類科学調査の実施に関する基本的事項

四 鯨類科学調査の実施体制に関する基本的事項

五 妨害行為の防止及び妨害行為への対応に関する基本的事項

六 鯨類科学調査により得られた科学的知見の国内外における普及及び活用等に関する基本的事項

七 鯨類科学調査のために捕獲した鯨類の調査終了後における利用に関する基本的事項

八 その他鯨類科学調査の安定的かつ継続的な実施に関する重要事項

3 農林水産大臣は、あらかじめ法務大臣、外務大臣、海上保安庁長官その他の関係行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。第十三条第一項において同じ。)と協議して、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 政府は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

(鯨類科学調査計画)

第六条 農林水産大臣は、基本方針に即して、実施が必要と認められる鯨類科学調査ごとに、農林水産省令で定めるところにより、鯨類科学調査の実施に関する計画(以下「鯨類科学調査計画」という。)を策定するものとする。

2 鯨類科学調査計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 鯨類科学調査の目的
二 鯨類科学調査の実施海域
三 鯨類科学調査の期間

四 鯨類科学調査の方法(鯨類の捕獲により行うものにあつては、その対象とする鯨類の種類及び頭数を含む。)
五 その他鯨類科学調査の実施に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、鯨類科学調査計画を策定したときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。

4 農林水産大臣は、鯨類科学調査の実施の状況等を勘案して、適宜、鯨類科学調査計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

5 第三項の規定は、前項の規定による鯨類科学調査計画の変更について準用する。

(指定鯨類科学調査法人)
第七条 農林水産大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、指定鯨類科学調査法人として指定することができる。

2 指定鯨類科学調査法人は、鯨類科学調査を実施すること(次条第一項に規定する協力をするを含む。)を業務とする。

3 指定鯨類科学調査法人は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に、鯨類科学調査の実施の状況を報告し、鯨類科学調査が終了したときは、遅滞なくその結果を報告しなければならない。

4 農林水産大臣は、指定鯨類科学調査法人が第

二項に規定する業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、指定鯨類科学調査法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

5 農林水産大臣は、指定鯨類科学調査法人が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

6 第一項の指定の手続その他指定鯨類科学調査法人に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(指定鯨類科学調査法人以外の者による鯨類科学調査の実施)
第八条 農林水産大臣は、指定鯨類科学調査法人のほか、農林水産省令で定めるところにより、試験研究のための鯨類の捕獲を適正かつ確実に行うことができる能力を有しており、かつ、当該試験研究について指定鯨類科学調査法人の協力を得ていると認められる者を、その同意を得て、期間を限り、鯨類科学調査を実施する主体とすることができる。

2 前項に規定する者が、同項の規定により鯨類科学調査を実施する場合においては、農林水産省令で定めるところにより、その実施する鯨類科学調査の実施の状況を報告し、当該鯨類科学調査が終了したときは、遅滞なくその結果を報告しなければならない。この場合においては、前条第三項の規定は、適用しない。

(補助)
第九条 政府は、調査実施主体(指定鯨類科学調査法人及び前条第一項の規定により鯨類科学調査を実施する主体とされた者をいう。第十一条において同じ。)に対し、予算の範囲内において、鯨類科学調査の実施に要する費用の一部を補助するものとする。

(鯨類科学調査の実施体制の整備)
第十条 政府は、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するため、鯨類に関する科学的な調査研究を行う人材の養成及び確保、鯨類科学調査の実施のための船舶及びその乗組員の確保その

他鯨類科学調査の実施体制の整備に必要な措置を講ずるものとする。

(妨害行為への対応等のための調査実施主体に対する支援)
第十一条 政府は、調査実施主体が、妨害行為を防止し若しくは妨害行為に対応するために必要な船舶、設備若しくは装備を備え、又は船舶の乗組員その他の関係者に妨害行為を防止し若しくは妨害行為に対応するために必要な知識及び技能の習得若しくは向上のための訓練を行うため、必要な情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(妨害行為への対応等のための政府職員の派遣等)
第十二条 政府は、妨害行為の防止又は妨害行為への対応のため、必要に応じ、水産庁の職員その他その職務に従事する政府職員(以下この条及び次条第一項において単に「政府職員」という。)又は政府職員が乗り組む船舶を鯨類科学調査の実施に係る海域その他の場所に派遣し、当該政府職員に法令の規定に基づき必要な措置を講じさせるものとする。

(妨害行為への対応のための関係行政機関の情報共有)
第十三条 農林水産大臣、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、海上保安庁長官その他の関係行政機関の長は、鯨類科学調査ごとに、鯨類科学調査に係る船舶の乗組員(前条の規定により派遣される政府職員及び同条の規定により派遣される船舶に乗り組む政府職員を含む。次項において同じ。)その他の関係者が妨害行為に対応して、あらかじめ情報を共有することにより、相互の緊密な連携を確保するものとする。

2 前項の情報の共有は、想定される妨害行為の種類ごとに、我が国が締結した条約その他の国際約束及び確立された国際法並びに法令に照らし、鯨類科学調査に係る船舶の乗組員その他の関係者が妨害行為に対応してとることができ

る措置について、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施する観点からできる限り具体的に行われるものとする。

(妨害行為への対応等のためのその他の措置)
第十四条 政府は、外国船舶による妨害行為の防止又は外国船舶による妨害行為への対応のため、外交上適切な措置を講ずるものとする。

2 政府は、妨害行為の発生の防止のため、妨害行為を行うおそれがある外国人について、上陸の拒否その他の入国、上陸及び在留の管理に関する必要な措置をとるものとする。

(鯨類科学調査により得られた科学的知見の国内外における普及及び活用等)
第十五条 政府は、鯨類科学調査により得られた科学的知見の国内外における普及及び活用に努めるとともに、鯨類科学調査の意義に関する国内外における理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、鯨類に係る伝統的な食文化その他の文化及び食習慣の継承並びに鯨類の利用に関する多様性の確保に関する国内外の理解と関心を深めるため、鯨類に関する文化及び食習慣並びに鯨類の利用についての広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、捕鯨を取り巻く国際環境の改善を図るため、関係国との連携及び関係国への働きかけの強化その他必要な外交上の措置を講ずるものとする。

(鯨類科学調査のために捕獲した鯨類の調査終了後における利用)
第十六条 政府は、鯨類科学調査のために捕獲した鯨類のうち必要な調査を終了したものについては、可能な限り加工すること等により有効に利用され、かつ、当該利用が合理的に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置は、我が国の鯨類に係る伝統的な食文化その他の文化及び食習慣並びに鯨類の利用に関する多様性についての国民の理解と関心が深まるよう、学校給食等における利用が促進

されることを優先して講ずるものとする。

3 政府は、鯨類科学調査のために捕獲した鯨類の加工、販売等を行う事業者その他の関係者に対しその事業等を妨害されることについての不安を生じさせることがないよう必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置等)

第十七条 政府は、第九条に定めるもののほか、鯨類科学調査の実施体制の整備、妨害行為への対応、鯨類科学調査により得られた科学的知見の国内外における普及及び活用その他鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための施策の実施のため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(鯨類科学調査以外の鯨類に関する科学的な調査についての措置)

第十八条 政府は、鯨類科学調査以外の鯨類に関する科学的な調査(鯨類を適切な水準に維持しながら持続的に利用するために必要な科学的情報を収集することを目的として行うものに限る。)について、当該調査の目的及び実施の状況を踏まえ必要があると認めるときは、第十一条から第十四条まで及び前条に規定する措置に準じて必要な措置を講ずるものとする。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 農林水産大臣は、この法律の施行の際現に鯨類に関する科学的な調査(鯨類を適切な水準に維持しながら持続的に利用するために必要な科学的情報を収集することを目的として行うものに限る。)の実施に関する計画を策定している場合であつて、当該計画が基本方針に即し、かつ、第六条第二項各号に掲げる事項を定めるものであるときは、当該計画をもって鯨類科学調査計画とすることができる。

3 前項の規定による鯨類科学調査計画に関し、第七条第一項の規定により指定鯨類科学調査法

人が指定される日までの間に実施された調査については、同条第三項の規定にかかわらず、当該調査を実施した者が、同項の規定の例により、農林水産大臣に報告しなければならぬ。

(検討)

4 政府は、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施する観点から、効果的な妨害行為の排除の方法及び取締りの在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づいて外交上の措置、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

六月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、農業災害補償法の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正)

農業災害補償法の一部を改正する法律案

農業災害補償法の一部を改正する法律案

農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農業保険法

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条—第十九条)

第二章 農業共済団体の組織

第一節 組合員(第二十條—第二十五條)

第二節 設立(第二十六條—第三十六條)

第三節 管理(第三十七條—第六十四條)

第四節 解散及び清算(第六十五條—第九十條)

第五節 特定合併及び事業譲渡(第九十一條—第九十六條)

第三章 農業共済事業等

第一節 農業共済事業

第一款 通則(第九十七條—第一百三十四條)

第二款 農作物共済(第一百三十五條—第三十九條)

第三款 家畜共済(第四百十條—第四百四十六條)

第四款 果樹共済(第四百四十七條—第五百一十一條)

第五款 畑作物共済(第五百一十二條—第五百五十六條)

第六款 園芸施設共済(第五百五十七條—第六百六十一條)

第七款 任意共済(第六百六十二條—第六百六十三條)

第二節 農業共済責任保険事業(第六百六十四條—第七百七十四條)

第四章 農業経営収入保険事業(第七百七十五條—第七百九十九條)

第五章 政府の再保険事業等

第一節 農業共済責任保険事業に係る再保険事業(第七百九十九條—第九百九十九條)

第二節 農業共済事業に係る保険事業(第二

百條—第二百三十三條)

第三節 農業経営収入保険事業に係る再保険事業(第二百四十四條—第二百七十七條)

第六章 監督(第二百八十八條—第二百九十三條)

第七章 独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務(第二百九十四條—第二百九十九條)

第八章 補則(第二百九十九條—第二百九十九條)

第九章 罰則(第二百九十九條—第二百九十九條)

附則

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、農業経営の安定を図るため、災害その他の不慮の事故によつて農業者が受けることのある損失を補填する共済の事業並びにこれらの事故及び農産物の需給の変動その他の事情によつて農業者が受けることのある農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業を行う農業保険の制度を確立し、

もつて農業の健全な発展に資することを目的とする。

第二条に見出しとして「(農業保険)」を付し、同条中「農業災害補償は、農業共済組合を、農業保険は、農業共済組合若しくは農業共済組合連合会に、」を「共済事業、農業共済組合連合会が行う保険事業」を「農業共済事業若しくは農業共済責任保険事業又は農業経営収入保険事業」に改める。

国は、農業者の農業保険への加入が促進されるよう、農業者の適切な選択に資する情報の提供等に努めるものとする。

第三条に見出しとして「(法人格)」を付し、同条中「農業共済団体」を「農業共済団体」に改める。

第四条に見出しとして「(名称)」を付し、同条中「なる」というに改める。

第五条に見出しとして「(区域)」を付し、同条第一項中「第五十三條の二第四項の」を「第七十三條第四項に規定する」に、「の特定組合にあつては」を「に規定する特定組合にあつては」又は「二以上の」に改め、同条第二項中「都道府県の下に」又は「全国」を加える。

第六条に見出しとして「(住所)」を付する。

第七条に見出しとして「(登記)」を付し、同条中「この法律」を「前項に、これを以て」を、「これをもつて」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

農業共済団体は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

第八条に見出しとして「(事業年度)」を付する。

第九条及び第十條を削る。

第十一条に見出しとして「(印紙税の非課税)」を付し、同条中「農業災害補償」を「農業保険」に改め、同条を第九條とする。

第十二條に見出しとして「(農作物共済の共済掛金の負担)」を付し、同条第一項を次のように改める。

国庫は、農作物共済につき、水稻及び第九十八條第一項第一号の政令で指定する食糧農作物に係るものにあつては、第三百三十六條第一項に

(農林水産省令への委任)

第二百二十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第四百四十五条の二に見出しとして「(行政庁)」を付し、同条中「第二章及び第五章の二」を「この法律」に、「第五十三條及び第五十三條の二第一項」を「第七十二條及び第七十三條第一項」に、「組合等」を「農業共済組合(都道府県の区域を超える区域をその区域とするものを除く。及び共済事業を行う市町村に、「農業共済組合連合会」を「(第二百九条第一項の規定による検査に關する事項については、都道府県知事の要請があり、かつ、農林水産大臣が必要があると認める場合には、農林水産大臣及び都道府県知事)、その他の農業共済団体」に改め、同条を第二百二十四條とする。

第四百四十五条を削る。

第四百四十四條に見出しとして「(農漁業保険審査会)」を付し、同条第二項中「第四百四十一條第一項(第四百四十二條を「第二百九十八條第一項(第二百九十三條及び第二百七十七條)に改め、同条を第二百二十三條とする。

第四百四十三條の二に見出しとして「(都道府県農業共済保険審査会)」を付し、同条第一項ただし書中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に改め、同条第二項中「第三百一十一條第一項」を「第七十一條第一項」に改め、同項第二号中「(政府と特定組合との間に存する保険關係に係るものを除く。）」を「(都道府県区域の全部又は一部をその区域とする農業共済団体等が行う共済事業又は保険事業に係るもの」に改め、同条を第二百二十二條とする。

第四百四十三條に見出しとして「(損害評価会)」を付し、同条第一項中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に改め、同条第二項及び第三項中「共済規程等又は保険規程の」を「事業規程等」に改め、同条第四項中「の外」を「のほか」に改め、同条を第二百二十一條とする。

第六章を第八章とする。

第五章の三の章名中「農業災害補償關係業務」を「農業保險關係業務」に改める。

第四百四十二條の十四に見出しとして「(獨立行政法人農林漁業信用基金法の特例)」を付し、同条中「農業災害補償關係業務」を「農業保險關係業務」に、「ついでに」を「ついでに」に改め、「第五條第六項」の下に、「第十六條第一項、第二十條第一項を、「第二十三條第一項」の下に「の規定の適用については、同法第五條第六項を加え、農業災害補償法」を「農業保險法」と、同法第二十二條第二項及び第二十三條第一項中「第十五條各号に掲げる業務」とあるのは「第十五條各号に掲げる業務及び農業保險關係業務」に改め、第五章の三中同条を第二百二十條とする。

第四百四十二條の十三に見出しとして「(財務大臣との協議)」を付し、同条第一号中「第四百四十二條の九第一項の指定をしよう」を「第二百九十五條第一項の農林水産省令を定めよう」に改め、同条第二号中「農業災害補償關係業務」を「農業保險關係業務」に改め、同条を第二百十九條とする。

第四百四十二條の十二に見出しとして「(農業保險關係資金)」を付し、同条第一項中「農業災害補償關係業務」を「農業保險關係業務」に、「農業災害補償關係資金」を「農業保險關係資金」に改め、同条第二項及び第三項中「農業災害補償關係資金」を「農業保險關係資金」に改め、同条を第二百十八條とする。

第四百四十二條の十一に見出しとして「(区分經理)」を付し、同条中「農業災害補償關係業務」を「農業保險關係業務」に、「農業災害補償關係資金」を「農業保險關係資金」に改め、同条を第二百十七條とする。

第四百四十二條の十に見出しとして「(貸付金等の使用)」を付し、同条第一項中「農業共済組合連合会又は組合等」を「農業共済団体等」に改め、「資金」の下に「(次項において貸付金という。）」を加え、「又は園芸施設共済に係る保險金又は共済金の支払」を若しくは園芸施設共済若しくは農業経

営收入保險に係る共済金若しくは保險金の支払又は第四百七十五條第二項第二号の資金の貸付け」に改め、同条第二項中「農業共済組合連合会又は組合等」を「農業共済団体等」に、「同項の資金又は」を「貸付金又は同項の」に改め、同条を第二百十六條とする。

第四百四十二條の九に見出しとして「(業務の委託)」を付し、同条第一項中「農業災害補償關係業務」を「農業保險關係業務」に、「農林水産大臣の指定する」を「農林水産省令で定める」に改め、同条第二項中「組合等」を「農業共済団体等」に改め、同条第四項中「第二百一十一條の規定による保險事業及び第四百三十二條の二第一項の規定による共済事業のほか」を削り、同条を第二百十五條とする。

第四百四十二條の八に見出しとして「(獨立行政法人農林漁業信用基金の業務)」を付し、同条第一項中「農業共済組合連合会が行う保險事業及び組合等が行う共済事業」を「農業共済団体等が行う共済事業及び保險事業」に、「係る保險金又は共済金の支払に必要な」を「必要な」に改め、同条第一号中「農業共済組合連合会又は組合等」を「農業共済団体等」に、「保險金又は共済金」を「共済金又は保險金」に改め、同項第三号中「前各号に掲げる」に改め、同項第五号とし、同項第二号中「農業共済組合連合会又は組合等」を「農業共済団体等」に、「保險金又は共済金」を「共済金又は保險金」に改め、同項を同項第三号とし、同条の次に次の一号を加える。

四 全国連合会が農業経営收入保險に係る保險金の支払又は第四百七十五條第二項第二号の資金の貸付けに關して金融機關に対し負担する債務の保証

第四百四十二條の八第一項第一号の次に次の一号を加える。

二 全国連合会が農業経営收入保險に係る保險金の支払又は第四百七十五條第二項第二号の資金の貸付けに關して必要とする資金の貸付け第四百四十二條の八第二項中「農業共済組合連合

会又は組合等」を「農業共済団体等」に改め、同条を第二百十四條とする。

第五章の三を第七章とする。

第四百四十二條の七に見出しとして「(決議等の取消し)」を付し、同条中「基いて」を「基づいて」に、「(簡月)」を「月」に、「取消」を「取消し」に改め、第五章の二中同条を第二百十三條とする。

第四百四十二條の六に見出しとして「(役員の変更等の命令)」を付し、同条第一項及び第三項中「第四百四十二條の五」を「第二百十條」に改め、同条を第二百十二條とする。

第四百四十二條の五の二に見出しとして「(必要な措置等の指示)」を付し、同条第一項中「第四百四十二條の二」を「第二百八條」に、「徴し」を「求め」に、「同条若しくは第四百四十二條の三」を「第二百九條第一項若しくは第二項」に、「当該共済事業に係る」を「又は受託者の」に改め、「当該市町村」の下に「又は当該受託者に業務を委託した共済事業を行う市町村」を加え、「採るべき」を「とるべき」に改め、同条を第二百十一條とする。

第四百四十二條の五に見出しとして「(必要な措置等の命令)」を付し、同条第一項中「第四百四十二條の二」を「第二百八條」に、「徴し、又は前三條を「求め、又は前条第一項から第三項まで」に改め、「農業共済団体」の下に「又は受託者」を加え、「定款又は共済規程若しくは保險規程」を「又は定款等」に改め、「当該農業共済団体」の下に「又は当該受託者に業務を委託した農業共済団体」を加え、「採るべき」を「とるべき」に改め、同条を第二百十條とする。

第四百四十二條の四に見出しとして「(検査)」を付し、同条中「農業共済団体」の下に「又は受託者」を加え、「定款又は共済規程若しくは保險規程」を「又は定款等」に改め、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

行政庁は、農業共済団体等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等若しくは共済事業の実施に關する条例を守つていないかどうかを知るために必要があるときは、農業共済団

体等又は受託者の業務又は会計の状況を検査することができ。

行政庁は、農業共済団体等の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査しなければならない。

第百四十二条の四に次の二項を加える。

前三項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第一項から第三項までの規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第百四十二条の四を第百九条とする。

第百四十二条の三を削る。

第百四十二条の二に見出しとして「報告」を付し、同条中「組合等又は農業共済組合連合会」を

「農業共済団体又は共済事業を行う市町村（以下「農業共済団体等」という。）に、「定款又は共済規程等若しくは保険規程」を又は定款等若しくは共済事業の実施に関する条例に、「組合等若しくは農業共済組合連合会からその業務若しくは」を

「農業共済団体等又は受託者（第百四十四条第一項又は第百八十八条第一項の規定により農業共済団体等から業務の委託を受けた者をいう。以下同じ。）からその業務又は」に、「当該を」に、「若しくは会計。以下この条及び次条において」を「又は会計に、受託者にあつてはその委託された業務又はこれに係る会計に限る。以下に、徴し、又は組合等若しくは農業共済組合連合会の業務若しくは会計の状況を検査する」を「求める」に改め、同条を第百八条とする。

第五章の二を第六章とする。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 政府の再保険事業等

第五節 農業共済事業に係る再保険事業

第百四十二条に見出しとして「（準用）」を付し、同条中「第百二十九条第三号及び第百三十七条の二から第百四十一号の二まで」を「第百七十条（第

三号に係る部分に限る。）及び第百九十四条から第百九十九号まで」に改め、後段を次のように改める。

この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五章第二節中第百四十二条を第百三十三条とする。

第百四十一号の五から第百四十一号の七までを削る。

第百四十一号の四に見出しとして「（保険関係の成立）」を付し、同条第一項中「特定組合」を「特定組合等」に、「に農作物共済を」に「第九十七号第一項第一号から第五号までに掲げる共済事業」に、「共済目的の種類ごと及び農作物共済の共済事故等による種類ごと」を「政令で定めるところにより」に改め、「当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき」を削り、同条第二項から第五項までを削り、同条を第百二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（保険金額等）

第百二条 前条の保険関係に係る保険金額、保険料及び保険金に關し必要な事項は、政令で定める。

第百四十一号の三に見出しとして「（政府の保険事業）」を付し、同条中「が第八十三条第一項第一号及び第三号から第六号まで」を「又は全国連合会（次条において「特定組合等」という。）が第九十七条第一項第一号から第五号まで」に改め、同条を第百二条とする。

第五章第一節の節名を次のように改める。

第一節 農業共済責任保険事業に係る再保険事業

第百四十一号の二に見出しとして「（準用）」を付し、同条中「政府」を「この節の規定による政府」に、「第八十七号の二第六項及び第八十八号から第九十号まで」を「第百九十九号及び第百二十条」に改め、後段を次のように改める。

この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五章第一節中第百四十一号の二を第百九十九号とする。

第百四十一号に見出しとして「（審査の申立て）」を付し、同条第一項中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に改め、同条第二項中「第百三十一号第二項」を「第百七十一号第二項」に改め、同条を第百九十八号とする。

第百四十条に見出しとして「（免責事由）」を付し、同条中「の定める」を「定める」に、「責めを」に改め、同条第一号中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に、「保険規程」を「事業規程」に改め、同条第二号及び第三号中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に改め、同条第四号中「農業共済組合連合会が第百三十八号又は前条を」を「都道府県連合会が前二条」に改め、同条を第百九十七号とする。

第百三十九号中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に、「の定める」を「定める」に、「その」を「その」に改め、同条を第百九十六号とする。

第百三十八号中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に、「の定める」を「定める」に改め、同条を第百九十五号とし、同条の前に見出しとして「（通知義務）」を付する。

第百三十七号の二に見出しとして「（再保険料の分割支払）」を付し、同条中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に、「保険規程」を「事業規程」に、「の定める」を「定める」に改め、同条を第百九十四号とする。

第百三十五号から第百三十七号までを削る。

第百三十四条に見出しとして「（再保険関係の成立）」を付し、同条第一項中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に、「に農作物共済を」に「第九十七条第一項第一号から第五号までに掲げる共済事業」に、「共済目的の種類ごと及び農作物共済の共済事故等による種類ごと」を「政令で定めるところにより」に改め、「当該保険関係に係る保険責任を一体としてこれにつき」を削り、同条第二項から第四項までを削り、同条を第百九十二号と

し、同条の次に次の一条を加える。

（再保険金額等）

第百九十三号 前条の再保険関係に係る再保険金額、再保険料及び再保険金に關し必要な事項は、政令で定める。

第百三十三条に見出しとして「（政府の再保険事業）」を付し、同条中「農業共済組合連合会が農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済を」を「都道府県連合会が第九十七号第一項第一号から第五号までに掲げる共済事業」に改め、同条を第百九十一号とする。

第五章に次の一節を加える。

第三節 農業経営収入保険事業に係る再保険事業

（政府の再保険事業）

第百四号 政府は、全国連合会が農業経営収入保険によつて被保険者に対して負う保険責任を再保険するものとする。

（再保険関係の成立）

第百五号 全国連合会と保険資格者との間に農業経営収入保険の保険関係が存するときは、政令で定めるところにより、政府と全国連合会との間に、農業経営収入保険に係る再保険事業の再保険関係が存するものとする。

（再保険金額等）

第百六号 前条の再保険関係に係る再保険金額、再保険料及び再保険金に關し必要な事項は、政令で定める。

（準用）

第百七号 この節の規定による政府の再保険事業には、第百二十号、第百七十条（第三号に係る部分に限る。）及び第百九十四号から第百九十八号まで並びに保険法第十一号及び第九十五号の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四章 農業経営収入保険事業

（農業経営収入保険事業）

第百七十五号 全国連合会は、農業経営収入保険

事業を行うことができる。

農業経営収入保険事業は、次に掲げる事業とする。

一 被保険者の農業収入の減少について、当該被保険者に対し保険金(第百八十二条第一項の特約をした場合にあつては、同項第二号の特約補填金を含む。次号及び第百八十六条において同じ。)を交付する事業

二 前号に掲げる事業の被保険者で保険金の支払が見込まれるものに対し、その見込額の範囲内で、当該被保険者の農業経営の安定に必要な資金を貸し付ける事業
(保険資格者)

第百七十六条 全国連合会との間に農業経営収入保険の保険関係を成立させることができる者は、農業を営む者であつて、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの(以下「保険資格者」という。)

一 農林水産省令で定める期間を通じて所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第四十号に規定する青色申告書である同項第三十七号に規定する確定申告書を提出する個人(農林水産省令で定める基準に従い、農業の経営管理の合理化を図る上で必要な措置を講じている者に限る。)であること。

二 農林水産省令で定める期間を通じて法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第三十七号に規定する青色申告書である同条第三十一号に規定する確定申告書を提出する法人(農林水産省令で定める基準に従い、農業の経営管理の合理化を図る上で必要な措置を講じている者に限る。)であること。

三 農林水産省令で定める期間を通じて法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書を提出する同条第三十二号の六の七に規定する連結親法人(当該連結親法人による同条第三十二号の七の七に規定する連結完全支配関係にある同条第三十二号の七に規定する連結子法人を含む、これらのうち農林水産省令で定め

る基準に従い、農業の経営管理の合理化を図る上で必要な措置を講じている者に限る。)であること。

前項の規定にかかわらず、保険期間において、組合等との間に、第九十七条第一項第一号から第五号までに掲げる共済事業(農林水産省令で定めるものを除く。)の共済関係の存する者その他農業収入の減少について補填を行う事業であつて農林水産省令で定めるものを利用する者は、保険資格者に該当しないものとする。
(保険関係の成立)

第百七十七条 農業経営収入保険の保険関係は、保険期間ごとに、保険資格者が、農林水産省令で定めるところにより、当該保険関係の成立について申し込み、全国連合会がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

全国連合会は、前項の規定による申込みを受けたときは、当該申込みをした者が第百八十七条において準用する保険法第三十条の規定により農業経営収入保険の保険関係を解除されたことがある者である場合その他の農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除いては、その承諾を拒んではならない。
(保険料の支払)

第百七十八条 被保険者は、全国連合会との間に保険関係が成立したときは、農林水産省令で定める支払期限までに、事業規程で定めるところにより、保険料を全国連合会に支払わなければならない。

(保険金額)
第百七十九条 農業経営収入保険の保険金額は、保険限度額を超えない範囲内において農林水産省令で定めるところにより保険資格者が申し出た金額とする。

前項の保険限度額は、基準収入金額に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額とする。前項の基準収入金額は、保険資格者の農林水産省令で定める期間における農業収入金額及び保険期間中に見込まれる農業収入金額を基礎と

して、農林水産省令で定めるところにより全国連合会が定める金額とする。

前項の農業収入金額(以下「農業収入金額」という。)は、対象農産物等(農作物、家畜及び農産物並びに農産物に簡易な加工を施したものとして農林水産省令で定めるものをいい、他の農業者が生産したものその他の農林水産省令で定めるものを除く。以下同じ。)に係る収入金額として農林水産省令で定めるところにより算出した金額とする。

被保険者が生産する対象農産物等の種類の変更その他農林水産省令で定める事由がある場合は、保険期間の中途においても、農林水産省令で定めるところにより、第一項の保険限度額及び保険金額を変更するものとする。
(保険料率)

第百八十条 農業経営収入保険の保険料率は、保険事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて全国連合会が定める区分(次項において「危険段階」という。)ごとに、基準保険料率を下回らない範囲内において事業規程で定める。

前項の基準保険料率は、その率を危険段階ごとの保険金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が保険料標準率に一致するように、全国連合会が危険段階ごとに定める。

前項の保険料標準率は、過去一定年間における被害率を基礎として、農林水産大臣が定める。

第二項の保険料標準率は、三年ごとに一般に改定する。

(保険金)
第百八十一条 全国連合会は、被保険者の保険期間中の農業収入金額が第百七十九条第一項の保険限度額に達しないときに、当該保険限度額と当該農業収入金額との差額に、保険金額の保険限度額に対する割合を乗じて得た金額を保険金として支払うものとする。

第百八十二条 農業経営収入保険の保険関係が成立する場合には、農林水産省令で定めるところにより、これと併せて次に掲げる内容の特約をすることができる。

一 被保険者が、農業収入の減少がその農業経営に及ぼす影響を緩和するための積立金を全国連合会に積み立てるものであること。

二 全国連合会が、被保険者の保険期間中の農業収入金額が補填限度額に達しないときに、当該被保険者に対し、特約補填金を支払うものであること。

三 全国連合会が、保険期間の満了後、第一号の積立金(以下この条において「積立金」という。)の額に残余があるときは、その残余の額を当該被保険者に払い戻すものであること。
積立金は、その額、その積立の方法その他の事項が、農林水産省令で定める基準に適合するものとする。

第一項第二号の補填限度額(次項において「補填限度額」という。)は、次に掲げる金額を合計して得た金額とする。

一 第百七十九条第一項の保険限度額
二 第百七十九条第二項の基準収入金額に、農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額(次項において「基準補填金額」という。)

第一項第二号の特約補填金(次項において「特約補填金」という。)の金額は、補填限度額と当該被保険者の保険期間中の農業収入金額との差額に、補填対象金額(基準補填金額の範囲内において、農林水産省令で定めるところにより被保険者が申し出た金額をいう。第一号において同じ。)の基準補填金額に対する割合を乗じて得た金額とする。ただし、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を限度とする。

一 補填対象金額
二 積立金の額に四を乗じて得た金額
前項の場合において、特約補填金の金額のうち、その四分の一に相当する金額は積立金をもつて充て、その四分の三に相当する金額は第十

八条の交付金をもつて充てるものとする。

保険期間の満了日の翌日に開始する保険期間において第一項の特約を継続する場合には、同項第三号の規定にかかわらず、積立金の残余の額を当該保険期間における積立金の全部又は一部に充てることができる。

(保険期間)

第百八十三条 農業経営収入保険の保険期間は、課税期間その他の事情を考慮して農林水産省令で定める基準に従い事業規程で定める期間とする。

(死亡、解散等の場合の権利義務の承継)

第百八十四条 被保険者が死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割(農業経営収入保険の保険関係に係る農業経営の全部を承継させるものに限る。)をした場合には、その包括承継人は、全国連合会の承諾を受けて、農業経営収入保険の保険関係に関し被保険者の有していた権利義務を承継することができる。被保険者が、農林水産省令で定める方法により、農業経営収入保険の保険関係に係る農業経営の全部を一体として譲り渡した場合におけるその譲受人についても、同様とする。

全国連合会は、前項の包括承継人が第百七十六條第一項各号に掲げる要件を満たしていないことその他の正当な理由がなければ、前項の承諾を拒むことができる。

(被保険者の遵守すべき事項)

第百八十五条 全国連合会は、被保険者が、帳簿を備えて農作業の状況その他のその農業経営に関する事項を記入すべきこと、保険金額を変更すべき事由が生じた場合に全国連合会に通知すべきことその他の被保険者の遵守すべき事項として農林水産省令で定める事項を事業規程において定めなければならない。

(免責事由)

第百八十六条 次の場合には、全国連合会は、保険金の全部又は一部につき、その支払の責任を免れることができる。

一 第百七十七條第一項の規定による申込みをした被保険者が、当該申込みの際、当該申込みに係る農業収入金額に関する農林水産省令で定める重要な事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によつてこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき(全国連合会がこれを知つていたとき、及び過失によつてこれを知らなかつたときを除く。)

二 被保険者が正当な理由がないのに保険料の払込みを遅滞したとき。

三 被保険者が前条の規定により事業規程で定められる被保険者の遵守すべき事項を遵守しなかつたとき。

四 被保険者が次条において準用する第百二十五條第一項の規定による義務を怠つたとき。

五 被保険者が次条において準用する第百二十六條の規定による指示に従わなかつたとき。

六 被保険者が次条において準用する第百三十條(第一号を除く。)の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

七 その他政令で定める事由があるとき。

(準用)

第百八十七条 農業経営収入保険には、第百八十八條第一項及び第二項、第百二十條、第百二十五條から第百二十七條まで、第百二十九條、第百三十條(第一号を除く。)、第百三十一條第一項並びに第百三十二條第三項並びに保険法第四條、第六條、第十一條、第十七條第一項、第二十二條、第二十一條、第二十五條、第二十七條、第二十八條、第三十條、第三十一條第一項及び第二項(第二号を除く。)、第三十二條(第一号に係る部分に限る。))並びに第九十五條の規定を準用する。この場合において、第百八十八條第一項中「賦課する」とあるのは「負担させる」と、同条第二項中「賦課金の賦課」とあるのは「事務費の負担」と、第百二十條中「賦課金」とあるのは「事務費」と、第百二十五條第一項中「共済目的について通常すべき管理その他損害防止」とあるのは

は「通常の農業者の行う農業経営に係る努力その他の保険事故の発生防止」と、同条第二項中「管理その他損害防止」とあるのは「努力その他の保険事故の発生防止」と、第百二十六條及び第百二十七條中「損害防止」とあるのは「保険事故の発生防止」と、第百二十九條中「損害防止又は」とあるのは「保険事故の発生防止又は」と、同条中「共済目的のある土地又は工作物」とあるのは「被保険者の事務所その他の施設」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(業務の委託)

第百八十八条 全国連合会は、農業経営収入保険事業に係る業務のうち、保険料の徴収に係るもの、資金の貸付けに係るもの(貸付けの決定を除く。))その他農林水産省令で定めるものを次に掲げる者に委託することができる。

一 農業共済組合、都道府県連合会又は共済事業を行う市町村

二 農業協同組合又は農業協同組合連合会その他農林水産省令で定める金融機関

三 その他農林水産省令で定める法人

前項第一号に掲げる者は、同項の規定による委託を受けて同項に規定する業務を行うことができる。

第一項第二号に掲げる者は、農業協同組合法第十條の規定その他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受けて同項に規定する業務を行うことができる。

(秘密保持義務)

第百八十九条 全国連合会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、農業経営収入保険に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

前項の規定は、前条第一項の規定により委託を受けて行う農業経営収入保険に係る業務に従事する者又はこれらの者であつた者について準用する。

(運搬及び技術的な協力の確保等)

第百九十條 全国連合会は、農業経営収入保険事業の効率的かつ円滑な実施を図るため、全国連合会の行う事業と同種の事業を行う者(〇)との連

合の効率的かつ円滑な実施を図るため、全国連合会の行う事業と同種の事業を行う者(〇)との連担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)第四條第一項の交付金を交付する者及び技術的な協力の確保に努めるものとする。事業その他の農業収入の減少について補償を行う事業を行う者を含む。)

全国連合会は、農業経営収入保険事業の実施に関して必要があるときは、国、独立行政法人、地方公共団体及び対象農産物等の販売の事業を行う者その他の関係者に対し、資料又は情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

行政庁は、全国連合会に対し、農業経営収入保険事業の効率的かつ円滑な実施に必要となる情報の提供又は指導若しくは助言を行うよう努めるものとする。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 農業共済事業等

第百二十條の二十八に見出しとして「共済金を交付する事業」を付し、同条第一項中「第八十三條の規定による」を第九十九條第一項又は第六項の規定により行うに、「第八十四條第五項に掲げる」を第九十八條第五項に規定するに改め、同条第二項中「前項の」を「前三項の規定による」に、「第百十一條の四」を「第百十五條」に改め、「第八十八條第二項」の下に、「第二十條」を加え、同条第一項の次に次の二項を加える。

都道府県連合会は、総会の議決を経て、その組合員たる農業共済組合、その組合員たる共済事業を行う市町村に係る共済資格者又は当該都道府県連合会の区域内に住所を有する農業協同組合若しくは農業協同組合連合会から共済掛金の支払を受け、第九十八條第五項に規定する損害と同種の損害について、共済金を交付する事業を行うことができる。

全国連合会は、第百條第一項から第三項までの規定により行う共済事業のほか、総会の議決を経て、特定区域内に住所を有する農業協同組合又は農業協同組合連合会から共済掛金の支払を受け、第九十八條第五項に規定する損害と同

種の損害について、共済金を交付する事業を行うことができる。

第三章第七節中第二百二十条の二十八を第六百六十三条とする。

第六百二十条の二十七を削る。

第六百二十条の二十六に見出しとして「(共済金額の最高額の制限)」を付し、同条を第六百六十二条とする。

第六百二十条の二十五及び第三章第七節の節名を削る。

第六百二十条の二十四に見出しとして「(共済金)」を付し、同条第一項中「超える」を「超えた」に改め、「に相当する金額」及び「当該組合員等に」を削り、同条第二項中「の定める」を「で定める」に、「共済規程等」を「事業規程等」に改め、同条を第六百六十一条とし、同条の次に次の款名を付する。

第七款 任意共済

第六百二十条の二十三に見出しとして「(共済掛金率)」を付し、同条第一項を次のように改める。

園芸施設共済の共済掛金率は、特定園芸施設の種類のその他の農林水産省令で定める共済関係の区分(以下この条において「共済掛金区分」という。)ごと及び危険段階ごとに、基準共済掛金率を下回らない範囲内において事業規程等で定める。

第六百二十条の二十三第二項中「園芸施設基準共済掛金率は、施設区分ごと及び園芸施設共済の共済目的等による種別を「共済掛金標準率」は、共済掛金区分に、「農林水産省令で定める」を「過去」に改め、「地域別の」及び「当該地域別に」を削り、同条第四項中「第一項の園芸施設基準共済掛金率」を「第二項の共済掛金標準率」に改め、同条第三項を削り、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の基準共済掛金率は、その率を危険段階ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が共済掛金標準率に一致するように、組合等が共済掛金区分ごと及び危険段階ごとに定める。

第六百二十条の二十三を第六百六十条とする。

第六百二十条の二十二に見出しとして「(共済金額)」を付し、同条第一項中「に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、共済価額の百分の八十」を削り、「共済規程等の」を「農林水産省令で」に改め、「農業共済組合の」を削り、「園芸施設共済資格者」を「共済資格者」に改め、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「農林水産大臣が定める準則に従い」及び「共済責任期間開始の時に」を削り、「勘案して、」の下に「農林水産省令で定めるところにより」を加え、同条第二項を削り、同条を第六百五十九条とする。

第六百二十条の二十一に見出しとして「(共済責任期間)」を付し、同条中「共済規程等の」を「事業規程等」に改め、同条ただし書中「ただし、」の下に「農林水産省令で定める」を加え、「共済規程等」を「事業規程等」に改め、同条を第六百五十八条とする。

第六百二十条の二十及び第六百二十条の二十の二を削る。

第六百二十条の十九に見出しとして「(共済関係の成立)」を付し、同条第一項中「農業共済組合の組合員又は次条の園芸施設共済資格者が、その者が所有し」を「組合員又は共済資格者が、事業規程等で定めるところにより、その所有し」に改め、同条第二項を次のように改める。

組合員又は共済資格者が特定園芸施設の所有者である場合における当該特定園芸施設についての前項の規定の適用については、同項中「所有し、又は管理する特定園芸施設」とあるのは、「所有する特定園芸施設、園芸施設共済の共済関係を成立させないことを相当とする農林水産省令で定める事由に該当するもの及び園芸施設共済に付されたものを除く。」の全てを」とする。

第六百二十条の十九を第六百五十七条とする。

第六百二十条の十五から第六百二十条の十八まで及び第三章第六節の節名を削る。

第六百二十条の十四に見出しとして「(共済金額)」

を付し、同条第一項を次のように改める。

畑作物共済の共済金額は、共済目的の種類(農林水産大臣が特定の共済目的の種類につき品種、栽培方法、蚕等に依りて区分を定めたときは、その共済目的の種類については、その定めた区分。以下この款において同じ。)ごとに、次に掲げるいずれかの金額とする。

一 当該共済目的の種類に係る基準収穫量(蚕繭にあつては、基準収穫量)に農林水産省令で定める割合を乗じて得た数量に、単位当たり共済金額を乗じて得た金額

二 当該共済目的の種類に係る共済限度額を超えない範囲内において農林水産省令で定めるところにより組合員又は共済資格者が申し出した金額

第六百二十条の十四第二項中「前項各号」を「前項第一号の基準収穫量及び基準収穫量は、組合員又は共済資格者ごとに、農林水産省令で定めるところにより組合員等が定める数量とし、同号に、「畑作物共済の共済目的の種類等」と及び「農林水産大臣が定める地域ごとに、当該畑作物共済の共済目的の種類等」を「共済目的の種類」に改め、「農林水産大臣が定める二以上の金額につき」を削り、「組合員等が共済規程等で定める」を「組合員又は共済資格者が申し出した」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

第一項第二号の共済限度額は、基準生産金額に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額とする。

前項の基準生産金額は、組合員又は共済資格者ごとに、過去一定年間に於いて収穫され、又は収穫された共済目的の種類ごとの農作物又は蚕繭の生産金額(当該農作物又は蚕繭に係る収入金額で農林水産省令で定めるものを含む。第六百五十五條第二項において同じ。)を基礎として、農林水産省令で定めるところにより組合員等が定める金額とする。

第六百二十条の十四を第六百五十三条とし、同条の次に次の三条及び款名を加える。

(共済掛金率)

第六百五十四條 畑作物共済の共済掛金率は、共済目的の種類その他の農林水産省令で定める共済関係の区分(以下この条において「共済掛金区分」という。)ごと及び危険段階ごとに、基準共済掛金率を下回らない範囲内において事業規程等で定める。

前項の基準共済掛金率は、その率を危険段階ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が共済掛金標準率に一致するように、組合等が共済掛金区分ごと及び危険段階ごとに定める。

前項の共済掛金標準率は、共済掛金区分ごとに、過去一定年間に於ける被害率を基礎として、農林水産大臣が定める。

第二項の共済掛金標準率は、三年ごとに一般に改定する。

(共済金)

第六百五十五條 組合等は、第六百五十三條第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済については、共済目的の種類ごとに、共済事故による農作物又は蚕繭の減収又は品質の低下(これらのうち農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合において、その年産の農作物又は蚕繭の生産金額が同号の共済限度額に達しないときに、当該共済限度額と当該生産金額との差額に、共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額を共済金として支払うものとする。

組合等は、第六百五十三條第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済については、共済目的の種類ごとに、共済事故による農作物又は蚕繭の減収又は品質の低下(これらのうち農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合において、その年産の農作物又は蚕繭の生産金額が同号の共済限度額に達しないときに、当該共済限度額と当該生産金額との差額に、共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額を共済金として支払うものとする。

第一項の減収量は、第六百五十三條第一項第一号の基準収穫量又は基準収穫量及びその年産の農作物の収穫量又は蚕繭の収穫量を基礎として、農林水産省令で定めるところにより算定す

るものとする。

(共済責任期間)

第五百六十六条 畑作物共済の共済責任期間は、共済目的の種類たる農作物又は果樹の発芽期、共済事故の発生態様その他の事情を考慮して農林水産省令で定める基準に従い事業規程等で定める期間とする。

第六款 園芸施設共済

第二百二十条の十三を削る。

第二百二十条の十二に見出しとして「(共済関係の成立)」を付し、同条第一項中「農業共済組合の組合員又は次条の畑作物共済資格者が、その者」を「組合員又は共済資格者が、事業規程等で定めるところにより、当該組合員又は共済資格者」に、「第八十四条第一項第六号の」を「畑作物共済の共済目的たる」に、「で、組合等が現に行っている畑作物共済においてその共済目的の種類として」を「(次に掲げる農作物又は果樹を除く。以下この条において「対象農作物等」という。)のすべてを組合等の」を「(畑作物共済の共済関係を成立させないことを相当とする農林水産省令で定める事由に該当するものを除く。)のすべてを」に改め、各号を削り、同条第三項中「共済規程等で対象農作物等」を「事業規程等で畑作物共済の共済目的たる農作物又は果樹」に、「ときは、当該対象農作物等について」を「場合における」に、「すべての種類の対象農作物等について」を「共済目的の種類」とに改め、「に、当該区分に係る対象農作物等のすべてについて前項を削り、同条第二項を削り、同条を第百五十二条とする。

第二百二十条の十、第二百二十条の十一及び第三章第五節の節名を削る。

第二百二十条の九に見出しとして「(共済責任期間)」を付し、同条第一号を次のように改める。

一 共済目的の種類たる果樹の花芽の形成期、共済事故の発生態様その他の事情を考慮して農林水産省令で定める基準に従い事業規程等で定める期間

第二百二十条の九第二号中「共済規程等」を「事業規程等」に改め、同条を第百五十一条とし、同条の次に次の款名を付する。

第五款 畑作物共済

第二百二十条の八に見出しとして「(共済金)」を付し、同条第一項を次のように改める。

組合等は、第百四十八条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済については、収穫共済の共済目的の種類ごとに、共済事故による果実の減収量が農林水産省令で定める数量を超えた場合に、共済金額に、当該減収量の基準収穫量に対する割合に応じて農林水産省令で定める率を乗じて得た金額を共済金として支払うものとする。

第二百二十条の八第三項中「特定収穫共済については、収穫共済の共済目的の種類等」と及び組合員等ごとに、第八十四条第一項第四号に規定する「を」第百四十八条第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済については、収穫共済の共済目的の種類ごとに、共済事故による「に」改め、「低下」の下に「これらのうち」を加え、「第九十八条の二の準則に従い認定された当該組合員等の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る」を削り、「その特定収穫共済限度額に」を「同号の共済限度額に」に、「その特定収穫共済限度額から当該生産金額を差し引いて得た金額を」当該共済限度額と当該生産金額との差額に、「特定収穫共済限度額に対する」を「共済限度額に対する」に改め、「に相当する金額」及び「当該組合員等」を削り、同条第四項中「及び第二項」を「の減収量は、農林水産省令で定めるところにより算定するものとし、同項に、組合等が第百二十条の六第三項の規定により定められた」を「第百四十八条第一項第一号の」に、「農林水産大臣の定める方法」を「農林水産省令で定めるところ」に改め、同条第五項を次のように改める。

第百四十八条第五項の規定により細区分が定められた収穫共済の共済目的の種類についての第一項の規定の適用については、同項中「果実の減収量」とあるのは「収穫共済の共済目的の種類

の細区分ごとの果実の減収量にそれぞれ当該細区分に係る果実の単位当たり価額を乗じて得た金額の合計金額」と、「数量」とあるのは「金額」と、「減収量の基準収穫量」とあるのは「合計金額の基準収穫金額(当該細区分ごとの果実の基準収穫量にそれぞれ当該細区分に係る果実の単位当たり価額を乗じて得た金額の合計金額をいう。）」とする。

第二百二十条の八第六項中「樹体共済の共済目的の種類等」と及び組合員等ごとを「樹体共済の共済目的の種類」とに改め、「に相当する金額」及び「当該組合員等」を削り、同条第七項中「の定める」を「で定める」に、「共済規程等」を「事業規程等」に改め、同条第二項を削り、同条を第百五十二条とする。

第二百二十条の七を削る。

第二百二十条の六に見出しとして「(共済金額)」を付し、同条第一項を次のように改める。

収穫共済の共済金額は、収穫共済の共済目的の種類(農林水産大臣が特定の共済目的の種類につき品種、栽培方法等に応じて区分を定めたときは、その共済目的の種類については、その定めた区分。以下この款において同じ。)ごとに、次に掲げるいずれかの金額とする。

一 当該収穫共済の共済目的の種類に係る標準収穫量に果実の単位当たり価額を乗じて得た金額を超えない範囲内において農林水産省令で定めるところにより組合員又は共済資格者が申し出た金額

二 当該収穫共済の共済目的の種類に係る共済限度額を超えない範囲内において農林水産省令で定めるところにより組合員又は共済資格者が申し出た金額

第二百二十条の六第二項中「及び第二号」を「の標準収穫量は、組合員又は共済資格者ごとに、農林水産省令で定めるところにより組合等が定める数量とし、同号に、収穫共済の共済目的の種類等」と及び農林水産大臣の定める地域ごとを「収穫共済の共済目的の種類」とに改め、同条第三項

を次のように改める。

第一項第二号の共済限度額は、基準生産金額に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額とする。

第二百二十条の六第四項中「第一項第三号」を「前項」に改め、「収穫共済の共済目的の種類等」と及び農業共済組合の「を」削り、「果樹共済資格者」を「共済資格者」に改め、「農林水産大臣が定める準則に従い、その者が」を削り、「収穫した当該収穫共済の共済目的の種類等に係る」を「収穫された収穫共済の共済目的の種類」とに、「第百二十条の八第三項を」第百五十条第二項に改め、「として、」の下に「農林水産省令で定めるところにより」を加え、同条第五項中「の収穫共済の共済目的の種類等」を「当該収穫共済の共済目的の種類」に、「第二号、第二項並びに第三項」を「第二項」に、「第一項第一号及び第二号中「標準収穫金額」を「同号中「収穫共済の共済目的の種類に係る標準収穫量」に、「標準収穫金額(当該収穫共済の共済目的の種類等)」を「収穫共済の共済目的の種類」に、「に」と、「当該収穫共済の共済目的の種類」とあるのは「当該細区分」を「標準収穫量にそれぞれ当該細区分に係る」に改め、「数を乗じて」を削り、「合計額」と、第二項及び第三項中「収穫共済の共済目的の種類等」を「合計金額」と、同項中「収穫共済の共済目的の種類」に、「収穫共済の共済目的の種類等の細区分」を「収穫共済の共済目的の種類等の細区分」に改め、同条第六項中「共済金額は、」の下に「樹体共済の」を加え、「樹体共済の共済目的の種類等」という。こと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者」を「この款において同じ。」に改め、「農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者が、共済規程等の定めるところにより」及び「共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を」下らず、共済価額の百分の八十」を削り、「において」を「において農林水産省令で定めるところにより組合員又は共済資格者が」に改め、同条第七項を次

のように改める。

前項の共済価額は、樹体共済の共済目的の種類ごと及び組合員又は共済資格者ごとに、樹体共済の共済関係に係る果樹及び支持物の価額を基礎として、農林水産省令で定めるところにより組合等が定める金額とする。

第二百二十条の六第八項を削り、同条を第四百十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(共済掛金率)

第四百四十九条 果樹共済の共済掛金率は、収穫共済にあつては収穫共済の共済目的の種類その他の農林水産省令で定める共済関係の区分(以下この条において「収穫共済掛金区分」という。)ごと及び危険段階ごとに、樹体共済にあつては樹体共済の共済目的の種類その他の農林水産省令で定める共済関係の区分(以下この条において「樹体共済掛金区分」という。)ごと及び危険段階ごとに、それぞれ基準共済掛金率を下回らない範囲内において事業規程等で定める。

前項の基準共済掛金率は、その率を危険段階ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が共済掛金標準率に一致するように、収穫共済にあつては収穫共済掛金区分ごと及び危険段階ごとに、樹体共済にあつては樹体共済掛金区分ごと及び危険段階ごとに、それぞれ組合等が定める。

前項の共済掛金標準率は、収穫共済にあつては収穫共済掛金区分ごとに、樹体共済にあつては樹体共済掛金区分ごとに、それぞれ過去一定年間における被害率を基礎として、農林水産大臣が定める。

第二項の共済掛金標準率は、三年ごとに一般に改定する。

第一百八条から第二百二十条まで、第三章第四節の節名及び第二百二十条の二から第二百二十条の五までを削る。

第一百七条に見出しとして「(共済金の支払とみなされる場合)」を付し、同条中「家畜共済」を「疾病傷害共済」に改め、「疾病又は傷害の」を削り、

「組合等」の下に「又は都道府県連合会」を、「当該組合等」の下に「又は当該都道府県連合会の組合員たる組合等」を加え、同条を第四百六条とし、同条の次に次の款名及び一条を加える。

第四款 果樹共済

(共済関係の成立)

第四百四十七条 果樹共済の共済関係は、収穫共済にあつてはその共済目的の種類ごと及び果実の年産ごと、樹体共済にあつてはその共済目的の種類ごと及び共済責任期間ごとに、組合員又は共済資格者が、事業規程等で定めるところにより、当該組合員又は共済資格者が現に栽培している収穫共済又は樹体共済の共済目的たる果樹(収穫共済又は樹体共済の共済関係を成立させないことを相当とする農林水産省令で定める事由に該当するものを除く。)の全てを収穫共済又は樹体共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによって、成立するものとする。

第四百十三条から第四百六条までを削る。

第一百十二条に見出しとして「共済責任の開始日及び共済掛金期間」を付し、同条第一項中「共済規程等」を「事業規程等」に、「第八十六条第一項の共済規程等」を「事業規程等」に改め、ただし書を削り、同条第二項中「(肉豚)」を「農林水産省令で定める家畜」に、「第八十四条第一項第三号に規定する肉豚に係る期間に相当する」を「一年未満で農林水産省令で定める」に改め、同項ただし書中「ただし」の下に「農林水産省令で定める」を加え、「共済規程等」を「事業規程等」に改め、同条第三項中「(肉豚に係る家畜共済にあつては、当該家畜共済に係る共済掛金期間。第四百十四条第一項において同じ。)」は、第一項本文を「は、第一項」に改め、同条を第四百二十二条とし、同条の次に次の三条を加える。

(共済金額)

第四百四十三条 死亡廃用共済の共済金額は、共済掛金期間(農林水産省令で定める家畜に係るものにあつては、農林水産省令で定める飼養区

分。次項において同じ。)ごとに、共済価額を超えない範囲内において農林水産省令で定めるところにより組合員又は共済資格者が申し出た金額とする。

疾病傷害共済の共済金額は、共済掛金期間ごとに、支払限度額を超えない範囲内において農林水産省令で定めるところにより組合員又は共済資格者が申し出た金額とする。

第一項の共済価額は死亡廃用共済の共済関係に係る家畜の価額を基礎として、前項の支払限度額は疾病傷害共済の共済関係に係る家畜の価額及び家畜の診療に要する標準的な費用を基礎として、農林水産省令で定めるところにより、それぞれ組合等が定める金額とする。

農林水産省令で定める事由により包括共済関係に係る家畜の価額の合計金額に変更が生じたときは、共済掛金期間の中途においても、農林水産省令で定めるところにより、死亡廃用共済にあつては第一項の共済価額及び共済金額を、疾病傷害共済にあつては第二項の支払限度額及び共済金額を、それぞれ変更するものとする。

(共済掛金率)

第四百四十四条 死亡廃用共済の共済掛金率は、共済目的の種類(農林水産大臣が特定の共済目的の種類につき共済事故の発生態様の類似性を勘案して区分を定めたときは、その共済目的の種類については、その定めた区分。以下この条において同じ。)ごと及び危険段階ごとに、基準共済掛金率を下回らない範囲内において事業規程等で定める。

疾病傷害共済の共済掛金率は、共済目的の種類ごと及び危険段階ごとに、次に掲げる率を合計して得た率とする。

一 疾病及び傷害による損害(次号に規定する診療技術料等を除く。)に対応する基準共済掛金率を下回らない範囲内において事業規程等で定める率

二 診療技術料等 疾病及び傷害による損害のうち診療に要する費用で農林水産省令で定め

るものをいう。)に対応する基準共済掛金率を下回らず、農林水産省令で定める率を超えない範囲内において事業規程等で定める率

前二項の基準共済掛金率は、その率を危険段階ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が共済掛金標準率に一致するように、死亡廃用共済にあつては共済目的の種類ごと及び危険段階ごとに、疾病傷害共済にあつては共済目的の種類ごと、前項各号に規定する損害の区分ごと及び危険段階ごとに、それぞれ組合等が定める。

前項の共済掛金標準率は、死亡廃用共済にあつては共済目的の種類ごとに、疾病傷害共済にあつては共済目的の種類ごと及び第二項各号に規定する損害の区分ごとに、それぞれ過去一定年間における被害率を基礎として、農林水産大臣が定める。

前項の共済掛金標準率は、三年ごとに一般に改定する。

(共済金)

第四百四十五条 死亡廃用共済に係る共済金は、共済事故に係る家畜の価額を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定された損害の額に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額とする。ただし、農林水産省令で定める死亡廃用共済の共済関係にあつては、農林水産大臣が定める金額を限度とする。

疾病傷害共済に係る共済金は、農林水産省令で定めるところにより、共済事故によつて組合員等が被る損害の額として算定された額とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第一百一条の六から第一百一十一条の九までを削る。

第一百一十一条の五に見出しとして「(共済関係の消滅)」を付し、同条中「第一百一条第一項」を「前条第一項」に、「包括共済関係と」を「包括共済関係」とに、「家畜共済」を「死亡廃用共済」に、「同条第三項の規定により家畜共済」を「他の死亡廃用

共済に、「成立していたときは、当該を「存するときは、新たに成立する」に、「その成立していた」を「既に存する死亡廃用共済の」に改め、同条に次の一項を加える。

疾病傷害共済については、前項の規定を準用する。

第百十一條の五を第百四十一條とする。

第百十一條の二から第百十一條の四までを削る。

第百十一條に見出しとして「(共済関係の成立)」を付し、同条第一項を次のように改める。

家畜共済の共済関係は、農林水産省令で定める家畜の区分ごとに、組合員又は共済資格者が、事業規程等で定めるところにより、当該組合員又は共済資格者の飼養する当該区分に係る家畜共済の共済目的たる家畜(牛の胎児を含む。以下同じ。)を一体として死亡廃用共済又は疾病傷害共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

第百十一條第二項中「又は種雄馬に」を、「種雄馬その他の家畜であつて農林水産省令で定めるものの」に改め、「共済関係は」の下に、「前項の規定にかかわらず」を加え、「農業共済組合の組合員又は第百十一條の三第一項の家畜共済資格者がその者」を「組合員又は共済資格者が、事業規程等で定めるところにより、当該組合員又は共済資格者」に、「種雄牛又は種雄馬で第八十四條第一項第三号に掲げる牛又は馬であるものを組合等の家畜共済」を「家畜共済の共済目的たる家畜を死亡廃用共済又は疾病傷害共済」に改め、同条第三項を削り、同条を第百四十條とする。

第百七條から第百十條の二まで及び第三章第三節の節名を削る。

第百六條に見出しとして「(共済金額)」を付し、同条第一項を次のように改める。

農作物共済の共済金額は、共済目的の種類(農林水産大臣が特定の共済目的の種類につき品種、栽培方法等に応じて区分を定めたとき

は、その共済目的の種類については、その定めたる区分。以下この款において同じ。)ごとに、次に掲げるいずれかの金額とする。

一 当該共済目的の種類に係る基準収穫量に農林水産省令で定める割合を乗じて得た数量に、単位当たり共済金額を乗じて得た金額

二 当該共済目的の種類に係る共済限度額を超えない範囲内において農林水産省令で定めるところにより組合員又は共済資格者が申し出た金額

第百六條第二項中「前項各号」を「前項第一号の基準収穫量は、組合員又は共済資格者」ごとに、農林水産省令で定めるところにより組合等が定める数量とし、同号に、「農作物共済の共済目的の種類等」ごとに、当該農作物共済の共済目的の種類等を「共済目的の種類」に改め、「農林水産大臣が定める二以上の金額につき」を削り、「組合等が共済規程等で定める」を「組合員又は共済資格者が申し出たに改め、同条に次の二項を加える。

第一項第二号の共済限度額は、基準生産金額に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額とする。

前項の基準生産金額は、組合員又は共済資格者ごとに、過去一定年間に於いて収穫された共済目的の種類ごとの農作物の生産金額(当該農作物に係る収入金額で農林水産省令で定めるものを含む。第百三十八條第二項において同じ。)を基礎として、農林水産省令で定めるところにより組合等が定める金額とする。

第百六條を第百三十六條とし、同条の次に次の三條及び款名を加える。

(共済掛金率)

第百三十七條 農作物共済の共済掛金率は、共済目的の種類その他の農林水産省令で定める共済関係の区分(以下この条において「共済掛金区分」という。)ごと及び共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じ、組合等が定める区分(以下この節において「危険段階」という。)ごとに、基準共済掛金率を下

回らない範囲内において事業規程等で定める。

前項の基準共済掛金率は、その率を危険段階ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が共済掛金標準率に一致するように、組合等が共済掛金区分ごと及び危険段階ごとに定める。

前項の共済掛金標準率は、共済掛金区分ごとに、過去一定年間に於ける被害率を基礎として、農林水産大臣が定める。

第二項の共済掛金標準率は、三年ごとに一般に改定する。

(共済金)

第百三十八條 組合等は、第百三十六條第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする農作物共済については、共済目的の種類ごとに、共済事故による農作物の減収量が農林水産省令で定める数量を超えた場合に、その超えた部分の数量に同号の単位当たり共済金額を乗じて得た金額を共済金として支払うものとする。

組合等は、第百三十六條第二号に掲げる金額を共済金額とする農作物共済については、共済目的の種類ごとに、共済事故による農作物の減収又は品質の低下(これらのうち農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合において、その年産の農作物の生産金額が同号の共済限度額に達しないときに、当該共済限度額と当該生産金額との差額に、共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額を共済金として支払うものとする。

第一項の減収量は、第百三十六條第一項第一号の基準収穫量及びその年産の農作物の収穫量を基礎として、農林水産省令で定めるところにより算定するものとする。

(共済責任期間)

第百三十九條 農作物共済の共済責任期間は、共済目的の種類たる農作物の移植期又は発芽期、共済事故の発生態様その他の事情を考慮して農林水産省令で定める基準に従い事業規程等で定める期間とする。

第三款 家畜共済

第三章第二節の節名及び第百四條から第百五條までを削る。

第百三條に見出しとして「(準用)」を付し、同条中「第十一條」を「第四條、第六條、第十一條」に、「第二十五條及び」を「第二十條、第二十五條、第二十八條、第三十條、第三十一條第一項及び第二項(第二号を除く。並びに)」に改め、「規定の下に」(これらの規定のほか、家畜共済にあつては同法第十條、第十七條第二項及び第二十二條の規定、第十八條第二項及び第二十二條の規定、任意共済にあつては同法第九條、第十條及び第十八條第二項の規定)を加え、同条を第百三十四條とし、同条の次に次の款名及び一條を加える。

第二款 農作物共済

(共済関係の成立)

第百三十五條 農作物共済の共済関係は、共済目的の種類ごと及び農作物の年産ごとに、農業共済組合の組合員若しくは第二十條第四項の規定による全国連合会の組合員(第百四十六條及び第百六十三條第二項を除き、以下この節において「組合員」と総称する。)又は共済資格者が、事業規程等で定めるところにより、当該組合員又は共済資格者が耕作を行う農作物共済の共済目的たる農作物(農作物共済の共済関係を成立させないことを相当とする農林水産省令で定める事由に該当するものを除く。)の全てを農作物共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

第百三十九條の二から第百三十二條までを削る。

第百三十九條に見出しとして「(免責事由)」を付し、同条第一項中「責め」を「責任」に改め、同項第一号中「第九十四條第一項」を「第百二十五條第一項」に改め、同項第二号中「第九十五條」を「第百二十六條」に改め、同項第三号中「第九十八條」を「第百三十條」に改め、同項第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号及び第七号を削り、同項第八号中「第百二十條の二第一項、第百二十條の十

第二項又は第二百二十条の十九第一項を「第三百二十五条、第四百零一条第一項、第四百零七条、第五百零二条第一項又は第五百零七条第一項」に、「果樹、農作物」を「農作物、家畜（当該申込みの際、現に飼養していたものに限る。）」、果樹に、「第十四条第四項」を「第九十八条第四項」に、「とき及び」を「とき、及び」に改め、同号を同項第五号とし、同項に次の一号を加える。

六 その他政令で定める事由があるとき。

第九十九条第三項中「第六百六条第一項第一号、第二百二十条の六第一項第一号又は第二百二十条の十二第一項第一号」を「第三百二十六条第一項、第四百零八条第一項又は第五百零三条第一項」に改め、同条第二項を削り、同条を第三百三十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（協力依頼）
等

第三百三十三條 組合等は、共済金額の決定又は支払うべき共済金に係る損害の額の認定に関し必要があるときは、組合員等からその生産した農産物の加工若しくは販売の委託を受け、若しくは当該農産物の売渡しを受けた者又は組合員等に資材の売渡しをした者に対し、当該委託又は売渡しに係る農産物又は資材の数量、品質又は価格に関する資料の提供につき、その協力を求めることができる。

行政庁は、組合等に対し、共済事業の効率的かつ円滑な実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言を行うよう努めるものとする。

第九十八条の二に見出しとして「損害認定」を付し、同条中「農林水産大臣が定める準則」を「農林水産省令で定める基準」に改め、同条に次の一項を加える。

組合等は、その支払うべき農作物共済、収穫共済又は畑作物共済の共済金に係る損害の額を認定するに当たっては、事業規程等で定めるところにより、あらかじめ当該組合等の損害評価会の意見を聴かなければならない。

第九十八条の二を第三百三十一條とする。
第九十八条に見出しとして「（通知義務）」を付

し、同条第一項中「共済事故が発生したときは」を「次に掲げる場合は、事業規程等で定めるところにより」に、「その」を「その」に改め、同項に次の各号を加える。

一 共済目的に農林水産省令で定める異動を生じたとき。

二 共済事故が発生したとき。

三 共済金の支払を受けるべき損害があると認めるとき。

第九十八条第二項を削り、同条を第三百三十二条とする。

第九十七条に見出しとして「調査」を付し、同条中「何時でも」を「いつでも」に、「出来る」を「できる」に改め、同条を第三百二十九条とする。

第九十六条の二に見出しとして「（家畜診療施設）」を付し、同条中「共済規程等の」を「事業規程等」に改め、同条を第三百二十八条とする。

第九十六条に見出しとして「損害防止施設」を付し、同条中「共済規程等の」を「事業規程等」に改め、同条を第三百二十七条とする。

第九十五条に見出しとして「損害防止の処置の指示」を付し、同条を第三百二十六条とする。

第九十四条に見出しとして「（通常すべき管理等の義務）」を付し、同条を第三百二十五条とする。

第九十三条に見出しとして「共済関係に関する権利義務の承継」を付し、同条第一項中「農作物共済の」を「当該農業共済資格団体の行う耕作に係る」及び「以下この項及び第四項において同じ。」を削り、「共済関係」を「組合等の承諾を受けて、共済関係」に改め、「承継する」の下に「ことができる」を加え、ただし書を削り、同条第五項中「前四項」を「前二項」に改め、同条第二項及び第四項を削り、同条を第三百二十四条とする。

第九十二条に見出しとして「（共済金額の削減）」を付し、同条中「政令の」を「政令で」に改め、同条を第三百二十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（共済関係の存続）
第三百二十三條 組合等との間に共済事業の共済関係の存する者が、住所を移転したこと（農業共済資格団体にあっては、その構成員が住所を移転したこと）により組合員又は共済資格者でなくなった場合において、その者が当該共済関係を存続させることについてその移転前に当該組合等の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、なお存続するものとする。

組合等は、正当な理由がなければ、前項の承諾を拒むことができない。

第九十一条に見出しとして「（共済金の額の下限）」を付し、同条中「二つて」を「一回つて」に改め、同条を第三百二十一条とする。

第九十条に見出しとして「（共済掛金等の相殺の制限）」を付し、同条中「第八十七条第一項」を「第八十八条第一項」に、「以て」を「もつて」に改め、同条を第三百二十条とする。

第八十九条を削る。

第八十八条に見出しとして「（共済掛金等に関する権利の消滅時効）」を付し、同条中「第八十七条第一項」を「前条第一項」に、「払戻」を「払戻し」に、「因つて」を「よつて」に改め、同条を第三百十九条とする。

第八十七条の二を削る。

第八十七条に見出しとして「（事務費の賦課）」を付し、同条第一項中「共済規程等の」を「事業規程等」に、「第十四条」を「第十九条」に改め、同条第二項中「政令の」を「政令で」に改め、同条第三項中「第三百三十二条第一項」を「第七百七十二条及び第七百七十四条」に改め、「また」を削り、同条を第三百十八条とする。

第八十六条に見出しとして「（共済掛金の支払）」を付し、同条第一項中「共済規程」を「組合等との間に共済関係が成立したときは、農林水産省令で定める支払期限までに、事業規程」に、「共済規程等」と総称する。）の「を」を「事業規程等という。」に改め、「定額」を削り、同条第二項を削り、同条を第三百十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（共済事故としない旨の申出）
第九十八条に見出しとして「（通知義務）」を付し、同条中「農林水産大臣が定める準則」を「農林水産省令で定める基準」に改め、同条に次の一項を加える。

組合等は、政令で定めるところにより、組合等に対し、第九十八条第一項各号に掲げる共済事故の一部を共済事故としない旨の申出をすることができる。

前項の申出があつたときは、当該申出に係る共済事業の共済関係（家畜共済の共済関係にあつては、当該申出に係る共済掛金期間）においては、第九十八条第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる共済事故のうち当該申出に係るものを共済事故としないものとする。

組合等は、第一項の申出に係る共済関係については、農林水産省令で定めるところにより、共済掛金を割り引くものとする。この場合において、第十條第一項及び第二項、第十三条並びに第十四条の規定の適用については、これらの規定中「基準共済掛金率」とあるのは、「基準共済掛金率を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される率」とする。

第八十五条の二に見出しとして「（業務の委託）」を付し、同条第一項中「行なう」を「行う」に、「事務」を「業務」に改め、「第八十七条の二の規定による督促及び滞納処分を除く。」を削り、「農業協同組合又は農業協同組合連合会」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 農業協同組合又は農業協同組合連合会その他農林水産省令で定める金融機関

二 その他農林水産省令で定める法人

第八十五条の十二第二項中「農業協同組合及び農業協同組合連合会」を「前項第一号に掲げる者」に改め、「第十條の規定の下に」を「その他の法律の規定」を加え、「前項」を「同項」に、「事務を行なう」を「業務を行う」に改め、同条を第三百十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（申込みに応ずる義務）

第三百十五條 組合等は、その行う共済事業の共済関係の成立について組合員又は共済資格者から申込みを受けたときは、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除いては、その承諾を拒んではならない。

第八十五条の十一に見出しとして「(市町村の廃置分合の場合の取扱い)」を付し、同条を第百三十三条とする。

第八十五条の十に見出しとして「(共済事業の実施に関する条例の変更)」を付し、同条第二項中「第二十五条を第三十一条に、第二十六条を第三十二条に、定款、共済規程若しくは保険規程を定款等に改め、同条を第百十二条とする。

第八十五条の九に見出しとして「(市町村による共済事業の全部の廃止)」を付し、同条第三項中「第二十六条を第三十二条に改め、同条第四項中「第四十七条を第六十六条に改め、同条を第百十一条とする。

第八十五条の八に見出しとして「(市町村による共済事業に関する経過措置)」を付し、同条第一項中「第八十三条並びに第八十五条第一項及び第十一項を第九十九条第一項及び第四項に、第八十五条の四第一項を第五十五条第一項に、同条第一号のを同項第一号に掲げるに、同項第四号イのを同項第四号イに掲げるに改め、同条第二項から第四項までを削り、同条を第百九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(区分経理)

第百十條 共済事業を行う市町村は、当該共済事業の経理については、政令で定めるところにより特別会計を設けてこれを行い、その経費は、当該共済事業による収入をもつて充てなければならない。

共済事業を行う市町村は、特別の事由により必要があるときは、予算で定めるところにより、一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入をもつて当該共済事業の経費に充てることができる。

前項の規定による繰入金に相当する金額は、翌年度以降において、予算で定めるところにより、当該繰入金繰り入れた一般会計又は他の特別会計に繰り入れなければならない。ただし、一般会計又は他の特別会計において支出す

べきものを当該共済事業の特別会計において支出したことによる繰入金その他特別の事由による繰入金については、議会の議決を経て、当該繰入金を繰り入れた一般会計又は他の特別会計に繰り入れなければならない。

共済事業を行う市町村の経理については、第六十三条及び第六十四条の規定を準用する。第八十五条の七を削る。

第八十五条の六に見出しとして「(市町村による共済事業の実施区域の特例)」を付し、同条第一項中「第八十五条の三第一項を第百二条第一項に、共済事業を行う市町村を共済事業を行う市町村に、且つをかつに、本章の規定によりを第九十九条第一項第一号から第五号までに掲げるに改め、同条第三項中「二箇月」を二月に、の定めるをで定めるに改め、同条第四項中「第八十五条の三第四項を第百二条第四項に改め、同条を第百七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(市町村による共済事業の実施)

第百八條 共済事業を行う市町村については、第九十九条第一項から第四項までの規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十五条の五に見出しとして「(政令への委任)」を付し、同条中「外、第八十五条の二第一項をほか、第百一条第一項に改め、同条を第百六条とする。

第八十五条の四に見出しとして「(農業共済組合による共済事業に関する経過措置)」を付し、同条第一項中「第八十五条の三第三項を第百二条第三項に、の公示をの規定による公示に、本条をこの条に、第八十三条及び第八十五条を第九十九条に改め、同項第六号中の外をのほかに改め、同条第二項中「第八十五条の三第三項のを第百二条第三項の規定によるに改め、同条第五項中の農作物共済を掲げる農作物共済に、の果樹共済を掲げる果樹共済に、すべてを全てに、第八十五条の三第

三項のを第百二条第三項の規定によるに、二箇月を二月に改め、同条を第百五条とする。第八十五条の三の二に見出しとして「(共済事業の実施に関する条例)」を付し、同条中「第二十九条第一項第六号を第三十五条第一項第六号に、第三十条第一項各号を第三十六条第一項第一号から第六号まで及び第八号に改め、同条を第百三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(共済資格者)
第百四條 第百七条第一項に規定する共済事業を行う市町村との間に当該共済事業の共済関係を成立させることができる者は、当該市町村が行う第二十條第一項第一号から第五号までに掲げる共済事業の種類に応じ、当該各号に定める者で、当該共済事業の実施区域内に住所を有するもの(農林水産省令で定める基準に従い共済事業の実施に関する条例で定める者を除く)とする。

前項に規定する共済関係を成立させることができる者(以下「共済資格者」という。)については、第二十條第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「農業共済組合の区域」とあるのは、「共済事業の実施区域」と読み替えるものとする。

第百七條第一項に規定する共済事業を行う市町村との間に当該共済事業の共済関係の存する者が、共済資格者でなくなつたときは、その時に、当該共済関係は、消滅するものとする。

第八十五条の三に見出しとして「(市町村による共済事業の実施の認可)」を付し、同条第一項中「第八十五条第一項を第九十九条第一項に、二箇月以上を二箇月に、すべてを全てに、の公示をに基づき、且つをかつに、本章の規定によりを第九十九条第一項第一号から第五号までに掲げるに改め、同条第二項中「第八十五条の六第一項のを第百七条第一項に規定するに改め、同条第三項中「二箇月」を二月に、の定めるをで定めるに、且つをかつに改め、同条第四項中「第二十五条を第三十一条

に、第二十六条第二項を第三十二条第二項に、定款、共済規程若しくは保険規程を定款等に改め、同条第五項中「第二十六条第二項を第三十二条第二項に、の定めるをで定めるに改め、同条を第百二条とする。

第八十五条の二に見出しとして「(市町村に対する共済事業の実施の申出)」を付し、同条第一項中「本章の規定によりを第九十九条第一項第一号から第五号までに掲げるに改め、同条第二項中「そのを、そのに改め、同条第三項中「第四十条の二を第六十条に改め、同条を第百一条とする。

第八十五条に見出しとして「(農業共済組合による共済事業の実施)」を付し、同条第一項中「第八十三条第一項第一号及び第三号を第九十九条第一項第一号及び第二号に、行わなければならないをを行うに改め、同条第二項後段を削り、同条第十項を次のように改める。

家畜共済には、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「当該農業共済組合の組合員の営む当該種類についての耕作の業務の総体としての規模が農林水産大臣の定める基準に達しないことその他当該種類」とあるのは、「当該種類」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十五条第十一項中「第十三項を次項に、農業共済組合連合会が第百二十一條第二項を都道府県連合会が第百六十四條第二項に、第八十三条第一項第四号から第六号までを第九十九条第一項第三号から第五号までに改め、同条第十三項中「農業共済組合連合会を都道府県連合会に、第百二十一條第二項を第百六十四條第二項に、第八十三条第一項第七号を第九十九条第一項第六号に改め、同条第三項から第九項まで及び第十二項を削り、同条に次の一項を加える。

特定組合は、第九十九条第一項第三号から第六号までに掲げる共済事業を行うことができる。

第八十五条を第九十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(全国連合会による共済事業の実施)

第百条 全国連合会は、農林水産省令で定めるところにより、特定区域(当該全国連合会と特定合併をした特定組合又は都道府県連合会の区域に相当する区域をいう。以下同じ。)を実施区域として、第九十七条第一項第一号及び第二号に掲げる共済事業を行う。

全国連合会は、農林水産省令で定めるところにより、特定区域を実施区域として、第九十七条第一項第三号から第六号までに掲げる共済事業を行うことができる。

前二項に規定するもののほか、全国連合会は、農林水産省令で定めるところにより、特定区域以外の区域(以下この項において「特定区域外区域」という。)を実施区域として、共済事業を行うことができる。この場合において、全国連合会は、特定区域外区域において農業共済組合又は第七十七条第一項に規定する共済事業を行う市町村が行う共済事業の共済目的の種類とされているものを、共済事業の共済目的の種類とすることができない。

第一項の規定により全国連合会が共済事業を行う場合には、前条第二項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第八十四条に見出しとして「共済事業の内容」を付し、同条第一項中「農業共済組合」を「共済事業」に改め、「家畜共済」の下にのち死亡廃用共済にあつては第二号、家畜共済のうち疾病傷害共済を加え、「組合員」を「組合員等」に、「ものとする」を「事業とする」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 共済目的 牛、馬及び豚で出生後経過した期間が農林水産省令で定める基準に適合するもの

共済事故 牛、馬及び種豚にあつては死亡(と殺による死亡及び家畜伝染

病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五十八条第一項(第四号に係る部分に限る。)の規定による手当金、同条第二項の規定による特別手当金又は同法第六十条の二第一項の規定による補償金の交付の原因となる死亡を除く。以下この条において同じ。)及び廃用、種豚以外の豚にあつては死亡

三 共済目的 前号に掲げる牛、馬及び豚(種豚に限る。)

共済事故 疾病及び傷害

第八十四条第一項第四号中「による果実の減収及び品質の低下(第二百二十条の六第一項第三号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済(以下「特定収穫共済」という。)にあつては、果実」を「果実」に、「生産金額の減少」を「ものに限る。」に改め、同項第五号中「前号の」を「前号に掲げる」に改め、「除く」の下に「以下この号において同じ」を加え、「による枯死」を「果樹の枯死」に、「及び損傷」を「又は損傷を伴うものに限る。」に改め、同項第六号中「第一号の」を「第一号に掲げる」に改め、「による農作物の減収(てん菜その他政令で定める農作物にあつては、農作物の減収及び糖度の低下)及び」による減収」を削り、同項第七号中「調節」を「調節し」に改め、「以下同じ」を削り、「(以下)を」(第四項第一号において)に改め、同条第二項中「牛等(前項第三号)を」(前項第二号に、「胎児をいい、」を「胎児(これらのうち)に改め、「以下同じ」を削り、「共済規程」を「事業規程」第七十七条第一項に規定する共済事業を行う市町村にあつては、共済事業の実施に関する条例。第四項において同じ。)で」に改め、「家畜共済」の下に「(牛の胎児にあつては、死亡廃用共済に限る。)」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、牛の胎児に係る共済事故は、死亡とする。

第八十四条第三項中「第一項第三号」を「第一項第二号」に改め、「これを」を削り、同条第四項中「共済規程」を「事業規程」に改め、同条第五項中「農業共済組合」を「共済事業」に、「の農作物、同項第四号の果樹、同項第六号の」を「に掲げる農作物、同項第四号に掲げる果樹、同項第六号に掲げる」に、「組合員」を「組合員等」に、「ものとする」を「事業とする」に改め、同条を第九十八条とする。

第八十三条に見出しとして「共済事業の種類」を付し、同条第一項中「農業共済組合の行う共済事業」を「共済事業の種類」に改め、同項第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項の次に次の一項を加える。

家畜共済は、死亡廃用共済及び疾病傷害共済とする。

第八十三条を第九十七条とし、同条の前に次の款名を付する。

第一款 通則

第三章第一節の節名を次のように改める。

第一節 農業共済事業

第三章に次の一節を加える。

第二節 農業共済責任保険事業

(都道府県連合会の保険事業)

第百六十四条 都道府県連合会は、その組合員たる組合等が第九十七条第一項第一号及び第二号に掲げる共済事業によつてその組合員等に対して負う共済責任を相互に保険する事業を行う。

都道府県連合会は、前項の規定による事業のほか、その組合員たる組合等が第九十七条第一項第三号から第六号までに掲げる共済事業によつてその組合員等に対して負う共済責任を相互に保険する事業を行うことができる。

(保険関係の成立)

第百六十五条 都道府県連合会の組合員たる組合等とその組合員等との間に共済事業の共済関係が存するときは、政令で定めるところにより、当該都道府県連合会と当該組合等との間に、当

該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

(保険金額等)

第百六十六条 前条の保険関係に係る保険金額、保険料及び保険金に關し必要な事項は、政令で定める。

(保険金の支払とみなされる場合)

第百六十七条 都道府県連合会の組合員たる組合等の疾病傷害共済に付された家畜につき共済事故が発生した場合において、都道府県連合会が診療その他の行為をし、又はその費用を負担したときは、当該都道府県連合会は、当該診療その他の行為に要した費用の額の限度において保険金を当該組合等に支払つたものとみなす。

(通知義務)

第百六十八条 都道府県連合会の組合員は、農林水産省令で定めるところにより、定期に、都道府県連合会に対し、当該組合員たる組合等とその組合員等との間に存する共済関係に關し必要な事項を通知しなければならない。

前項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、都道府県連合会の組合員は、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県連合会に通知しなければならない。

(損害防止の指導)

第百六十九条 都道府県連合会の組合員は、第百二十五条第一項の管理その他損害防止について指導しなければならない。

(免責事由)

第百七十条 次の場合には、都道府県連合会は、保険金の全部又は一部につき、その支払の責任を免れることができる。

一 組合員が法令又は事業規程等に違反して共済金を支払つたとき。

二 組合員が損害額を不当に認定して共済金を支払つたとき。

三 組合員が事業規程等に違反して共済関係を成立させ、又は消滅させなかつたとき。

四 組合員が第六十八条の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

五 組合員が正当な理由がないのに保険料の払込みを遅滞したとき。

六 組合員が前条の規定による指導を怠つたとき。

七 組合員が第七十二条において準用する第二百二十六条の規定による指示に従わなかつたとき。

八 組合員が第七十二条において準用する第二百三十条(第一号を除く。)の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

(審査の申立て)

第七十一条 都道府県連合会の組合員は、保険に関する事項について不服があるときは、都道府県農業共済保険審査会に審査を申し立てることができる。

前項の審査の申立ては、時効の中断に關しては、これを裁判上の請求とみなす。

(準用)

第七十二条 都道府県連合会の保険事業には、第六十八条第一項及び第二項、第六十九条から第七十一条まで、第七十二条から第七十三条まで、第七十条(第一号を除く。)、第七十一条並びに第七十二条第三項並びに保険法第六條及び第七十一条の規定を準用する。

(全国連合会の保険事業等)

第七十三条 全国連合会は、次に掲げる事業を行うことができる。

一 特定組合が第九十七条第一項第六号に掲げる共済事業によつてその組合員に対して負う共済責任を相互に保険する事業

二 特定組合が第六十三条第一項の規定による事業によつて同項の農業協同組合又は農業協同組合連合会に対して負う共済責任を相互に保険する事業

三 都道府県連合会が第六十三条第二項の規

定による事業によつて同項の農業共済組合、共済資格者又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会に対して負う共済責任を相互に保険する事業

四 都道府県連合会が第九十七条第一項第六号に掲げる共済事業に係る保険事業によつてその組合員たる農業共済組合に対して負う保険責任を相互に再保険する事業

(準用)

第七十四条 前条各号に掲げる事業には、第六十八条第一項及び第二項、第六十九条、第七十条、第七十一条、第七十二条、第七十三条、第七十四条、第七十五条(第一号を除く。)、第七十六条第一項、第七十七条第三項並びに第六十八条から第七十条まで並びに保険法第六條及び第七十一条の規定を準用する。

第二章第五節を次のように改める。

第五節 特定合併及び事業譲渡

(特定合併)

第九十一条 全国連合会と特定組合とは、合併を行うことができる。

全国連合会と都道府県連合会及びその組合員たる全ての農業共済組合とは、合併を行うことができる。

前二項の場合において、合併後存続する法人は、全国連合会とする。

第九十二条 前条第一項又は第二項の合併(以下「特定合併」という。)の際現に存する特定組合と政府との間の保険関係又は都道府県連合会と政府との間の再保険関係については、当該保険関係又は再保険関係に係る共済責任期間(家畜共済に係るものにあつては、共済掛金期間)が終了するまでの間は、全国連合会を当該特定組合又は都道府県連合会とみなして、この法律の規定を適用する。

第九十三条 特定合併については、第六十条、第六十五条第一項、第六十七条から第六十九条まで、第七十一条及び第七十二条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「農業共済組合」とあるのは、「農業共済団体」と読み替へるものとする。

第九十四条 農業共済組合は、共済事業の全部又は一部を全国連合会に譲り渡すことができる。

全国連合会は、農業共済組合から共済事業の全部又は一部を譲り受けることができる。

前二項の規定による共済事業の全部又は一部の譲渡し又は譲受け(以下「事業譲渡」という。)については、第六十条及び第六十七條から第六十九条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「農業共済組合」とあるのは、「農業共済団体」と読み替へるものとする。

(共済事業の効率化)

第九十五条 農業共済団体は、共済事業の効率化を図るため、相互に連携し、合併の推進その他共済事業の実施体制の改善に努めるものとする。

(政令への委任)

第九十六条 この節に規定するもののほか、農業共済団体が特定合併又は事業譲渡をした場合における共済関係、保険関係又は再保険関係に係る経過措置その他特定合併又は事業譲渡に關し必要な事項は、政令で定める。

第五十八條の五に見出しとして「(検査役の選任)」を付し、同条第二項中「前二條の規定は」を削り、「ついでこの下には、前二條の規定を」を加え、第二章第四節中同条を第九十条とする。

第五十八條の四に見出しとして「(裁判所の選任する清算人の報酬)」を付し、同条中「第五十四條の二を」を「第七十六條」に改め、同条を第八十九条とする。

第五十八條の三に見出しとして「(不服申立ての制限)」を付し、同条を第八十八條とする。

第五十八條の二に見出しとして「(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)」を付し、同条を第八十七條とする。

第五十八條に見出しとして「(清算終了の届出)」を付し、同条を第八十六條とする。

第五十七條に見出しとして「(決算報告書)」を付し、同条中「終つた」を「終わつた」に、「遅滞なく」を「遅滞なく」に改め、同条を第八十五条とする。

第五十六條の二に見出しとして「(裁判所による監督)」を付し、同条を第八十四条とする。

第五十六條を削る。

第五十五条の四に見出しとして「(清算中の農業共済団体についての破産手続の開始)」を付し、同条を第八十二条とし、同条の次に次の一條を加へる。

(残余財産の帰属)

第八十三条 解散した農業共済団体の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、第八十六條の規定による届出の時において、定款で指定した農業共済団体に帰属する。

前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

第五十五条の三に見出しとして「(期間経過後の債権の申出)」を付し、同条を第八十一条とする。

第五十五条の二に見出しとして「(債権の申出の催告等)」を付し、同条第一項中「二箇月」を「二月」に改め、同条を第八十条とする。

第五十五条に見出しとして「(清算人の財産調査義務)」を付し、同条を第七十九条とする。

第五十四条の四に見出しとして「(清算人の職務及び権限)」を付し、同条を第七十八条とする。

第五十四条の三に見出しとして「(清算人の解任)」を付し、同条を第七十七条とする。

第五十四条の二に見出しとして「(裁判所による清算人の選任)」を付し、同条を第七十六條とする。

第五十四条に見出しとして「(清算人の就任)」を付し、同条中「第四十六條第四項」を「第六十五条第四項」に改め、同条を第七十五条とする。

第五十三条の三に見出しとして「(清算中の農業共済団体の能力)」を付し、同条中「なお」を「なお」に改め、同条を第七十四條とする。

第五十三條の二に見出しとして「特定組合による権利義務の承継」を付し、同条第一項中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に、「他に」を「ほかに」に、「又は」を「又は」に、「すべて」を「全て」に、「次項」を「以下この条」に改め、同条第二項中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に改め、同条第三項中「第十五条第三項及び第十六条第四項」を「第二十条第三項及び第二十一条第一項」に、「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に改め、同条第四項中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に、「特定組合」を「特定組合」に改め、同条第五項中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に改め、同条第七十三条とする。 第五十三條に見出しとして「合併による権利義務の承継」を付し、同条中「因つて」を「よつて」に、「基いて」を「基ついて」に改め、同条を第七十二条とする。 第五十二條に見出しとして「合併の時期」を付し、同条中「因つて」を「よつて」に改め、「第六十四條に規定する」を削り、同条を第七十一条とする。 第五十一條第一項中「定款及び共済規程」を「定款等」に改め、同条第二項を次のように改める。 前項の規定による役員のうち理事の選任には、第三十七條第十一項本文の規定を準用する。 第五十一條第三項中「第四十四條の二」を「第六十條」に改め、同条を第七十條とし、第五十條を第六十九條とする。 第四十九條第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「二箇月」を「一月」に改め、同条を第六十八條とする。 第四十八條第三項中「第二十五條及び第二十六條」を「第三十一條及び第三十二條」に改め、同条を第六十七條とし、同条の前に見出しとして「合併の手續」を付する。 第四十七條に見出しとして「解散による共済関係等の終了」を付し、同条を第六十六條とする。	第四十六條に見出しとして「解散事由」を付し、同条第一項第二号中「合併」の下に「合併により当該農業共済組合が消滅する場合に限る。」を加え、同項第四号中「第四百四十二條の六第三項」を「第二百二十二條第三項」に改め、同条第三項中「第二十六條」を「第三十二條」に改め、同条第四項中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に、「第五十三條の二第二項」を「第七十三條第二項」に改め、同条を第六十五條とする。 第四十五條に見出しとして「総代会」を付し、同条第一項中「は、定款の」を「及び全国連合会は、農林水産省令で定める基準に従い定款で」に改め、同条第三項中「農業共済組合」を「当該農業共済組合又は全国連合会」に改め、同条第四項中「第三十一條第三項」を「第三十七條第三項」に、「第三十二條及び第四十一條」を「第三十八條及び第五十四條」に改め、第二章第三節中同条を第六十一条とし、同条の次に次の三條を加える。 (区分経理) 第六十二條 農業共済団体は、その会計を農林水産省令で定める勘定区分ごとに経理しなければならない。 (責任準備金の積立て) 第六十三條 農業共済団体は、毎事業年度の終わりに於いて存する共済責任又は保険責任につき、農林水産省令で定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。 (準備金の積立て) 第六十四條 農業共済団体は、不足金の補填に備えるため、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度の剰余金の中から準備金を積み立てなければならない。 第四十四條の二に見出しとして「(特別の議決)」を付し、同条を第六十條とする。 第四十四條に見出しとして「(総会の議事)」を付し、同条第一項中「定」を「定めの」に改め、同条第四項中「第三十八條第三項」を「第五十一條第三項」に改め、同条を第五十九條とする。 第四十三條に見出しとして「(総会の議決事項)」	を付し、同条第一項第一号中「定款」を「定款等」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項中「定款又は共済規程若しくは保険規程」を「定款等」に改め、同条第三項中「第二十五條及び第二十六條」を「第三十一條及び第三十二條」に改め、同条第四項中「定款又は共済規程若しくは保険規程」を「定款等」に改め、同条を第五十八條とし、第四十二條の三を第五十七條とする。 第四十二條の二第二項中「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条を第五十六條とし、同条の前に見出しとして「(参事)」を付する。 第四十二條に見出しとして「(準用)」を付し、同条を第五十五條とする。 第四十一條に見出しとして「(役員の改選の請求)」を付し、同条第一項中「因り」を「より」に改め、同条第二項ただし書中「定款又は共済規程若しくは保険規程」を「又は定款等に改め、同条第四項中「且つ」を「かつ」に改め、同条を第五十四條とする。 第四十條に見出しとして「(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)」を付し、同条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「掲げる」を「規定する」に改め、同条第三項中「掲げる」を「規定する」に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条を第五十三條とする。 第三十九條に見出しとして「(定款その他の書類の備付け及び閲覧)」を付し、同条第一項中「定款、共済規程又は保険規程」を「定款等」に、「の定め」を「で定める」に改め、同条第二項中「掲げる」を「規定する」に改め、同条を第五十二條とする。 第三十八條に見出しとして「(組合員に対する通知又は催告)」を付し、同条第一項中「あて」を「宛てる」に改め、同条を第五十一條とし、第三十七條を第五十條とする。 第三十六條第一項中「また」を削り、同条を第四十九條とする。 第三十五條第二項中「何時でも」を「いつでも」に	改め、同条を第四十八條とし、同条の前に見出しとして「(総会の招集)」を付する。 第三十四條の二に見出しとして「(監事の職務)」を付し、同条第三号中「定款」を「定款等」に改め、同条を第四十七條とする。 第三十四條に見出しとして「(理事の自己契約等の禁止)」を付し、同条中「また」を削り、同条を第四十六條とする。 第三十三條の六に見出しとして「(仮理事)」を付し、同条を第四十五條とする。 第三十三條の五に見出しとして「(理事の代理行為の委任)」を付し、同条を第四十四條とする。 第三十三條の四に見出しとして「(理事の代表権の制限)」を付し、同条を第四十三條とする。 第三十三條の三に見出しとして「(代表)」を付し、同条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第四十二條とする。 第三十三條の二に見出しとして「(業務の決定)」を付し、同条を第四十一條とする。 第三十三條に見出しとして「(役員の兼職禁止)」を付し、同条中「兼ねては」を「兼ねては」に改め、同条を第四十條とする。 第三十二條の二に見出しとして「(役員の忠実義務)」を付し、同条第一項中「定款、共済規程又は保険規程」を「定款等」に改め、同条第二項中「責任を負う」に改め、同条第三項中「責任を負う」を「責任を負う」に、「第四十條第一項に掲げる」を「第五十三條第一項に規定する」に改め、「また」を削り、同条を第三十九條とする。 第三十二條に見出しとして「(役員の任期)」を付し、同条第二項中「場合は」を「場合にあつては」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「第三十三條の六」を「第四十五條」に改め、同条を第三十八條とする。 第三十一條に見出しとして「(役員の定数及び選挙又は選任)」を付し、同条第三項本文中「定款の」を「定款で」に、「は創立総会」を「にあつては、創立総会」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「農業共済組合」の下に「又は全国連合
---	---	---	---

第一項の」を「第百七条第一項に規定する」に改め、同条第二項中「は、前項の事由に因る外」を「又は第二十条第四項の規定による全国連合会への組合員は、前項各号に掲げる事由によるほか」に、「第四十七条第一項」を「第六十六条第一項」に、「因つて」を「よつて」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「の定めるところにより」を「で定める基準に従い」に、「定を」を「定めを」に改め、同条第三項中「で、前項但書」を「又は第二十条第四項の規定による全国連合会への組合員で、前項ただし書に改め、当該農業共済組合」の下に「又は全国連合会」を加え、「定款の」を「定款で」に改め、第二章第一節中同条を第二十五条とする。

第十八条の二に見出しとして「議決権のない場合」を付し、同条を第二十四条とする。

第十八条第一項中「定款の」を「定款で」に、「第三十八条第三項」を「第五十一条第三項」に改め、同条第二項中「定款の」を「定款で」に改め、同条を

第二十三条とする。

第十七条第一項中「各々一箇」を「各一個」に改め、「農業共済組合」の下に「及び全国連合会を加え、同条第二項中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に、「定款の」を「定款で」に改め、同条に次の一項を加える。

全国連合会は、第一項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従ひ定款で定めるところにより、その組合員に対して、当該組合員たる第七十三条第四項に規定する特定組合の組合員の

数又は当該組合員たる都道府県連合会の組合員たる組合等の組合員等の数に基づき、二個以上の議決権並びに役員及び総代の選挙権を与えることができる。

第十七条を第二十二条とし、同条の前に見出し

として「議決権及び選挙権」を付する。

第十六条に見出しとして「(加入)」を付し、同条第四項中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に、「すべて」を「全て」に、「第八十五条の第三項」を「第百二条第一項」に改め、「また」を削

り、同条第五項中「農業共済組合は、」を「農業共済

組合及び全国連合会は、前条第一項又は第四項の規定により、「当該農業共済組合」を「これら」に、「申込」を「申込み」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。

全国連合会が成立したときは、第七十三条第四項に規定する特定組合及び都道府県連合会は、その時に、全て、当該全国連合会の組合員となる。全国連合会が成立した後に、同項に規定する特定組合又は都道府県連合会が成立したときは、当該特定組合又は都道府県連合会についても、同様とする。

第十六条第一項から第三項までを削り、同条を第二十一条とする。

第十五条に見出しとして「組合員たる資格」を付し、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる」を「当該農業共済組合が行う次の各号に掲げる共済事業の種類に応じ、当該各号に定める」に改め、「第一号及び第三号から第七号までに掲げる者にあつては」及び「第八号に掲げる者にあつてはその構成員のすべてが当該農業共済組合の区域内に住所を有するもの」を削り、「ところにより」を「基準に従い」に改め、同項各号を次のように改める。

一 農作物共済 農作物共済において共済目的の種類とされている農作物につき耕作の業務を営む者

二 家畜共済 死亡廃用共済又は疾病傷害共済において共済目的の種類とされている家畜につき養育の業務を営む者

三 果樹共済 収穫共済又は樹体共済において共済目的の種類とされている果樹につき栽培の業務を営む者

四 畑作物共済 畑作物共済において共済目的の種類とされている農作物又は畜産につき栽培又は養蚕の業務を営む者

五 園芸施設共済 第九十八条第一項第七号に規定する特定園芸施設を所有し、又は管理する者で農業を営むもの

六 任意共済 任意共済において共済目的の種類とされている農作物の耕作若しくは栽培の業務を営む者又は当該任意共済において共済目的の種類とされている農産物、建物若しくは農機具等を所有する者で農業に従事するもの

第十五条第二項を次のように改める。

前項第一号、第三号又は第四号に定める者のみが構成員となつていては、法人を除くものとし、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、代表者その他の農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従つた規約を定めておけるものに限る。以下「農業共済資格団体」という。で、その構成員の全てが一の農業共済組合の区域内に住所を有するものについては、当該農業共済資格団体を同項第一号、第三号又は第四号に定める者で当該農業共済組合の区域内に住所を有する者と、当該農業共済資格団体の構成員が営む同項第一号、第三号又は第四号に規定する業務を当該農業共済資格団体の業務とそれぞれみなして、この法律の規定を適用する。

第十五条第三項中「当該農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」にあつては当該都道府県連合会に改め、「組合等」の下に「とし、全国連合会にあつては第七十三条第四項に規定する特定組合及び都道府県連合会」を加え、同条に次の二項を加える。

第百条第一項から第三項までの規定により共済事業を行う全国連合会の組合員たる資格を有する者は、前項の規定により組合員たる資格を有する者のほか、当該全国連合会が行う第一項各号に掲げる共済事業の種類に応じ、当該各号に定める者で、当該共済事業の実施区域内に住所を有するもの（農林水産省令で定める基準に従い定款で定める者を除く。）とする。

前項の規定により同項の全国連合会の組合員たる資格を有する者については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「農業共済組合の区域」とあるのは、「共済事業の実施

区域」と読み替へるものとする。

第十五条を第二十号とする。

第十四条に見出しとして「事務費の負担」を付し、同条中「政令の」を「政令で」に、「組合等及び農業共済組合連合会」を「農業共済団体及び第七十三条第一項に規定する共済事業を行う市町村」に改め、第一章中同条を第十九条とする。

第十三条の六に見出しとして「準用」を付し、同条中「第十三条の二から前条までの」を「第十二条から前条までの規定による」に、「第十二条第四項及び第十三条の規定を」を「第十条第四項及び第十一条の規定（前条の規定による負担金にあつては、第十一条第二項の規定を除く。）に改め、後段を削り、同条を第十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（特約補填金に係る交付金の交付）

第十八条 国庫は、政令で定めるところにより、全国連合会に対し、第百八十二条第一項第二号の特約補填金の交付に要する費用に充てるため、交付金を交付する。

第十三条の五に見出しとして「園芸施設共済の共済掛金の負担」を付し、同条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（農業経営収入保険の保険料の負担）

第十六条 国庫は、農業経営収入保険につき、被保険者の支払うべき保険料のうち、当該被保険者に係る保険金額に、当該被保険者に係る第百八十条第一項の基準保険料率を乗じて得た金額の二分の一に相当する金額を負担する。

第十三条の四を削る。

第十三条の三に見出しとして「果樹共済の共済掛金の負担」を付し、同条第一項中「収穫共済につき、第百二十条の六第一項第一号の収穫共済の共済目的の種類等」と及び第百二十条の七第一項の収穫共済の共済事故等による種類ごとを「果樹共済につき、収穫共済にあつては第百四十八条第一項に規定する収穫共済の共済目的の種類ごと

に、樹体共済にあつては同条第六項に規定する樹体共済の共済目的の種類ごと」に、「次の各号の区

分により当該各号に掲げる率」を「当該組合員等に係る第百四十九条第一項の基準共済掛金率」に改め、同項各号及び同条第二項を削り、同条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（畑作物共済の共済掛金の負担）

第十四条 国庫は、畑作物共済につき、第百五十三条第一項に規定する共済目的の種類ごとに、組合員等への支払うべき共済掛金のうち、当該組合員等に係る共済金額に、当該組合員等に係る第百五十四条第一項の基準共済掛金率を乗じて得た金額の百分の五十五（畜産に係るものにあつては、二分の一）に相当する金額を負担する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三号、第四号及び第二十五条の規定 公布の日（次号において「公布日」という。）

二 附則第二十三号の規定 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第 号）の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

（登記に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の農業災害補償法（以下「旧法」という。）の規定による登記に係る処分、手続その他の行為は、この法律による改正後の農業保険法（以下「新法」という。）第七條第一項の規定に基づく政令の相当規定によりしたものとみなす。

2 旧法第七十條の規定による登記簿は、新法第七條第一項の規定に基づく政令の相当規定による登記簿とみなす。

（全国連合会の設立に関する経過措置）

第三条 新法第十條第一項に規定する全国連合会（以下この条において「全国連合会」という。）の発起人にならうとする者は、この法律の施行の

日(以下「施行日」という。)前においても、新法第二章(第三十条から第三十二条までを除く。)の規定の例により、定款及び事業規程の作成、創立総会の開催その他全国連合会の設立に必要な行為をすることができ。

2 全国連合会の発起人は、施行日前においても、新法第三十条から第三十二条までの規定の例により、全国連合会の設立の認可の申請をし、農林水産大臣の認可を受けることができる。この場合において、認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

(農業共済組合の設立又は合併に関する経過措置)

第四条 その設立又は合併の日が施行日以後である農業共済組合の設立又は合併をしようとする場合において、施行日前に当該設立又は合併に必要な行為を行うときは、旧法第二十二條第一項、第二十三條、第二十四條第一項、第二十五條、第三十條第一項、第三十一條第一項ただし書及び第五十一條第二項の規定にかかわらず、新法第二十八條第一項、第二十九條、第三十條第一項、第三十一條、第三十六條第一項、第三十七條第十一項ただし書及び第七十條第二項の規定の例によりこれを行わなければならない。

(共済規程及び保険規程に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧法第二章第二節の規定により定められている農業共済組合の共済規程及び農業共済組合連合会の保険規程は、新法第二章第二節の規定により定められた事業規程とみなす。

(農業共済組合連合会の役員に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に存する農業共済組合連合会については、新法第三十七條第十一項本文の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

(農作物共済に関する経過措置)

第七条 農作物共済の共済関係、当該共済関係に

係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係に関する新法の規定は、平成三十一年産の農作物に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、平成三十年以前の年産の農作物に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

(家畜共済に関する経過措置)

第八条 家畜共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係に関する新法の規定は、平成三十一年一月一日以後に共済責任が始まる死亡廃用共済及び疾病傷害共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係並びに当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に共済責任が始まる家畜共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、平成三十年十二月三十一日の属する共済掛金期間の満了の時(その時まで)に当該共済関係に係る共済目的たる家畜が死亡廃用共済又は疾病傷害共済に付されたときは、当該家畜については、その共済責任が始まる時)までは、なお従前の例による。

(果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済に関する経過措置)

第九条 果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係並びに当該保険関係に係る再保険関係に関する新法の規定は、平成三十一年一月一日以後に共済責任期間が開始するこれらの共済事業の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

(共済掛金及び保険料の払戻しに関する経過措置)

置)

第十条 農業共済組合又は新法第七十條第一項に規定する共済事業を行う市町村は、平成三十三年三月三十一日までに共済責任期間(家畜共済にあつては、共済掛金期間)の満了する共済事業の共済関係に係る共済掛金について、平成三十四年三月三十一日までの間に限り、旧法第二十二條の規定の例により、その一部を払い戻すことができる。

2 前項の規定は、同項に規定する共済関係に係る新法第十一條第二項に規定する都道府県連合会(附則第十二條において「都道府県連合会」という。)の保険事業の保険関係に係る保険料について準用する。

(農業経営収入保険に関する経過措置)

第十一條 農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係に関する新法の規定は、平成三十一年一月一日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用する。

(独立行政法人農林漁業信用基金に対してされた出資に関する経過措置)

第十二條 施行日前に政府、農業共済組合連合会及び旧法第五十三條の二第四項に規定する特定組合から独立行政法人農林漁業信用基金に対し旧法第四十二條の十二第一項の農業災害補償関係資金に充てるべきものとして示して出資された額に相当する額は、それぞれ、政府、都道府県連合会及び新法第七十三條第四項に規定する特定組合から独立行政法人農林漁業信用基金に対し新法第二百十八條第一項の農業保険関係資金に充てるべきものとして示して出資されたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十三條 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第十四條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行状況その他の事情を勘案し、農業経営収入保険事業その他の農業保険の制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第十五條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の項中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第八十五條第四項(第八十五條の七において準用する場合を含む。)、第三百三十一條第一項及び第四百三十三條の二第二項」を「第七十一條第一項及び第二百二十二條第二項」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十六條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第三項中「農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)第百十一條第一項に規定する肉用牛等及び乳牛の雌等(政令で定めるものを除く。)」を「次に掲げる牛以外の牛」に改め、同項に次の各号を加える。

一 種雄牛

二 乳牛の雌のうち子牛の生産の用に供されるもの

第六十七條の三第二項中「農業災害補償法第百十一條第一項に規定する肉用牛等及び乳牛の雌等(政令で定めるものを除く。)」を「次に掲げる牛以外の牛」に改め、同項に次の各号を加える。

一 種雄牛

二 乳牛の雌のうち子牛の生産の用に供されるもの

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十七條 前条の規定による改正後の租税特別措置法(次項において「新租税特別措置法」とい

う。)第二十五条の規定は、平成三十年分以後の所得税について適用し、平成二十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十七条の三及び第六十八条の百一の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。以下この項において同じ。)分の法人税及び連結親法人(法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)又は当該連結親法人による連結完全支配関係(法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下この項において同じ。)にある連結子法人(法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人をいう。以下この項において同じ。)の施行日以後に終了する連結事業年度(法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に終了した連結事業年度の法人税については、なお従前の例による。

(所得税法等の一部改正)

第十八条 次に掲げる法律の規定中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改める。

一 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表第一 農業共済組合及び農業共済組合連合会の項

二 法人税法別表第二 農業共済組合及び農業共済組合連合会の項

三 消費税法(昭和六十二年法律第八号)別表第三 第一号の表 農業共済組合及び農業共済組合連合会の項

(登録免許税法の一部改正)

第十九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の二十三の項の第二欄中「農業災害

補償法」を「農業保険法」に改め、同項の第三欄の第二号中「農業災害補償法第九十八条の二(損害認定の準則)(同法第百三十二条第一項(準用規定))」を「農業保険法第百三十一条第一項(損害認定)(同法第百七十二条準用)、第百七十四条(準用)及び第百八十七条準用」に改める。

(独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正) 第二十条 独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「保険事業等に係る保険金等の支払」を「共済事業等に係る共済金等の支払等」に改める。

第十一条の二 第二項中「農業災害補償関係業務」を「農業保険関係業務」に改める。

第十二条第二項中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第百四十二条の八」を「第百二十四条」に、「農業災害補償関係業務」を「農業保険関係業務」に改める。

第二十四条第一項中「農業災害補償関係業務」を「農業保険関係業務」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正) 第二十一条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第百二十四条第一項中「農業共済再保険事業等」を「農業再保険事業等」に改め、同条第四項中「農業共済再保険事業等」を「農業再保険事業等」に、「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第百三十四条を「第百九十二条及び第百二十五条」に、「及び同法第百四十一条の四」を「並びに同法第百一条」に改める。

第百二十六条中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改める。

第百二十七条第三項中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改め、同項第一号イ中「農業共済再保険事業等」を「農業再保険事業等」に、「農業災害補償法第百三十六条」を「農業保

險法第百九十三条及び第百六条」に、「及び同法第百四十一条の六」を「並びに同法第二百二条に改め、同項第二号イ中「農業共済再保険事業等」を「農業再保険事業等」に、「農業災害補償法第百三十七条を「農業保険法第百九十三条及び第百六条」に、「及び同法第百四十一条の七」を「並びに同法第二百二条」に改め、同号ロ中「農業災害補償法第十三条(同法第十三条の六を「農業保険法第十三条(同法第十三条の六を「農業再保険勘定」に改め、同条第六項第一号ハ中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改め、同項第二号イ中「農業共済再保険事業等」を「農業再保険事業等」に改める。

第百二十九条第三項中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改め、同項第一号中「農業共済再保険事業等」を「農業再保険事業等」に、「農業災害補償法第十二条第一項」を「農業保険法第十條第一項」に、「第十三条の二から第十三条の五まで」を「第十二条から第十六条まで」に改め、同項第二号中「農業共済再保険事業等」を「農業再保険事業等」に改める。

第百三十条第二項中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改める。

第百三十四条第一項中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改め、同項第一号中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に、「農業共済再保険事業等」を「農業再保険事業等」に改め、同条第二項中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改める。

第百三十六条第三項中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改め、同項第一号及び同条第四項第一号中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に、「農業共済再保険事業等」を「農業再保険事業等」に改める。

第百三十七条第六項中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改める。

附則第四十一条の見出し中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改め、同条中「農業

災害補償法第百五十条の三第一項」を「農業保険法附則第三条第一項」に、「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第二十二條 前条の規定による改正後の特別会計

に関する法律(以下この条において「新特別会計法」という。)の規定は、平成三十年度の予算から適用し、前条の規定による改正前の特別会計に関する法律に基づく食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定(以下この条において「旧農業共済再保険勘定」という。)の平成二十九年年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。この場合において、旧農業共済再保険勘定の平成三十年年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、新特別会計法に基づく食料安定供給特別会計の農業再保険勘定(以下この条において「新農業再保険勘定」という。)の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧農業共済再保険勘定の平成二十九年年度の出納の完結の際、旧農業共済再保険勘定に所属する積立金は、新特別会計法第百三十四条第一項の規定により、新農業再保険勘定に所属する積立金として積み立てられたものとみなす。

3 この法律の施行の際、旧農業共済再保険勘定に所属する権利義務は、新農業再保険勘定に帰属するものとする。

4 前項の規定により新農業再保険勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、新農業再保険勘定の歳入及び歳出とする。

5 附則第七条から第九条までの規定によりなお従前の例によることとされる旧法第百三十四条の規定による再保険事業及び旧法第百四十一条の四の規定による保険事業に関する経理は、新特別会計法第百二十四条第一項の規定にかかわらず、食料安定供給特別会計において行うものとする。この場合における同条第四項並びに新特別会計法第百二十七条第三項第一号及び第二

号、第二百二十九条第三項第一号並びに附則第四十一條の規定の適用については、新特別会計法第二百二十四条第四項中「保険事業を」とあるのは「保険事業並びに農業災害補償法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第 号)附則第七條から第九條までの規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号、以下「旧農業災害補償法」という。)第三百二十四條の規定による再保険事業及び旧農業災害補償法第四百一條の四の規定による保険事業を」と、

新特別会計法第二百二十七條第三項第一号イ中「保険料を」とあるのは「保険料並びに旧農業災害補償法第三百三十六條の再保険料及び旧農業災害補償法第四百一條の六の保険料を」と、同項第二号イ中「保険金を」とあるのは「保険金並びに旧農業災害補償法第三百三十七條の再保険金及び旧農業災害補償法第四百一條の七の保険金を」と、同号ロ中「交付金」とあるのは「交付金及び旧農業災害補償法第十三條(旧農業災害補償法第十三條の六において準用する場合を含む。)の規定による交付金」と、新特別会計法第二百二十九條第三項第一号中「もの」とあるのは「もの及び旧農業災害補償法第十二條第一項若しくは第二項又は第十三條の二から第十三條の五までの規定により国庫が負担するもの」と、

新特別会計法附則第四十一條中「交付金」とあるのは「交付金及び旧農業災害補償法第五百十條の三第一項の交付金」とする。
(民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二十三條 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二百四十一條(見出しを含む。)中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改め、同條のうち、農業災害補償法第八十七條の二第六項の改正規定を削り、同法第八十八條の改正規定中「第十八條中「払戻」を「払戻し」に」を「第一百十九條

中」に改め、「「因つて」を「よつて」に」を削り、同法第三百三十一條第二項の改正規定中「第三百三十一條第二項」を「第七十一條第二項」に改める。

第二百四十二條の見出し中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改め、同條中「の農業災害補償法」を「の農業保険法」に、「旧農業災害補償法」を「旧農業保険法」に、「第八十七條の二第六項(旧農業災害補償法第三百三十二條第一項及び第四百一條の二において準用する場合を含む。)」又は「第三百三十一條第二項(旧農業災害補償法第四百一條第二項)」を「第七十一條第二項(旧農業保険法第九十八條第二項(旧農業保険法第二百三條及び第二百七條において準用する場合を含む。))」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第二十四條 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第三十三号中「農業災害補償」を「農業保険」に改める。

第六條第二項の表農漁業保険審査会の項中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改める。
(政令への委任)

第二十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

平成二十九年六月三十日印刷

平成二十九年七月三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K